

第2次山梨県

環境基本計画

中間見直し



平成26年3月策定

(令和元年11月中間見直し)



山梨県

目 次

第1章 計画策定の考え方	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の目的	1
第3節 計画の性格・他計画等との関係	2
第4節 計画の対象	3
第5節 計画の期間	4
第6節 計画の構成	4
第2章 環境に関する状況	5
第1節 環境を取り巻く状況	5
第2節 本県の基本特性	8
第3節 本県の環境の現状	11
第4節 これまでの成果・今後の課題	24
第3章 計画の基本目標・目指すべき将来像	27
第1節 計画の基本目標	27
第2節 4つの目指すべき将来像	27
第3節 施策展開の考え方	31
第4章 県民・民間団体・事業者・市町村・県の役割	32
第1節 県民の役割	32
第2節 民間団体の役割	34
第3節 事業者の役割	35
第4節 市町村の役割	37
第5節 県の役割	38
第5章 環境の保全と創造のための施策の展開	40
第1節 環境負荷の少ない循環型の地域社会づくり	42
第2節 安全・安心で快適な生活環境づくり	46
第3節 生物多様性に富んだ自然共生社会づくり	51
第4節 地球環境の保全に貢献する地域社会づくり	58
第5節 持続可能な社会の構築に向けた地域づくり・人づくり	62
第6節 環境の保全と創造のための基盤づくり	66
第6章 重点的に取り組む施策	69
第1節 富士山及び周辺地域の良好な環境の保全	71
第2節 健全な森林・豊かな緑の保全	74
第3節 持続可能な水循環社会づくり	78
第4節 環境にやさしく自然と調和した美しい県土づくり	81
第5節 廃棄物等の発生抑制等の推進	85
第6節 野生鳥獣の保護管理・鳥獣害防止対策の推進	88
第7節 クリーンエネルギーの導入促進等による地球温暖化対策の推進	90
第7章 計画の推進	93
第1節 推進体制	93
第2節 計画の進行管理	94

資 料 編

1 第2次山梨県環境基本計画 策定の経緯	96
2 山梨県環境保全審議会 委員名簿.....	97
3 第2次山梨県環境基本計画 環境指標一覧	98
4 山梨県環境基本条例	102
5 用語解説	109

本文中、※印のついている用語の解説については、巻末の資料5（用語解説）を御参照下さい。
（初出の語にのみ※がついています）

第1章 計画策定の考え方

第1節 計画策定の趣旨

現代社会は、物質的豊かさと生活の利便性をもたらす一方で、廃棄物処理や生態系[※]への影響、地球温暖化[※]やオゾン層[※]破壊など様々な環境問題が顕在化しています。

こうした環境問題は、日常生活や通常の事業活動に起因するものが多く、解決のためには、私たち一人ひとりが、これまでの価値観やライフスタイル、豊かさに対する考え方を変え、生活行動や経済活動のあり方そのものを「環境」という視点から見直していくことが求められます。

今、私たち全ての者が、人類社会の持続的発展[※]に向けて、環境の持つ価値をより一層認識し直し、環境の保全と創造[※]に向けた取組を進め、かけがえのない財産である緑あふれる森林、清らかな水などの豊かな自然や良好な環境を将来の世代に引き継いでいかな

ければなりません。

このような考え方に立ち、本県では、平成16(2004)年4月、環境の保全及び創造に関する基本理念などを定めた「山梨県環境基本条例」を施行し、同条例第8条の規定に基づき、環境の保全と創造に関する施策の目指すべき方向を明らかにする基本的な計画として、平成17(2005)年2月に「山梨県環境基本計画」を策定し、平成26(2014)年3月に現在の「第2次山梨県環境基本計画」を策定しました。

今回の中間見直しでは、本計画策定後の環境を取り巻く状況の変化を踏まえ、生物多様性や地球温暖化などの課題に適切に対応していくため、これまでの成果を点検し、必要な見直しを行いました。

第2節 計画の目的

本計画は、「山梨県環境基本条例」第8条の規定に基づく計画であり、その目的は次のとおりです。

- ① 健全で恵み豊かな環境の保全と、ゆとりと潤いのある美しい環境の創造に関する県の各種施策を、より有機的な連携のもとに総合的かつ計画的に推進する。
- ② 県民、民間団体、事業者、市町村、県などの各主体が、目標を共有し、公平な役割分担のもと、自発的かつ積極的に環境の保全と創造に取り組むよう方向づける。

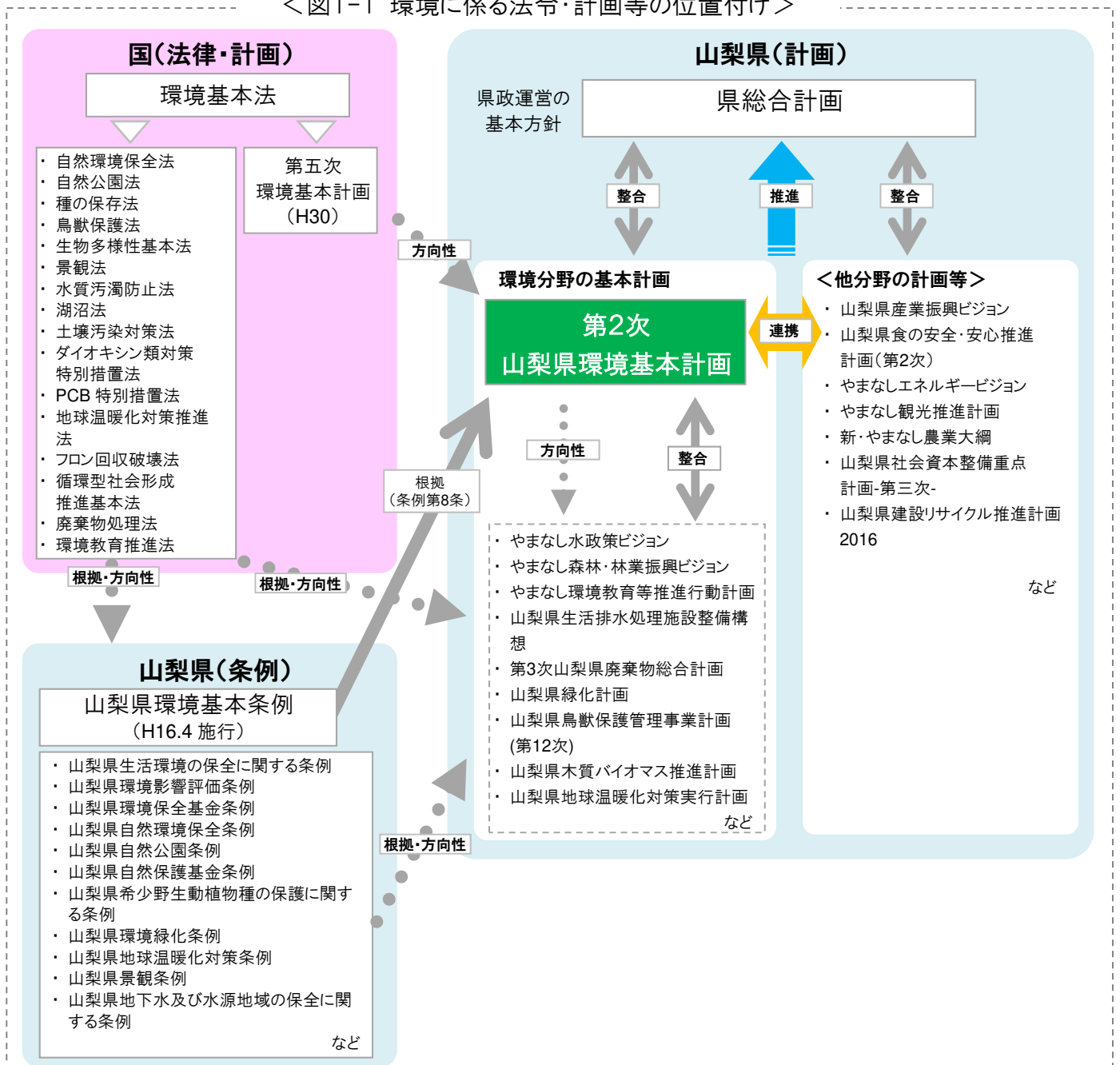
第3節 計画の性格・他計画等との関係

本計画は、県政運営の基本指針である県総合計画を環境面から推進する計画として、環境の保全と創造に関する施策の目指すべき方向を明らかにする基本的な計画です。

また、見直しに当たり、本計画の第5章第3節を生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略として位置づけ、「山梨県生物多様性戦略」としました。

本県の環境保全に関連する他の個別計画等は、本計画が示す方向性に沿って策定し、推進するものとします。また、県政の各分野の計画等についても、環境に関する事項については、本計画の基本的な考え方に沿って策定し、本計画と相互に連携しながら、施策の展開・推進を図るものとします。

＜図1-1 環境に係る法令・計画等の位置付け＞



第4節 計画の対象

環境は、それ自体が包括的な概念であり、社会的ニーズや人々の意識変化によって変遷していくものであるため、限定的には捉えず、今後、新たな環境問題が生じた場合は適切に対応していく必要があります。

本計画では、対象とする環境を、「山梨県環境基本条例」第3条に規定する基本理念や、第7条に規定する施策の策定等に係る指針を踏まえ、おおよそ次のとおりとします。

生活環境	○ 廃棄物、物質循環 等 ○ 大気、水質、騒音・振動・悪臭、地盤沈下、土壤汚染、化学物質 等 ○ 景観、身近な緑や水辺、歴史的・文化的遺産 等
自然環境	○ 森林、山岳、湖沼、河川、生物多様性 等
地球環境	○ 地球温暖化、オゾン層、エネルギー 等

<図1-2 計画が対象とする環境>



第5節 計画の期間

本計画は、令和5(2023)年度を目標年次として策定します。

なお、計画の策定時に想定されなかった社会経済情勢や環境問題の変化等が生じた場合は、必要に応じて随時見直しを行います。

第6節 計画の構成

第1章 計画策定の考え方

計画策定の趣旨、目的及び計画の性格など計画に関する基本的事項を示します。

第2章 環境に関する状況

環境を取り巻く状況や本県の基本特性、本県の環境の状況とともに、「山梨県環境基本計画」(平成17(2005)年2月策定)のこれまでの成果や今後の課題について示します。

第3章 計画の基本目標・目指すべき将来像

計画の基本目標と、計画の推進に当たって目指すべき本県の環境の将来像を示します。

第4章 県民・民間団体・事業者・市町村・県の役割

計画の目指すべき方向を達成していくために、地域を構成する各主体がどのような役割と責任のもとで取り組むことが望ましいかを示します。

第5章 環境の保全と創造のための施策の展開

環境の保全及び創造に関する施策を総合的に推進していくための施策の展開方向を示します。

第6章 重点的に取り組む施策

計画の推進に当たって県が重点的に取り組む施策を示します。

第7章 計画の推進

計画を推進するための体制や進行管理に関する事項を示します。

第2章 環境に関する状況

第1節 環境を取り巻く状況

1 社会的背景

近年、私たちを取り巻く社会情勢は、大きく変化しています。グローバル化の進展や、高度情報通信社会の到来により、世界との距離が急速に縮まり、世界中の様々な国や地域における経済活動や社会変動の結果が、かつてない速さで伝播し、他の国や地域へ影響を及ぼしています。

温室効果ガス^{*}の排出による地球温暖化問題や、天然資源の枯渇の懸念、大規模な資源採取による自然破壊など、人類生存の基盤である地球全体の環境に影響を及ぼすような地球規模での環境問題もその例外ではなく、私たちの日々の生活や事業活動に起因する環境への負荷が他の国や地域の人々の生活に及ぼす影響も、ますます強まっています。地域間相互が密接に結びついた今日の人類社会においては、私たち一人ひとりが、地球に暮らす一員として、自分の周囲だけでなく、世界への影響を考慮に入れながら、生活様式や事業・経済活動のあり方を考えることが求められています。

一方、国内に目を向けると、20世紀後半の高度経済成長期以来、我が国の社会では、生活水準の上昇と生活の利便性の向上を追い求めた結果、大量生産・大量消費・大量廃棄を伴う生活様式が定着し、生活排水による

水質汚濁や交通などに起因する大気汚染、化学物質による環境リスク^{*}の高まりや自然環境の破壊問題など、様々な環境問題に直面してきました。

しかし、平成23(2011)年3月11日に発生した東日本大震災とこれに伴う原子力発電所の事故を受けて、自然の持つ圧倒的な力に対する社会やシステムの脆弱性など、人間の力の限界が改めて認識されるとともに、大量の資源・エネルギーを消費することで、はじめて成り立つ経済効率性や競争性を重視した今日の社会のあり方が見つめ直され、人と人とのつながり、地域や社会への貢献などが強く意識されるようになり、人々の価値観や意識が変化する兆しが見えはじめています。

自然との関わり方や、安全・安心の視点も含め、「将来の世代のニーズを満たしつつ、現在の世代のニーズも満足させる」(昭和62(1987)年 ブルントラント委員会^{*}報告書)『持続可能な社会』を築き、それを将来の世代に引き継いでいくためには、私たちが、環境による制約を前提条件として受け入れ、その制約のなかで資源やエネルギーを効率的に利用しながら、環境への負荷を低減し、自然と共生していくことが求められています。

2 環境に関する国内外の情勢

我が国では、平成5(1993)年の「環境基本法」制定以降、国の環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として、「環境基本計画」(平成6(1994)年)、「第二次環境基本計画」(平成12(2000)年)、「第三次環境基本計画」(平成18(2006)年)、「第四次環境基本計画」(平成24(2012)年)、「第五次環境基本計画」(平成30(2018)年)が策定されています。「第五次環境基本計画」では、持続可能な社会の実現のため、従来の分野別(縦割り)の重点分野を設定する考え方と異なり、SDGsの考え方も活用し、特定の施策が複数の異なる課題を統合的に解決するような、相互に関連しあう分野横断的な6つの重点戦略が設定されました。

環境を巡る様々な動きの中で、地球温暖化対策については、平成4(1992)年に気候変動枠組条約締結後、国際的な排出削減の枠組の構築に向けて協議が継続的に行われた結果、平成27(2015)年にはパリ協定が採択され、世界共通の長期目標として、産業革命前からの平均気温の上昇を2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求することとされました。

これを受け、各国が削減目標を設定し、目的達成に向けた対策に取り組むこととなる中、我が国では、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るために、平成28(2016)年に「地球温暖化対策計画」が策定されました。温室効果ガス排出量を2030年度において、2013年比26%削減することを中期目標として、その達成に向け、排出削減と吸収量

確保に着実に取り組むとともに、長期的な目標として2050年度までに80%の削減を目指し、目標達成を見据えた戦略的な取り組みを図ることとなりました。

一方、平成27(2015)年に「気候変動の影響への適応計画」、平成30(2018)年に「気候変動適応法」が制定され、地球温暖化対策は、従来からの温室効果ガスの排出削減対策(緩和策[※])に加え、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策(適応策[※])の2つの対策を車の両輪として計画的かつ総合的に推進することとなりました。

自然環境・生物多様性[※]については、国連環境開発会議(地球サミット)において、平成4(1992)年に「生物多様性条約」が採択され、この条約に基づき、日本では平成7(1995)年に最初の「生物多様性国家戦略」が策定されました。平成20(2008)年には「生物多様性基本法」が施行され、この基本法に基づき、「生物多様性国家戦略2010」(平成22(2010)年)、「生物多様性国家戦略2012-2020」(平成24(2012)年)が策定されました。「生物多様性国家戦略」では、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本方針、国が行うべき施策の方向や講ずるべき対策等を定めたもので、これにより各種の取組が進められています。また、平成22(2010)年10月には、生物多様性条約第10回締約国会議(COP10[※])が愛知県名古屋市で開催され、遺伝資源の利用と利益配分に関する「名古屋議定書」と、平成23(2011)年以降の新戦略計画(愛知目標)が採択されました。愛知目標では、生物多様性損失の根本原因へ

の対処や持続可能な利用の促進等、5つの戦略目標と、その下位にそれぞれの個別目標が掲げられています。

循環型社会[※]の構築については、社会における物質循環を確保することにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷の低減が図られた循環型社会を形成するための基本的枠組として、平成13(2001)年に「循環型社会形成推進基本法」が施行され、これを踏まえ、資源有効利用促進法や廃棄物処理法[※]の改正をはじめとした、一連のリサイクル法が施行されました。

平成19(2007)年には、今後の世界の枠組づくりへ我が国が貢献する上での指針である「21世紀環境立国戦略」において、持続可能な社会が「低炭素・循環型・自然共生型」社会の各側面を統合した取組展開が不可欠であることが示され、これを踏まえて、循環型社会形成推進基本法に基づく「第二次循環型社会形成推進基本計画」(平成20(2008)年)、「第三次循環型社会形成推進基本計画」(平成25(2013)年)が策定されました。

さらに、近年、海洋へのプラスチックごみの流出による地球規模での環境汚染が懸念される中、「第四次循環型社会形成推進基本計画」(平成30(2018)年)が策定され、その中ではプラスチック製品への依存を減らし、徹底した回収を進め、何度も循環利用することを目的とした“プラスチック資源循環戦略”を定め、プラスチックの3R[※](リデュース・リユース・リサイクル)を一層推進することとしています。

また、平成21(2009)年には、「バイオマス[※]活用推進基本法」が制定され、この法律に

基づく「バイオマス活用推進基本計画」が平成22(2010)年に策定されるなど、循環型社会づくりへの取組が着実に進みつつあります。

平成27(2015)年9月にニューヨークで開催された国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、17の目標(ゴール)と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標(SDGs)」が定められました。

先進国を含む国際社会全体が2030年までに貧困や飢餓、気候変動など、広範囲な課題に統合的に取り組むことにより、持続可能な社会の実現を目指すこととしています。

これを受け、国は平成28(2016)年に「持続可能な開発目標(SDGs)推進本部」を設置し、政府や地方自治体、企業等の役割を示す「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」を定め、SDGsの達成に向けた取組を推進しています。

第2節 本県の基本特性

1 地 勢

本県は、日本列島のほぼ中央に位置し、南は日本一の高峰富士山(標高3,776m)、西には3,000m級の山々からなる南アルプス、北には八ヶ岳、茅ヶ岳、北東には奥秩父山塊など、周囲を急峻な山々に囲まれた内陸県です。

河川は、富士川水系、相模川水系、多摩川水系の3つに分けられます。

富士川水系は御坂山地の西側に位置し、富士川(釜無川を含む)、笛吹川が流れてお

り、その流域は県土面積の約4分の3を占めています。相模川水系は御坂山地の東側に位置し、相模川(桂川を含む)が流れ、また、多摩川水系は県の北東部に位置し、多摩川、小菅川が流れています。

県土面積は、4,465km²(平成28(2016)年10月1日現在)で、我が国の総面積の約1.2%にあたります。

図2-1 山梨県全図

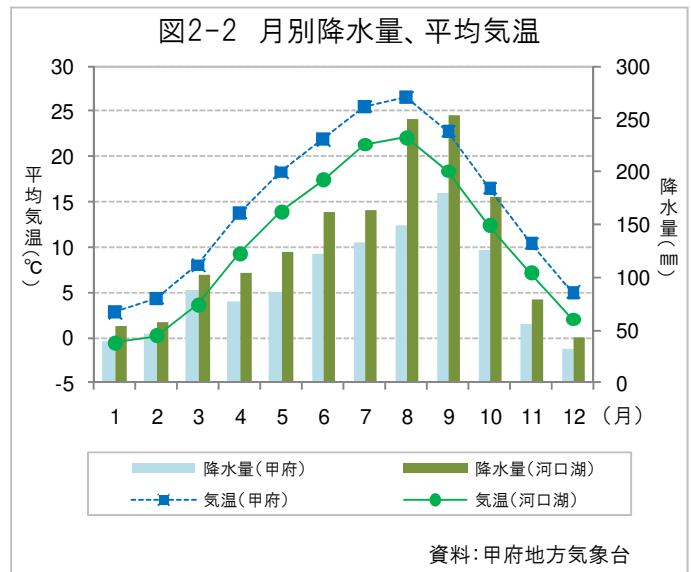


資料:山梨県全図衛星写真(山梨県環境科学研究所提供)

2 気候・気象

周囲を急峻な山々に囲まれた本県は、降水量の年平均値が1,135.2mm(甲府地方気象台。統計期間1981～2010年。以下同様。)と少なく、夏と冬の温度差が激しく昼夜の気温差も11℃と大きい盆地特有の内陸的気候となっています。

山梨県甲府市の気温の年平均値は14.7℃で、県南部や東部では比較的暖かく、北部や西部の山岳地は寒冷です。また、降水量は南部や西部山岳地で多く、北部山岳地で少なくなっています。



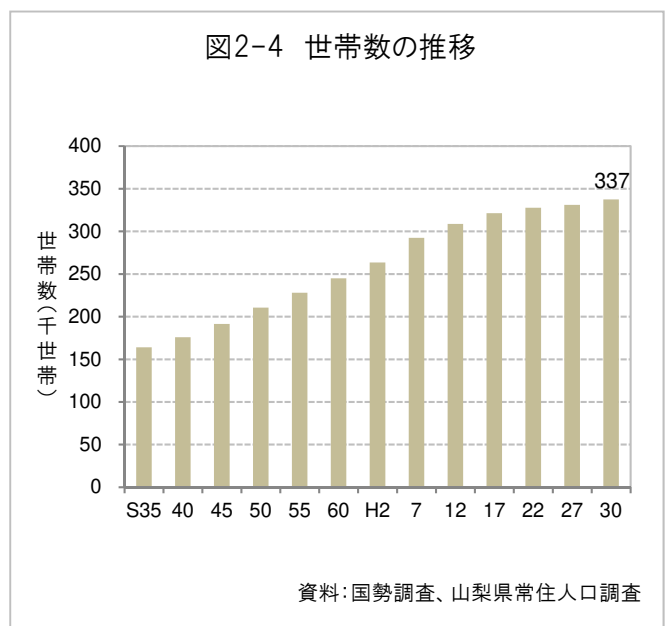
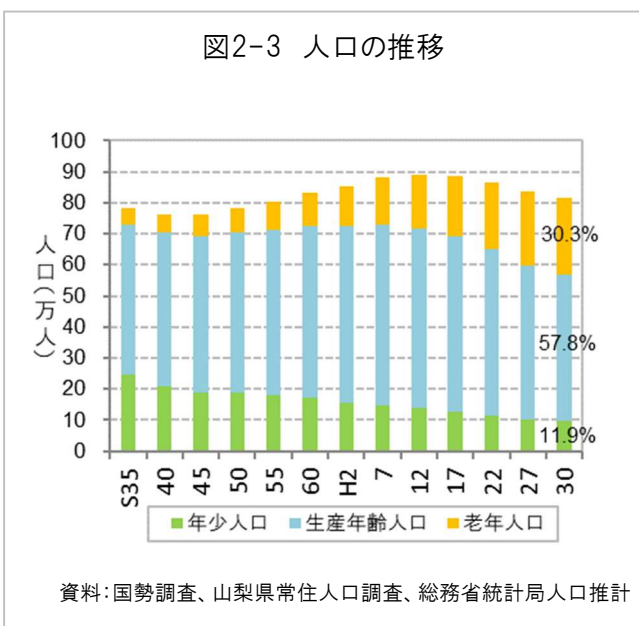
3 人口・世帯数

本県の人口は、平成12(2000)年度の89万人台をピークに減少を続けており、平成30(2018)年10月1日現在817,583人となっています。

年齢3区分別人口では、昭和20年代以降、15歳未満人口が減少、65歳以上人口が増加しており、年少人口(0～14歳)が11.9%、生産年齢人口(15～64歳)が57.8%、老年

人口(65歳以上)が30.3%(うち75歳以上が15.8%)(平成30(2018)年10月1日現在)となっています。

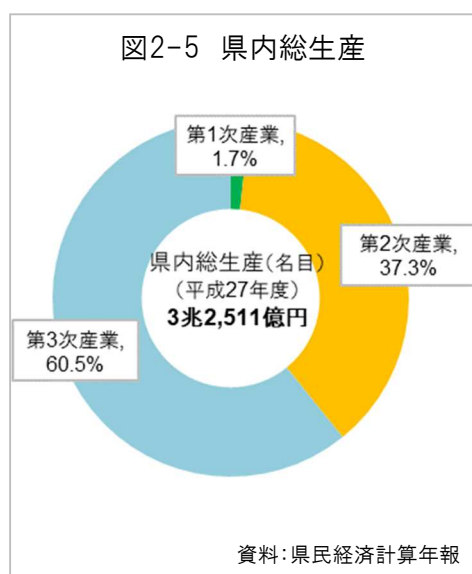
一方、世帯数は平成30(2018)年10月1日現在、337,440世帯となっており、近年の傾向として、人口は減少傾向にあるものの、世帯数は増加する傾向にあります。



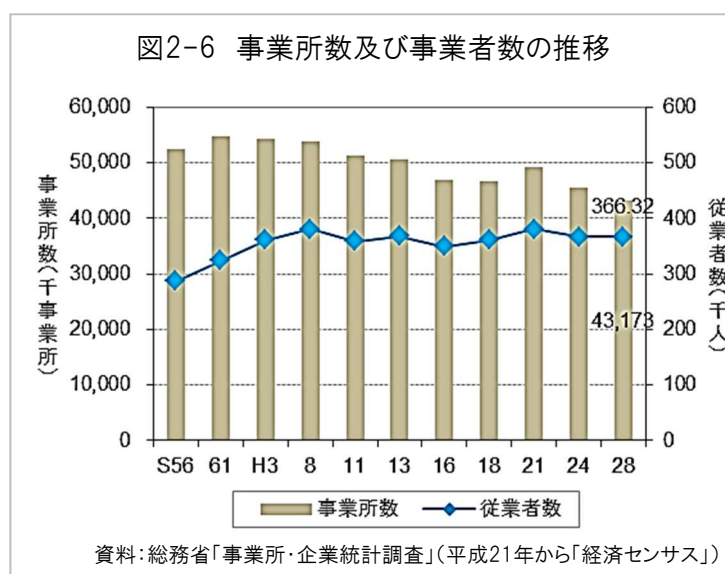
※集計の百分率は小数第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

4 産 業

平成27(2015)年度の県内総生産は、名目で3兆2,511億円であり、前年度に比べて4.1%の増加となりました。その内訳を産業別で見ると、第1次産業が1.7%、第2次産業が37.3%、第3次産業が60.5%であり、昭和57(1982)年の中央自動車道の開通を契機としてハイテク産業の立地が進むなど、第2次産業の占める割合が全国平均に比べて高くなっています。。



県内の事業所数は昭和61(1986)年まで増加傾向にあり約5万4千事業所にまで達しましたが、その後減少に転じ、平成28(2016)年の事業所数は43,173事業所です。一方、従業者数は平成8(1996)年まで増加傾向にあり約38万人まで達しましたが、その後やや減少し、平成28(2016)年度の従業者数は366,320人となっています。



※集計の百分率は小数第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

5 県 民 性

本県の厳しい自然特性は、勤勉性や忍耐強さ、創造性や進取の気性など活力に満ち知恵を育む県民性を培ってきました。その結果、気候風土を生かした果樹栽培や全国に誇る地場産業の発祥と発展を生み出し、著名な財界人や文学者を輩出してきました。

本県特有の風土が長い年月をかけ、育んだ県民性は、持続可能な社会の形成に向けて大きな力となるものです。

第3節 本県の環境の現状

1 生活環境

1-1 大気

本県では、大気汚染の状況を把握するため、一般環境大気測定局10局及び自動車排出ガス測定局2局、合計12局で大気汚染状況の常時監視を行っています。

平成29(2017)年度の結果では、二酸化硫黄(SO₂)^{*}、一酸化炭素(CO)^{*}、浮遊粒子状物質(SPM)^{*}、二酸化窒素(NO₂)^{*}、微小粒子状物質(PM_{2.5})^{*}について、環境基準^{*}を達成しましたが、光化学オキシダント(Ox)^{*}については、非達成でした。

また、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質及び二酸化窒素の長期的評価による測定結果の経年変化は、低減傾向又は横ばいであり、光化学オキシダント濃度の昼間の1時間値の年平均値の経年変化は、極わずかに上昇傾向となっています。また、平成22(2010)年度から測定を開始した微小粒子状物質の年平均値についても、横ばいで推移しています。

表2-1 大気汚染に係る環境基準達成状況の推移

(環境基準達成局数/有効測定局数)

	H25	H26	H27	H28	H29
二酸化硫黄(SO ₂)(長期的評価)	3/3	3/3	3/3	3/3	3/3
一酸化炭素(CO)(長期的評価)	2/2	2/2	2/2	2/2	2/2
浮遊粒子状物質(SPM)(長期的評価)	10/12	12/12	12/12	12/12	12/12
二酸化窒素(NO ₂)(長期的評価)	11/11	11/11	11/11	11/11	11/11
光化学オキシダント(Ox)(短期的評価)	0/10	0/10	0/10	0/10	0/10
微小粒子状物質(PM _{2.5})(長期的評価)	3/5	3/6	5/6	6/6	6/6

資料: 大気水質保全課

評価方法

短期的評価: 測定を行った日の1時間値の1日平均値もしくは8時間平均値又は各1時間値を環境基準と比較して評価を行う。

長期的評価:

SO₂, CO, SPM 1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値を環境基準として評価を行う。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、非達成とする。

NO₂ 1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値を環境基準と比較して評価を行う。

PM_{2.5} (長期基準に関する評価) 測定結果の1年平均値を長期基準(1年平均値)と比較する。
(短期基準に関する評価) 測定結果の1日平均値のうち、年間98パーセントタイル値を代表値として選択し、これを短期基準(1日平均値)と比較する。

環境基準の達成・非達成の評価については、長期基準に関する評価と短期基準に関する評価を各々行った上で、両方を満足した局について、環境基準が達成されたと判断する。

1-2 水 質

本県では毎年、「水質汚濁防止法」に基づき測定計画を定め、河川・湖沼の公共用水域[※]と地下水の水質測定を実施し、その結果を環境基準[※]などにより評価しています。

平成29(2017)年度における公共用水域の水質測定の結果、調査地点53地点において、河川の評価指標であるBOD[※](生物化学的酸素要求量)の環境基準達成率は100%、湖沼の評価指標であるCOD[※]

(化学的酸素要求量)の環境基準達成率は80%という結果でした。

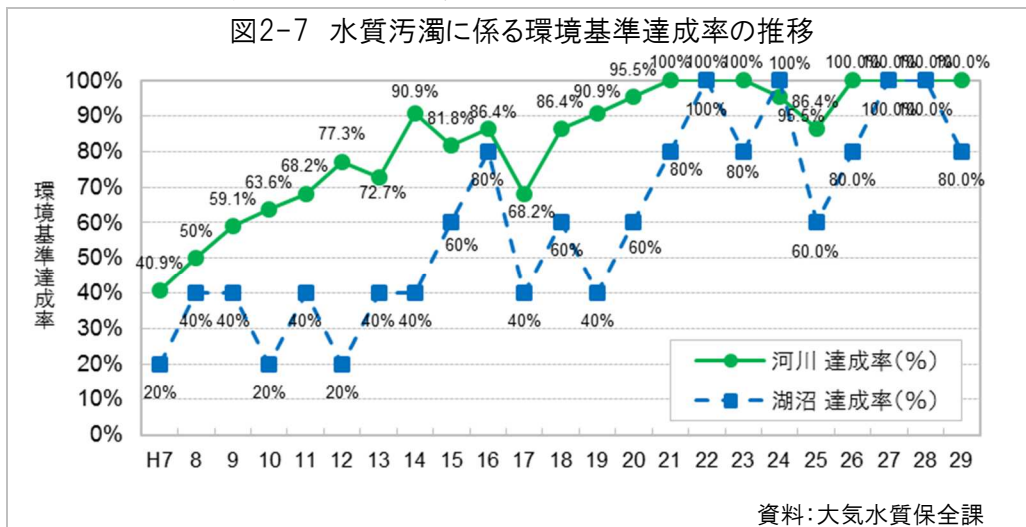
さらに、水生生物の保全に係る環境基準項目である全亜鉛については、全ての地点において環境基準を達成しました。

また、河川のうち2地点で、人の健康の保護

に関する環境基準を超えるヒ素が検出されましたが、これまでの調査結果から原因は地質由来によるものと考えられます。

一方、地下水については、平成29(2017)年度、県内41地点において、環境基準が定められている27項目について水質の概況調査を行った結果、2地点で砒素が、1地点で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を超過していました。いずれも原因は特定されませんでした。砒素については地質由来の可能性があり、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については施肥由来の可能性がります。

要監視項目については、1地点でマンガンが指針値を超過しました。



1-3 騒音・振動・悪臭

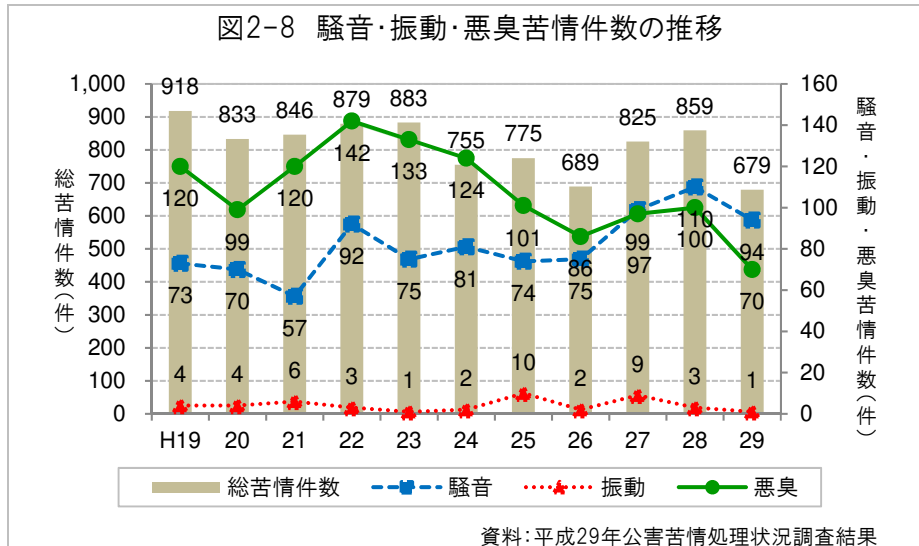
騒音についての苦情件数は、横ばい傾向で推移していましたが、近年はやや増加しており、平成29(2017)年度は94件でした。

また、道路に面する地域における騒音に係る環境基準の達成状況を見ると、平成29(2017)年度、面的評価対象区域のうち昼夜とも環境基準以下であったのは、94.7%とな

っています。

振動に関する苦情件数は毎年数件程度で推移し、また、悪臭の苦情件数は長期的には横ばい傾向となっています。平成29(2017)年度における苦情件数は、振動が1件、悪臭が70件でした。

図2-8 騒音・振動・悪臭苦情件数の推移



1-4 地盤沈下

地盤沈下については、県内38地点(基準点含む)で一級水準測量を行っており、長期的には全調査地点で地盤沈下が見られ、沈下量は甲府盆地中央部より南部の方が大き

い傾向が見られます。しかし、現在のところ、国が地盤沈下地域として公表している基準である年間20mmを超えて被害を生じるような沈下は見られない状況です。

1-5 土 壌 汚 染

有害物質を使用等していた施設の廃止時や一定規模以上の土地の形質変更時において知事から調査命令を受けた場合等に土壤汚染状況調査を実施することが土地の所有者等に義務付けられています。

土壤汚染を未然に防止するために、有害物質を使用する工場・事業場に対し、施設の

構造や有害物質の適正管理等について指導を行っています。

平成29(2017)年度末で、土壤汚染対策法の要措置区域に指定されている区域は8件、形質変更時要届出区域に指定されている区域は11件となっています。

1-6 化 学 物 質

環境中のダイオキシン類濃度の平成29(2017)年度の測定結果では、大気、水質、土壤の全ての測定地点において環境基準を達成しています。

大気中の有害な化学物質については、ベンゼン※、トリクロロエチレン※、テトラクロロエチレン※、ジクロロメタン※の4物質に関して環境基準

が定められており、平成29(2017)年度の測定結果において、全ての物質が全ての地点で環境基準を達成しています。

また、平成14(2002)年度から「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づく対象化学物質の排出・移動量の届出が始まりました。

平成28(2016)年度PRTR※データの実績では県内321事業所から届出があり、届出排出量・移動量は2,070トン(全国の0.6%)でした。環境への届出排出量は1,368トン(全国の0.9%)で、このうち大気への排出量が99.2%を占めています。事業所からの届出移動量は702トン(全国の0.3%)で、このうち廃棄物として移動した量が99.8%を占めています。排出量・移動量の多い物質はトルエン、ノルマル-ヘキサン、塩化メチレン、クロム及び三価クロム化合物※となっています。

内分泌攪乱化学物質※、いわゆる環境ホルモンによる環境汚染は、科学的には未解明な点が多く残されているものの、正常なホルモン作用への影響が懸念されることから、本県では、平成10(1998)年度から平成12(2000)年度にわたり、65物質(92種類)について、大気8地点、県内主要河川11地点、湖沼5地点、地下水4地点、土壌6地点で実態調査を実施しました。平成13(2001)年度は、それまでの調査結果を基に経年的な汚染状況の

推移を把握するため、継続モニタリング調査を実施し、平成14(2002)年度及び平成15(2003)年度は、調査地点を県内主要河

川(水質・底質)13地点とし、過去の調査で高頻度に検出された物質10物質17種類について調査を実施しました。平成15(2003)年度の調査結果では、ノニルフェノール※、ビスフェノールA※、フタル酸ジ-2-エチルヘキシル※、フタル酸ジ-n-ブチル※など4物質が検出されましたが、検出率及び検出値とも、概ね過去の国及び県における調査結果の範囲内でした。平成16(2004)年度からは調査媒体を水質に絞り、調査対象物質を魚類に対する予測無影響濃度が示された3物質(ノニルフェノール、ビスフェノールA、4-t-オクチルフェノール※)として平成23(2011)年度まで調査を実施してきました。平成16(2004)年度から平成23(2011)年度の調査では、調査した23地点すべてにおいてこれら3物質は魚類に対する予測無影響濃度を下回っていました。平成24年度以降は調査を一旦終了しましたが、環境省により平成24年8月にノニルフェノールが、平成25年3月に4-t-オクチルフェノールがそれぞれ水生生物の保全に係る環境基準項目、要監視項目に追加され、現在は公共用水域水質測定として2物質について調査を実施しています。

表2-2 ダイオキシン類の測定結果

		H25	H26	H27	H28	H29	環境基準
大	気	0.0091 ~0.015	0.014 ~0.023	0.0085 ~0.031	0.011 ~0.014	0.0086 ~0.052	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
	公共用水域	0.041 ~0.52	0.042 ~0.62	0.020 ~0.48	0.020 ~0.44	0.021 ~0.42	
	底質	0.13 ~8.8	0.13 ~1.4	0.092 ~15	0.098 ~14	0.17 ~7.5	150pg-TEQ/g以下
	地下水質	0.041 ~0.043	0.041 ~0.12	0.021 ~0.066	0.019 ~0.033	0.022 ~0.032	1pg-TEQ/l以下
	土壌	0.036 ~2.0	0.036 ~0.60	0.026 ~0.78	0.012 ~2.2	0.00063 ~10	1,000pg-TEQ/g以下

表2-3 有害大気汚染物質の環境基準達成状況の推移

(環境基準達成局数/有効測定局数)					
	H25	H26	H27	H28	H29
ベンゼン	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5
トリクロロエチレン	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5
テトラクロロエチレン	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5
ジクロロメタン	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5

資料:大気水質保全課

1-7 廃棄物

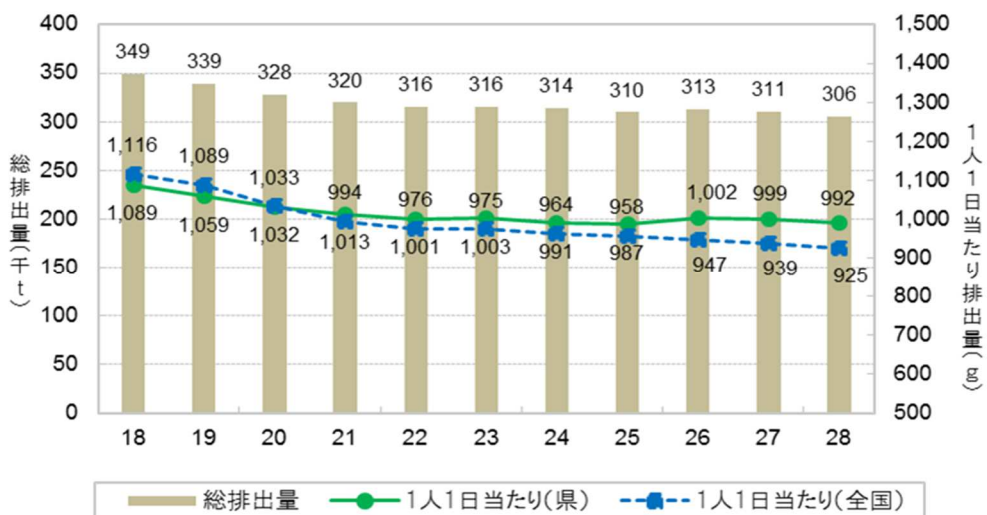
平成28(2016)年度における一般廃棄物の総排出量は306千トンで、市町村によって収集処理されるごみの量が296千トン、住民団体等による資源回収(集団回収)が10千トンとなっています。また市町村によって収集処理されるごみのうち、家庭系ごみが70.6%、事業系ごみが29.4%となっています。1人1日当たり排出量で見ると、平成18(2006)年度の1,089gから992gに減少しています。

収集されたごみは中間処理が行われ、焼却などによる減量化が77.2%、再資源化が

13.0%、埋め立てなどの最終処分が9.8%となっています。

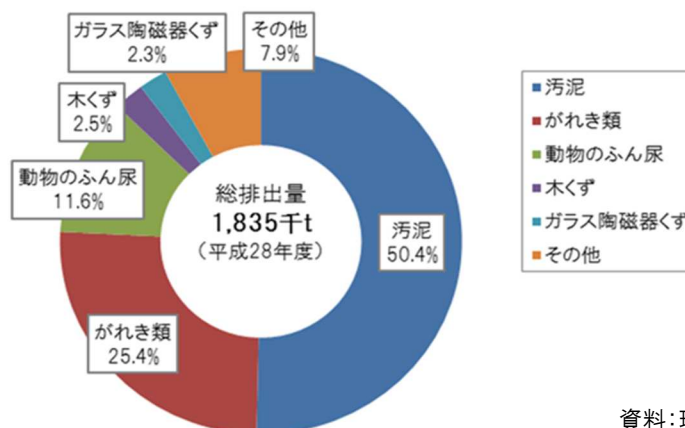
平成28(2016)年度における産業廃棄物[※]の総排出量は1,835千トンで、種類別では汚泥が最も多く50.4%、次いでがれき類が25.4%を占めています。発生した産業廃棄物は、自己中間処理及び委託中間処理が行われ、減量化量672千トン(36.6%)、再生利用量1,003千トン(54.7%)、最終処分量155千トン(8.4%)となっています。

図2-9 一般廃棄物排出量の推移



資料:環境整備課

図2-10 種類別産業廃棄物排出量



資料:環境整備課

※集計の百分率は小数第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

1-8 緑・景 観

身近な緑や水辺は、県民の快適な生活環境を形成する上で欠かせないものです。本県では、山梨県環境緑化条例に基づく緑化計画を策定し、近年の緑を取り巻く環境の変化や課題を踏まえ、新たな時代に対応した緑の創造、保全等に取り組んでいます。

県内の都市公園は、平成28(2016)年度末現在で203箇所、788.05haが整備されています。一方、県内の市街地における緑被分布の状況は、平成24(2012)年度末現在で、甲府29.3%、峡東28.3%、韮崎60.4%などとなっています。

優れた自然が創り出す自然景観や、数多くの歴史的資源が織り成す街並みなど、本県には個性豊かで県民の愛着を育む景観が残っています。これらの景観を後世に継承し、魅力ある景観を創造するため、平成2(1990)年10月に「山梨県景観条例」を制定し、大規模事業などにおける景観形成について指導を

行っています。さらに、平成16(2004)年の景観法制定などを受け、県全体の景観形成の方針と施策を広域的な景観づくりという視点から示した美しい県土づくりガイドラインを策定し、公共事業の景観形成の推進や市町村の景観計画策定に対する指導・支援、景観形成事業への助成などを実施しています。

また、景観に対する県民意識の向上を図るため、平成23(2011)年度には、多様な主体の協働・連携による景観づくり等事例の収集・情報提供や先進的な取り組みの表彰などを行う「美しい県土づくり推進会議」を設立し、行政や住民団体、事業者等の参加を得て運営しています。さらに、景観形成の重要な要素である屋外広告物についても、「山梨県屋外広告物条例(平成3(1991)年12月全部改正)」により、基準を定めて規制・誘導を実施しています。

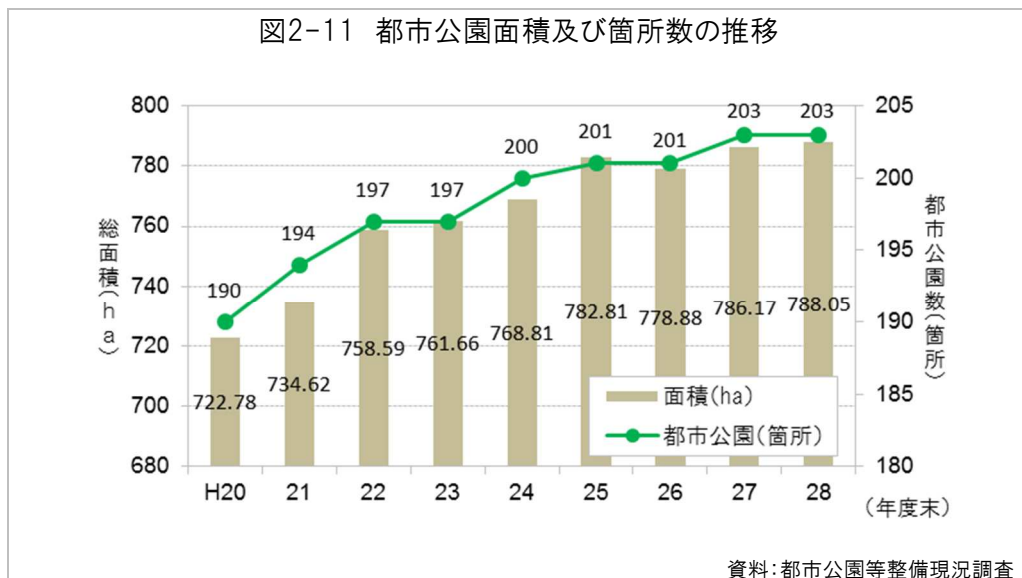


表2-4 市街地内の緑被率(平成24年度)

区分		単位: %				
地区名		樹木緑被率 (A)	草地緑被率 (B)	農地緑被率 (C)	緑被率計 (A+B+C)	非緑被地率
甲府市街化区域		10.0	5.4	13.9	29.3	70.7
用途地域	峡東	14.6	4.3	9.4	28.3	71.7
	韭崎	13.4	14.6	32.4	60.4	39.6
	南アルプス	8.4	3.1	17.8	29.3	70.7
	笛吹川	23.8	4.8	6.1	34.7	65.3
	市川三郷	15.0	9.2	23.4	47.7	52.3
	富士川	8.3	9.9	21.0	39.2	60.8
	上野原	12.3	10.2	17.0	39.5	60.5
	大月	15.9	7.0	17.7	40.6	59.4
	都留	21.3	3.1	4.4	28.8	71.2
	富士北麓	8.3	7.6	18.8	34.7	65.3
身延	5.3	8.9	12.5	26.8	73.2	

(甲府都市計画区域の市街化区域及び各都市計画区域の用途地域における緑被率)

資料: 山梨県緑の現況調査(各地域の緑被現況)

2 自然環境

2-1 動物

本県の低地林から高山帯までに及ぶ幅広い地勢は変化に富み、また、寒地系種と暖地系種分布域の接点であるという特性から、四季を通じて様々な野生動物が生息していると言われており、現在までにほ乳類56種、鳥類266種、は虫類13種、両生類15種などが確認されています。

ほ乳類については、特別天然記念物のカモシカが保護の成果により生息分布域が各地の高山帯及び亜高山帯に広がり、また、全国的に減少傾向にあるといわれているツキノワグマは、本県では、平成23(2011)年及び24(2012)年度に行った調査により約700頭が生息していると推計されています。

鳥類については、南アルプス山系には、特別天然記念物であるライチョウをはじめ、希少なイヌワシ、クマタカが生息しており、富士五湖をはじめ釜無川、笛吹川などでは冬季にカモ類の飛来が多く見られます。

魚類は、生息環境の変化により、現在では、かつて身近に存在していた種が見られなくなったり、本来我が国には生息していなかった外来種^{*}の存在が確認されています。

昆虫については、我が国では10万種以上、本県では5万種が生息しているものと考えられています。

2-2 植物

本県は、県南部富士川の標高80mから富士山頂の3,776mまでと標高差が大きく、暖帯

から温帯、亜寒帯、寒帯と幅広い自然植生分布が存在する山々が多く見られます。

自然植生については、県南部の富士川沿いから甲府盆地、さらに低山地にかけた標高300m以下の地域では、タブノキ、シロダモ、シラカシなどの常緑広葉樹林で占められており、甲府盆地をとりまく標高1,200m以下の温帯下部は、アカマツ、クリ、コナラ、標高1,800m程度までの温帯上部では、ミズナラ、ブナの温帯落葉広葉樹林が生育しています。

富士山、南アルプス、八ヶ岳など標高1,800mから2,500m程度までは、亜寒帯(亜高山帯)に属し、シラベ、コメツガなどの針葉樹林が広がり、ダケカンバが混生しています。標高2,500m以上の寒帯(高山帯)においては、富士山ではカラマツが、南アルプス、八ヶ

岳、奥秩父山塊ではハイマツが生育しています。

本県の山岳地域には「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」に基づき「国内希少野生動植物種※」に指定されているキタダケソウやアツモリソウをはじめ、多種多様な高山植物が生育し、その多くは氷河期から生息する貴重なものであることから、平成19(2007)年に「希少野生動植物種の保護に関する条例」を制定し、指定希少野生動植物種の採取行為及び譲渡の禁止などを定め、生育地パトロールの実施など高山植物の保護に努めています。

2-3 自然公園等

優れた自然の風景地を保護し適正な利用の増進を図ることを目的に、本県では、3つの国立公園、1つの国定公園、2つの県立自然公園が指定されており、総面積は121,207ha、県土面積の27.1%を占めています。これらの自然公園は、四季を通じて多くの人々に利用されており、平成24(2012)年には4,179万人が訪れています。

自然公園では、規制計画及び施設計画が定められ、自然環境の適切な保護と自然への影響が少なく安全な利用の促進を図っています。自然公園内は規制計画に基づき、特別地域(特別保護地区、第1種、第2種、第3

種特別地域)と普通地域に区分され、自然公園を保護するため各種の行為が規制されています。また、施設計画に基づき、遊歩道や利用施設などの整備を行うとともに美化活動などが行われています。

本県では、ふるさとの豊かな自然環境を保全するため、「山梨県自然環境保全条例」に基づき、将来にわたって保全する必要のある地域や動植物について、自然環境保全地区・自然記念物に指定しており、平成30(2018)年度末現在、32地区16,725haの自然環境保全地区、38箇所の自然記念物が指定されています。

表2-5 自然公園一覧

		単位:ha
国立公園	富士箱根伊豆	36,796
	秩父多摩甲斐	46,834
	南アルプス	18,286
	計	101,916
国定公園	八ヶ岳中信高原	4,088
	計	4,088
県立自然公園	四尾連湖	362
	南アルプス巨摩	14,841
	計	15,203
自然公園合計		121,207

資料:やまなしの環境

表2-6 自然公園利用者数の推移

		単位:千人							
		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
国立公園	富士箱根伊豆	19,935	20,477	21,704	22,099	22,758	24,487	21,058	25,417
	秩父多摩甲斐	8,830	9,016	10,293	9,363	8,640	8,043	7,600	7,881
	南アルプス	520	475	433	446	496	558	355	664
	計	29,285	29,968	32,430	31,908	31,894	33,088	29,013	33,962
国定公園	八ヶ岳中信高原	6,980	7,380	7,836	7,325	7,241	6,697	6,375	7,242
	計	6,980	7,380	7,836	7,325	7,241	6,697	6,375	7,242
県立自然公園	四尾連湖	72	68	71	75	73	73	62	74
	南アルプス巨摩	522	496	608	770	737	706	508	512
	計	594	564	679	845	810	779	570	586
自然公園合計		36,859	37,912	40,945	40,078	39,945	40,564	35,958	41,790

資料:やまなしの環境

2-4 富士山

日本の象徴である美しい富士山の姿と、富士山が育む豊かな自然を守り、次の世代に引き継ぐことを目的に、平成10(1998)年2月、「富士山総合環境保全対策基本方針」を策定し、さらに、同年11月には、山梨・静岡両県で「富士山憲章」を制定し、両県の連携のもと、富士山の総合的な保全への取組を進めてきました。

平成23(2011)年12月には2月23日を富士山の日とする「山梨県富士山の日条例」を制定し、さらなる取組を進めています。

また、富士山は、雄大さ、気高さ、美しさなどを基盤とし、信仰や芸術を生み出した山として、平成25(2013)年6月、世界文化遺産[※]に登録されました。

2-5 森 林

本県の森林面積は347千haで、県土面積の78%を占め、全国でも有数の森林県です。

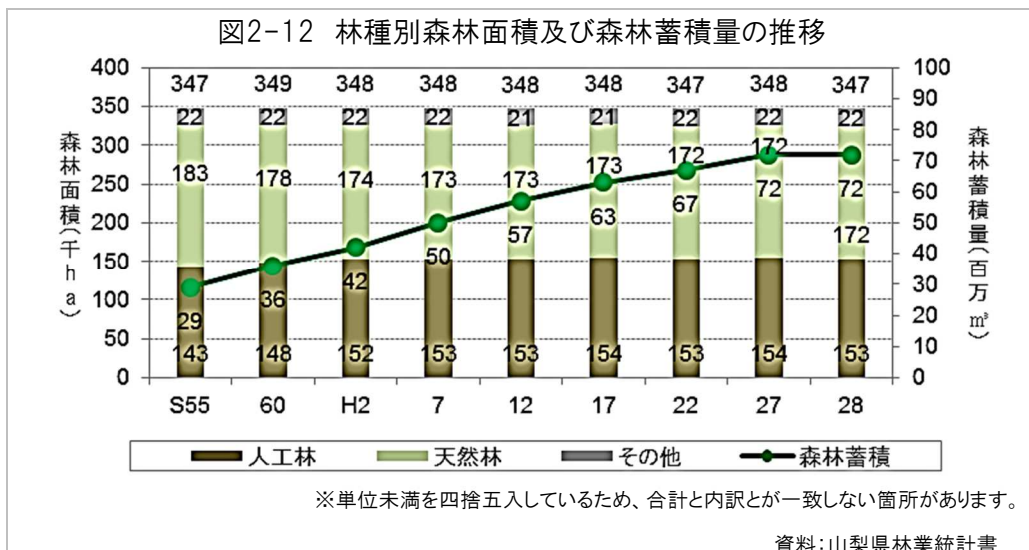
また、人工林[※]が153千haを占め、人工林比率は44%となっており、豊かな木材資源が造成されています。

森林は、木材資源として林業の基盤となる他、国土の保全、水源の涵養、生態系の保全、地球温暖化の防止、自然とのふれあいなど、多面的機能を有しています。

また、本県の森林面積の46%を占める県

有林について、世界各国の環境団体や社会経済団体などで構成された森林管理協議会(FSC)により、環境に配慮した適正な森林管理の基準を満たすことが認められ、平成15(2003)年4月、全国の公有林で初めてFSC森林管理認証[※]を取得しました。

平成27(2015)年12月には、「やまなし森林・林業振興ビジョン」を策定し、林業・木材産業等の成長産業化と地域の活性化を目指しています。



2-6 水 環 境

水は、私たちの日常生活や事業活動に不可欠なものであり、美しい景観や心のやすらぎの場としても重要な役割を果たしています。また、水は、限りのある貴重な資源であり、空、陸、海との間を循環することによって、河川、地下水の水量が保持され、水質が浄化され、水環境や生態系が守られています。

本県は、富士川(釜無川を含む)、多摩川、相模川(桂川を含む)などの河川により上下流域に多くの恵みをもたらす水源県であり、水

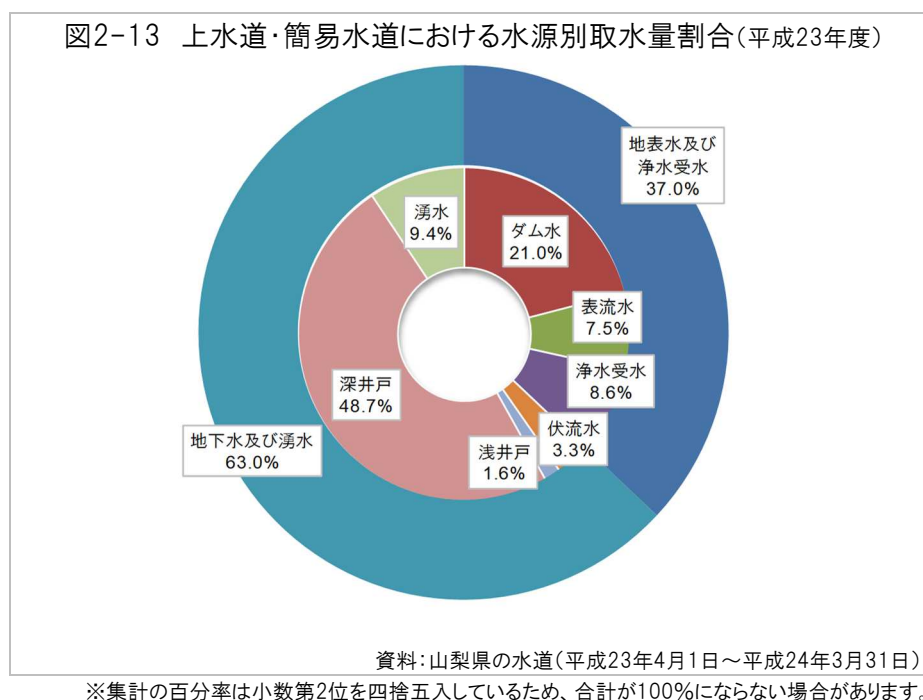
源地域における森林の整備、生態系や景観に配慮した水辺の整備など、地域や流域レベルでの水源を保全する動きが活発化し、県境を越えて広がっています。

一方で、都市化の進展や山村地域の過疎化、産業構造やライフスタイルの変化などを背景とし、森林の荒廃、水源涵養機能[※]の低下、生態系への悪影響など、健全な水循環の確保に支障となる問題が表面化してきています。平成23(2011)年度から2箇年にわた

って実施した水資源実態等調査では、本県の降水量、地下水賦存量が長期的に減少傾向にあることも明らかとなりました。

これらの課題に適切に対応するため、平成24(2012)年12月に「山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例」を制定し、地下水の適正な採取や水源地域における適正な土地利用を確保するための仕組みを導入するとともに、平成25(2013)年6月には、健全

な水循環系の構築と水を生かした地域振興を図るための指針として、新たに「やまなし水政策ビジョン」を、平成28(2016)年3月には、本県の豊かで良質な「水」を生かした地域・産業の活性化を目指して「やまなし「水」ブランド戦略」を策定するなど、持続可能な水循環社会を目指して様々な分野における水政策を展開しています。



3 地球環境

3-1 地球温暖化

地球温暖化とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気の温度が追加的に上昇する現象をいいます。

本県では、平成20(2008)年に制定した山梨県地球温暖化対策条例に基づき、平成21

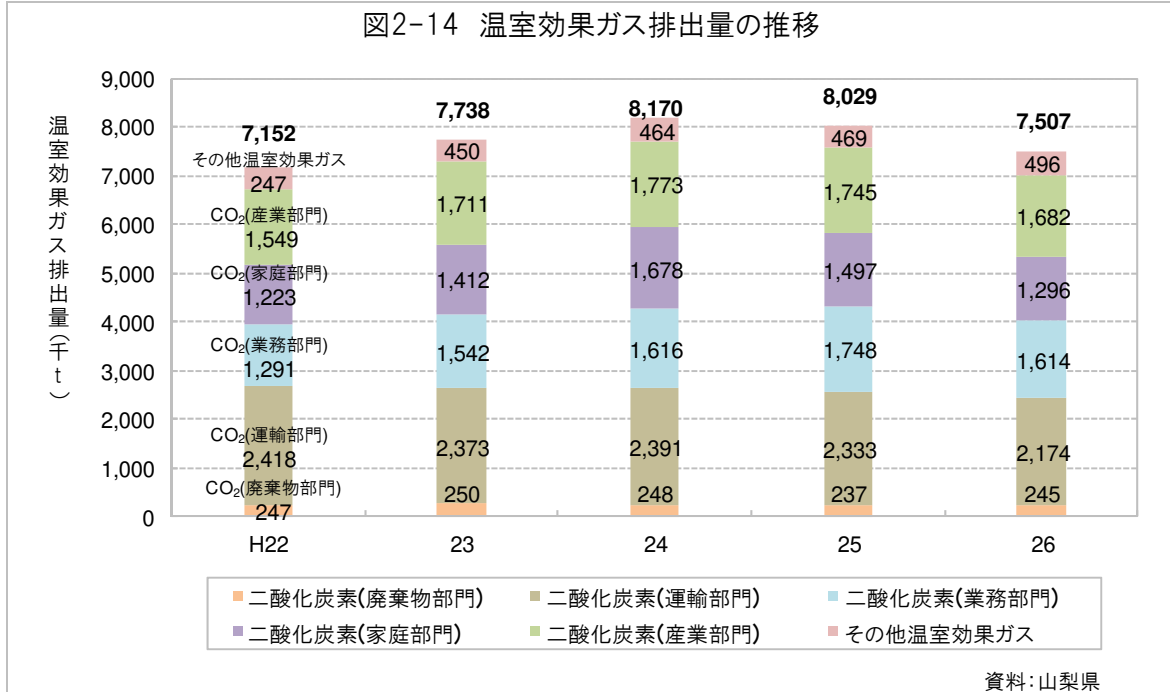
(2009)年に「山梨県地球温暖化対策実行計画」を策定(平成29(2017)年改定)し、地球温暖化対策に取り組んでいます。

本県の平成26(2014)年度における温室効果ガス排出量は、7,507千t-CO₂で、平成22(2010)年に比べ、5.0%増加しています。

温室効果ガス総排出量の93%を占める

CO₂排出量について、部門別の状況を見ると、平成22(2010)年に比べ、運輸部門は10.1%、廃棄物部門は0.8%減少しているのに対し、産業部門は8.6%、業務部門は

25.0%、家庭部門は6.0%いずれも増加しています。



3-2 オゾン層

地球を取り巻く成層圏に分布するオゾン層は、太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収し、地球上の生態系を守る役割を担っています。このオゾン層が、特定フロン等[※]の化学物質により破壊され、その結果として、地上に到達する有害な紫外線量が増加し、人の健康や生態系への悪影響が生じるおそれがあります。

オゾン層の保護対策としては「ウィーン条約[※]」など国際的な取組により、特定フロン等のオゾン層破壊物質の生産削減が進められてきています。我が国では、平成7(1995)年度末をもって特定フロン等の生産は全廃していますが、すでに生産された特定フロン等を利

用している冷蔵庫やカーエアコンなどの廃棄時には、特定フロン等が漏出しないよう回収・破壊する必要があります。

国内では「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)」「平成13(2001)年制定、平成25(2013)年改正)」、「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法[※])」「平成10(1998)年)」、「使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法[※])」「平成14(2002)年)が整備され、使用済みのカーエアコンや冷蔵庫を回収し、特定フロン等を回収・破壊する仕組みが整ってきました。

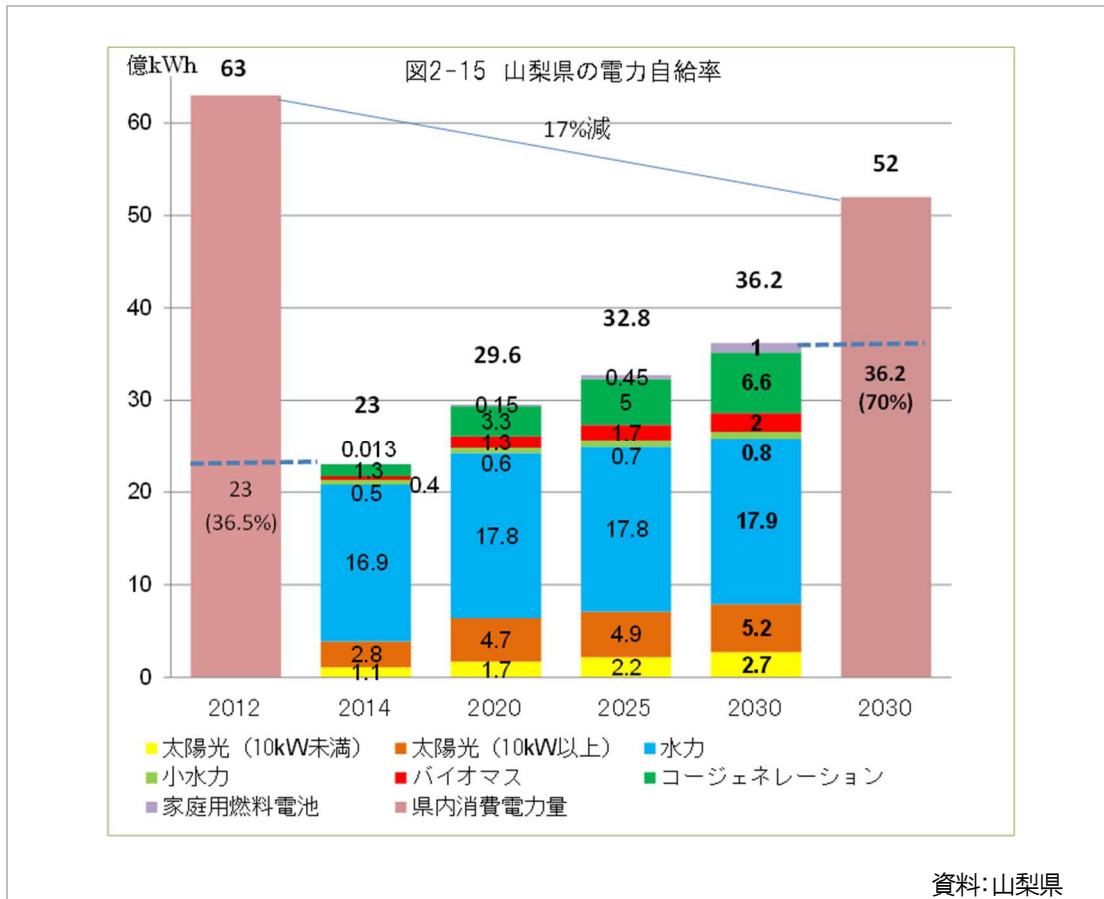
3-3 エネルギー

山梨県では、平成28(2016)年3月に、県のエネルギー政策の基本指針となる「やまなしエネルギービジョン」を策定しました。ビジョンでは、「強い経済・しなやかな暮らしを支えるエネルギー社会の実現」を図るため、本県の日照時間の長さ、豊富な水、森林資源、天然ガスパイプライン等の強みを生かしたクリーンエネルギー等の活用や、環境に優しく災害

に強い自立・分散型エネルギーシステムの導入促進等によるエネルギー供給力の充実を図るとともに、スマートな省エネ対策の推進によるエネルギーの効率的な利用を積極的に進めることにより、令和12(2030)年度の電力自給率を平成24(2012)年度の36.5%^{※1}から70%^{※2}にすることなどを目指しています。

※1 平成24(2012)年度の県内電力消費量に対するクリーンエネルギー等による発電量の割合

※2 令和12(2030)年度の県内電力消費量に対する割合



第4節 これまでの成果・今後の課題

1 第2次山梨県環境基本計画の進捗状況(平成29(2017)年度末までの状況)

1-1 進捗状況

第2次山梨県環境基本計画(平成26(2014)年3月策定)においては、計51項目の環境指標を設け、達成状況の点検・評価を行っています。計画の最終年度は、令和5(2023)年度であり、計画の最終評価は後年、数値が出揃ったところで行いますが、平成29(2017)年度末時点での計画の進捗状況は次のとおりです。

計51項目の環境指標の内、目標値を達成している指標(S)は20項目(39.2%)、基準値より改善している指標(A)は18項目(35.3%)で、全体の74.5%が計画どおり推進

しています。

分野別に達成状況を見ると、目標値を達成している指標(S)と基準値より改善している指標(A)を合わせた割合が80%以上を占める分野が過半数を占めています。一方で、「1 環境負荷の少ない循環型の地域社会づくり」、「6 環境の保全と創造のための基盤づくり」、「重点5 廃棄物等の発生抑制等の推進」では、目標値を達成している指標(S)と基準値より改善している指標(A)を合わせた割合が3割程度となっています。

表2-7 山梨県環境基本計画 分野毎の環境指標の状況(「達成」「改善」の割合)(平成26~29年度)

分野		H26	H27	H28	H29
環境の保全と創造のための施策の展開					
1	環境負荷の少ない循環型の地域社会づくり	67%	50%	50%	33%
2	安全・安心で快適な生活環境づくり	80%	86%	93%	86%
3	生物多様性に富んだ自然共生社会づくり	88%	88%	88%	100%
4	地球環境の保全に貢献する地域社会づくり	67%	83%	67%	100%
5	持続可能な社会の構築に向けた地域づくり・人づくり	75%	100%	63%	63%
6	環境の保全と創造のための基盤づくり	0%	67%	33%	33%
重点的に取り組む施策					
重点1	富士山及び周辺地域の良好な環境の保全	20%	83%	67%	50%
重点2	健全な森林・豊かな緑の保全	100%	100%	100%	100%
重点3	持続可能な水循環社会づくり	80%	100%	100%	80%
重点4	環境にやさしく自然と調和した美しい県土づくり	100%	83%	83%	83%
重点5	廃棄物等の発生抑制等の推進	67%	50%	50%	33%
重点6	野生鳥獣の保護管理・鳥獣害防止対策の推進	50%	50%	50%	100%
重点7	クリーンエネルギーの活用と省エネ対策の推進	67%	100%	67%	100%

<表の説明>

後ページの表2-8の環境指標を分野毎に分類・集計し、「達成」「改善」指標が占める割合を年度毎に表示

表2-8 第2次山梨県環境基本計画 環境指標の状況(指標項目毎)(平成26~29年度)

No.	指標の項目	H 26	H 27	H 28	H 29
1	一般廃棄物総排出量	A	A	A	A
2	1人1日当たりに家庭から排出するごみの量	A	A	A	C
3	一般廃棄物再生利用率	C	C	C	C
4	産業廃棄物総排出量	A	C	C	S
5	産業廃棄物再生利用率	S	S	S	B
6	産業廃棄物最終処分量	C	C	C	C
7	大気汚染に係る環境基準達成率(二酸化硫黄)	S	S	S	S
8	大気汚染に係る環境基準達成率(一酸化炭素)	S	S	S	S
9	大気汚染に係る環境基準達成率(浮遊粒子状物質)	S	S	S	S
10	大気汚染に係る環境基準達成率(二酸化窒素)	S	S	S	S
11	大気汚染に係る環境基準達成率(光化学オキシダント)	B	B	B	B
12	大気汚染に係る環境基準達成率(微小粒子状物質)	C	C	S	S
13	エコドライブ宣言車両率	A	A	A	A
14	水質汚濁に係る環境基準達成率(河川)(BOD)	S	S	S	S
15	水質汚濁に係る環境基準達成率(湖沼)(COD)	C	S	S	C
16	生活排水グリーン処理率	A	A	A	A
17	ダイオキシン類の環境基準達成地点数(大気、公共用水域、地下水質及び土壌)	S	S	S	S
18	自動車騒音に係る環境基準達成率	S	S	S	S
19	電線類の地中化延長(県管理道路)	S	-	-	-
	国・県指定文化財の新規指定件数	A	A	A	S
20	「緑の教室」受講者数	A	S	S	A
21	自然環境保全地区面積(自然造成地区は除く。)	S	S	S	S
22	鳥獣保護区等指定面積	S	S	S	S
23	自然公園等利用者数	S	S	S	S
24	県内の山小屋トイレの整備率	A	A	A	A
25	ニホンジカの推定生息数	B	B	C	A
26	獣害防止柵の整備による被害防止面積	S	A	A	A
27	身近な自然環境や動植物の生息・生育・繁殖環境が改善される水辺の延長	S	-	-	-
	身近な自然環境や動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮した河川整備計画における河川整備率	-	A	A	A
28	荒廃した民有林の整備面積	A	A	-	-
	森林整備の実施面積	-	-	S	S
29	温室効果ガス総排出量	C	C	C	A
30	森林吸収源対策による森林の二酸化炭素吸収量	S	S	S	S
31	木質バイオマス利用施設数	B	A	S	S
32	グリーンエネルギー導入出力(住宅用太陽光発電)(10kW未満)	A	S	A	A
33	グリーンエネルギー導入出力(小水力発電)	S	S	B	A
34	森林環境教育の実施教育機関数の割合	A	A	A	A
35	富士山科学カレッジ修了者数	C	S	C	C
36	環境学習指導者派遣事業参加者数	S	S	C	C
37	環境美化活動参加者数	C	S	C	C
38	土木施設環境ボランティア数	S	S	S	S
39	森林ボランティア団体数	A	S	S	S
40	企業・団体の森づくり活動箇所数	A	A	A	A
41	環境情報センター利用者数	C	C	C	C
42	やまなしの環境アクセス数	C	S	S	S
43	環境に関するフォーラム、国際シンポジウム参加者数	C	A	C	C
44	富士山環境保全活動参加者数	C	C	C	A
45	富士山環境教育参加者数	C	S	S	C
46	富士山チップ制トイレ協力度	A	A	A	A
47	電線類の地中化延長(富士北麓地域)	-	A	A	A
48	水源の森づくり面積	S	-	-	-
	森林整備の実施面積	-	S	-	-
	荒廃した民有林の整備面積	-	-	A	S
49	エコファーマー認定者数	A	C	C	C
50	有機農業に取り組む面積	S	A	A	A
51	農地・水保全管理共同活動取組面積	A	A	-	-
	多面的機能支払交付金による農地保全面積	-	-	A	A

<評価・分類方法> 年度毎に目標値に対する達成状況を次のとおり評価して分類

- S** 指標が目標値を達成しているもの **A** 指標が基準値と比較し改善しているもの
B 指標が基準値と比較し横ばいであるもの **C** 指標が基準値と比較し改善していないもの

※ 指標19,27,28,48,51については、関連計画の変更等に伴い、指標の変更を行った。

1-2 主な取組・成果

本計画では「山梨県環境基本条例」の基本理念及び計画の基本目標の実現に向け、4つの目指すべき将来像を定め、様々な施策を推進してきました。

主な取組・成果として、「環境負荷の少ない循環型の地域社会」に向けて、平成29(2017)年3月に「山梨県産業廃棄物適正処理ビジョン」を、翌4月には「山梨県災害廃棄物処理計画」を策定し、廃棄物の適正処理・発生抑制等を推進しています。また、一般廃棄物総排出量は、指定ゴミ制度の導入や生ゴミ処理機の購入に対する助成等といったごみ減量化の取組により、改善傾向にあります。

「安全・安心で快適な生活環境」に向けては、本県の良質な水のブランド力を高め、健全な水循環を守り育てる「育水」という考え方のもと、「やまなし水ブランド戦略」を策定し、「水」の魅力を活用した県のイメージアップ及び地域・産業の活性化、さらには、持続可能な水環境の保全に努めています。また、大気汚染に係る指標については、エコドライブへの

意識の高まりや工場・事業場の監視指導の効果もあり、ほぼすべての項目で環境基準を達成しています。

「生物多様性に富んだ自然共生社会」に向けては、平成26(2014)年6月に「南アルプス」が、令和元(2019)年6月には「甲武信」がユネスコエコパークへの登録が決定し、本県の持つ豊かな自然環境が国際的にも高く評価されています。また、森林整備については、植栽・保育・間伐等への支援を積極的に行い、実施面積が目標値を上回るなど、優れた自然環境の保全に努めています。

「地球環境の保全に貢献する地域社会」に向けては、平成28(2016)年3月に策定したエネルギー政策の基本指針となる「やまなしエネルギービジョン」により取組を進めており、特に住宅用太陽光発電の導入出力は年々増加するなど順調に推移しています。木質バイオマス利用施設数についても、目標値を上回っており、貴重な森林資源の有効活用につながっています。

1-3 今後の課題

多くの成果があった一方で、廃棄物といった「環境負荷の少ない循環型の地域社会づくり」に関わる指標は全体的に低調でしたが、引き続き産業廃棄物の削減に努める他、一般廃棄物に関しても市町村と連携し、適切な情報提供や事業系一般廃棄物の排出削減など市町村の取組の支援を行います。

また、環境学習指導者派遣事業参加者数といった「持続可能な社会の構築に向けた地域づくり・人づくり」に関わる指標や、富士山科学研究所内の環境情報センター利用者数といった「環境の保全と創造のための基盤づくり」に関わる指標では、参加者数・利用者数が低調であるため、関連施設や事業内容の周知方法を工夫するなどし、より多くの県民に参加・利用していただけるよう努めます。

第3章 計画の基本目標・目指すべき将来像

第1節 計画の基本目標

本県では、これまで「環境首都・山梨」(『環境首都・山梨』づくりプラン)平成6(1994)年～、「環境日本一やまなしの確立」(「山梨県環境基本計画」平成17(2005)年～)を掲げ、豊かな自然の維持を図り、健康で文化的な生活の確保に努めてきました。健全で恵み豊かな環境の恩恵を享受している私たちは、本県の環境を将来の世代へ引き継いでいく責任があります。

このため、第2章で述べた本県の環境の状況を踏まえ、「山梨県環境基本条例」で示された3つの基本理念に基づく取組を推進していくにあたり、本計画の基本目標を次のとおりとします。

<第2次山梨県環境基本計画— 基本目標>

県民の環^わで守り、創り、未来へ繋げる豊かな環境

県民総参加による連携(環)により、本県の豊かな環境を保全(守り)、創造(創り)し、未来へ繋げていくことを目指し、上記を本計画の基本目標とします。

第2節 4つの目指すべき将来像

「山梨県環境基本条例」の基本理念及び計画の基本目標の実現へ向けた取組を推進するにあたり、「物質循環」、「生活環境」、「自然環境」、「地球環境」の4つの分野の各々に

ついて、次のとおり目指すべき将来像を定め、施策を展開していきます。

<第2次山梨県環境基本計画— 4つの目指すべき将来像>

物質循環	環境負荷の少ない循環型の地域社会
生活環境	安全・安心で快適な生活環境
自然環境	生物多様性に富んだ自然共生社会
地球環境	地球環境の保全に貢献する地域社会

＜図3-1 条例の基本理念、基本目標、4つの目指すべき目標の関係 イメージ図＞

「山梨県環境基本条例」基本理念

山梨県環境基本条例(平成16年4月施行) 基本理念(第三条)

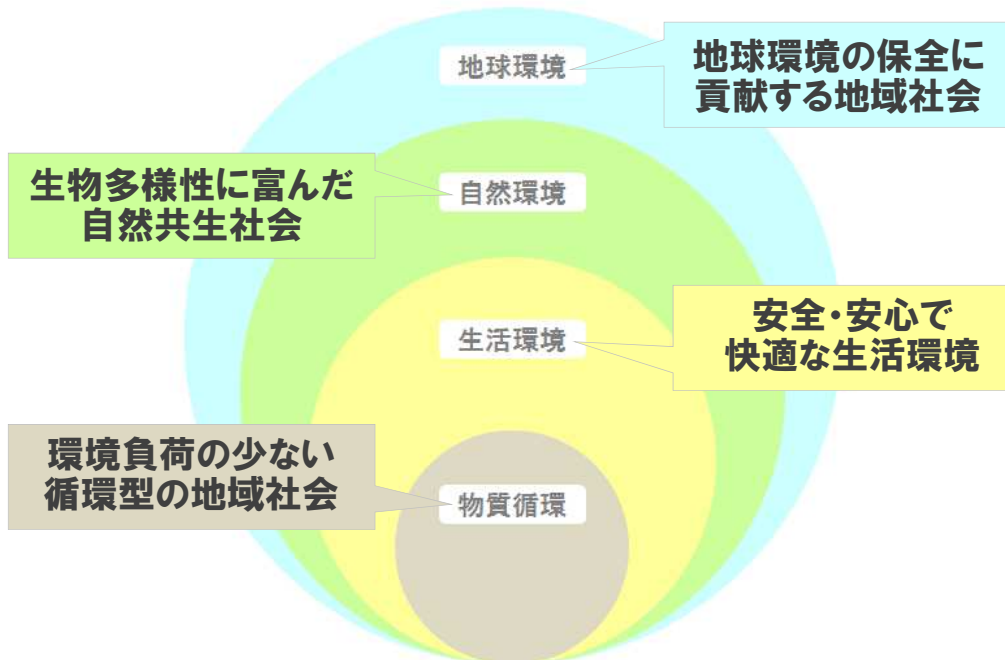
- 環境の保全及び創造は、県民が健全で恵み豊かな恵沢を享受するとともに、その環境を将来の世代へ継承していくよう適切に行われなければならない。
- 環境の保全及び創造は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全及び創造に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨とし、科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨とし、並びに地域の特性に応じた環境の保全及び創造に関する行動により人と自然とが共生する潤いのある環境が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 地球環境保全は、すべての日常生活及び事業活動において地球環境保全を積極的に推進されなければならない。



基本目標

「^わ県民の環で守り、創り、未来へ繋げる豊かな環境」

4つの目指すべき将来像

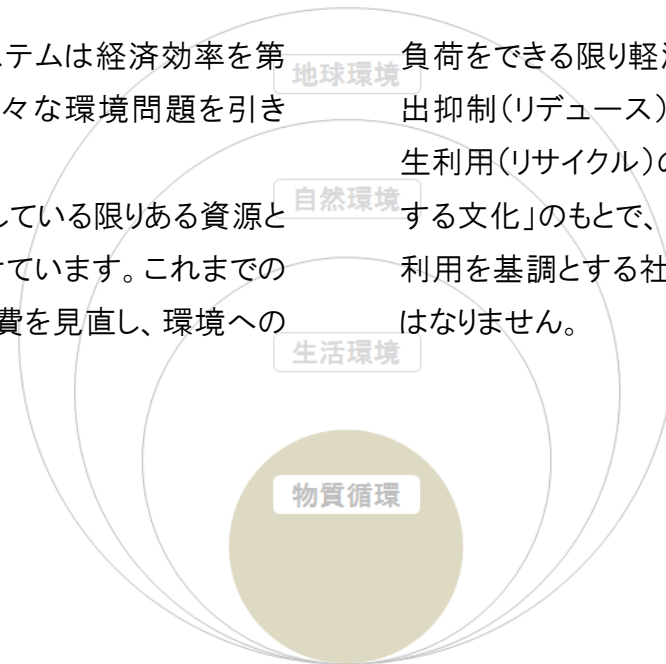


1 環境負荷の少ない循環型の地域社会

現在の社会経済システムは経済効率を第一に追求した結果、様々な環境問題を引き起こしてきました。

私たちは、地球が有している限りある資源と浄化作用の恵みを受けています。これまでのような過剰な資源の消費を見直し、環境への

負荷をできる限り軽減するため、廃棄物の排出抑制(リデュース)、再利用(リユース)、再生利用(リサイクル)の取組など、「物を大切に
する文化」のもとで、限りある資源の循環的な利用を基調とする社会の実現を目指さなくてはなりません。



2 安全・安心で快適な生活環境

高度経済成長期の産業の発展は、私たちに物質的豊かさと便利さをもたらす一方で、大気汚染や水質汚濁などの産業型公害を引き起こしました。これらの産業型公害は、個々の発生源に対する規制を中心とした対策により改善されてきました。しかしながら、急速な都市化に伴い、今日では自動車排出ガスによる大気汚染や生活排水による河川・湖沼の汚濁といった一般の日常生活を原因とする都市・生活型公害が課題となっています。また、ダイオキシン類に代表される新たな化学物質による汚染や土壌汚染による問題が発生している他、東京電力福島第一原子力発電所の事故により、放射能への関心が高まっており、県内における放射能レベルの監視が重要となっています。

身近な緑や水辺は私たちの生活に安らぎを与え、都市特有の環境への負荷を緩和するなど様々な効果が期待されています。また、身近な緑や水辺が織り成す街並みや、地域に残る歴史的・文化的な資源、優れた自然環境が生み出す自然景観などは、私たちの地域への愛着を生み出します。

私たちは、きれいな水やさわやかな空気などの良好な生活空間、自然環境を保全し、また、心を豊かにするような身近な緑や水辺、景観、重みのある歴史的・文化的遺産の保全、活用を図ることによって得られる、うるおいのある快適な生活環境の確立を目指さなくてはなりません。

3 生物多様性に富んだ自然共生社会

私たちの社会は、自然から資源を採取するとともに、多くの自然を破壊しながら都市化を進め、自然と相対しながら発展を続けてきました。その結果、自然の有する環境保全機能を失い、時によっては自然の猛威にさらされてきました。

私たちの住む地球は、地形や気候といった自然的条件とともに、多種多様な生物が織り成す生態系のバランスのもとに成り立っています。そして、これら生態系のバランスは、何によって大きく変化するかわからない、極めてデリケートなものです。私たち人間も生態系を構

成する一員です。私たちの行動が生態系を構成する動植物や自然を傷つけることで、地球という環境が壊れる可能性もありますが、私たちは失った自然や動植物を再び作り出すことはできません。

地球は今を生きる私たちのものだけではなく、地球に暮らす全ての生き物のものでもあり、将来、生まれてくる次の世代のものでもあります。自然の持つ豊かな恵みを将来の世代に継承するため、人と自然との共生を目指さなくてはなりません。

4 地球環境の保全に貢献する地域社会

地球温暖化をはじめ、野生生物の種の減少、オゾン層の破壊、有害廃棄物の越境移動に伴う環境汚染や酸性雨[※]といった様々な地球環境問題が顕在化した20世紀は、こうした地球規模での環境問題の解決と持続的な発展を目指して、各国の協調した取組が展開されるなど、地球環境の保全が世界共通の問題の一つとして認識されるようになった世紀といえます。

私たちが生きる21世紀は、地球環境時代とされています。私たちは、地球に多くの環境負荷を与えていることを認識し、地球の有する優れた恵みを後世に伝えるべく、地球環境の保全に向けて、私たちの足元である山梨県から小さな取組を一つずつ積み重ね、地球環境の保全を目指さなくてはなりません。

第3節 施策展開の考え方

平成27年(2015年)に国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。その中では、先進国を含む国際社会全体の開発目標として、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、環境・経済・社会をめぐる広範な課題について17の目標(ゴール)と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標(SDGs)」が提示されています。SDGsのそれぞれのゴールやターゲットは相互に関連しており、

複数の課題を総合的に解決することを目指しています。

また、目標達成に向け、あらゆるステークホルダーが参加する「全員参加型」のパートナーシップの促進を宣言しています。

本計画では様々な環境問題に対応するための施策を取りまとめていますが、こうしたSDGsの考え方も活用し、様々な主体と連携しながら、持続可能な社会の構築を目指します。

<図 3-2 持続可能な開発目標(SDGs)>



第4章 県民・民間団体・事業者・市町村・県の役割

第1節 県民の役割

持続可能な社会の実現のためには、県民一人ひとりがライフスタイルを見直し、身近なところから環境の保全と創造に取り組むとともに、事業者も循環型社会の実現に向け、最適生産・最適消費・最少廃棄に適合する事業活動を展開する等、各主体の責務と役割に応じた取組を進めることが求められています。

また、近年では、地域における取組において、環境NPO^{*}といった民間団体の役割の重要性が増しており、県民や事業者とともに、積極的な環境活動への取組が期待されています。

さらに、県民に最も身近である市町村には、その地域特性に応じた環境の保全と創造に

関する取組を進めていくことが期待されています。

こうした県民・民間団体・事業者・市町村などあらゆる主体との連携・パートナーシップは、持続可能な開発目標(SDGs)の推進においても、目標達成のための重要な要素とされています。

本章では、地域を構成する県民・民間団体・事業者・市町村・県のそれぞれがどのような役割と責任のもとで取り組むことが望ましいのかを示すとともに、この計画の4つの目指すべき将来像を達成していくための、各主体の取組の基本的な指針を明らかにします。

環境負荷の少ない循環型の地域社会

- ☑ 買い物袋の持参や過剰包装の辞退、購入した商品が無駄なく大切に使うなど、ごみの発生抑制に努めるとともに、リサイクル製品やリターナブル容器^{*}入り商品など環境への負荷の少ない商品を選択するといったグリーン購入^{*}に取り組めます。
- ☑ 生ごみの自家処理を進め、ごみの分別回収や減量化に協力するとともに、地域でのリサイクル活動を積極的に推進します。
- ☑ 地域で生産された農作物等に理解を持ち、優先的に購入するなど、地産地消の推進を支援します。

安全・安心で快適な生活環境

- ☑ 大気汚染を防止するため、自動車の買い換えの際にはハイブリッド車等の低公害車※を購入します。
- ☑ 生活排水を下水道や浄化槽※等により処理するとともに、使用済み食用油等を適正に処理することによって水質の保全を図ります。
- ☑ 生け垣の設置や植栽などにより緑化を進めるとともに、緑化活動に参加し、地域の緑を増やします。また、空き缶や瓶をみだりに捨てず、地域や公共空間の美化を進め、地域の誇りである文化財や歴史的街並みの保全に理解を深め、郷土に対する愛着を育みます。
- ☑ まちづくり活動に参加し、地域の将来像を多くの人々と語り、共有します。

生物多様性に富んだ自然共生型社会

- ☑ 自然保護活動等の実践活動に積極的に参加し、自然への理解を深めるとともに、屋外活動でのごみの持ち帰りを実践するなど、自然環境の保全に取り組みます。
- ☑ 観光等で来県する人々と交流を図り、自然環境の保全への協力を呼びかけるなど、地域での環境保全活動を推進します。

地球環境の保全に貢献する地域社会

- ☑ 日常生活において、家庭における電気やガスなどのエネルギー消費、資源の使用・廃棄、自動車利用などに伴って温室効果ガスが排出されていることを理解し、自転車や公共交通機関の利用、低公害車の使用、エコドライブ※の実践、住宅用太陽光発電設備の設置等によるクリーンエネルギーの導入、また、省エネ機器の使用などに努めます。

第2節 民間団体の役割

共通の目的を持った県民が、その目的を達成するために組織した非営利的、かつ自主的な活動を行う団体は、近年、その数が増加しており、専門的な知識やノウハウを生かして、リサイクル活動、自然環境保全活動、地球環境保全活動、緑化活動、環境美化活動など、幅広い活動を行っています。

また、環境意識の高まりから、今後、こうした様々な取組がますます活発になるものと予想され、民間団体の果たす役割は重要性を増しています。

他の主体との連携とともに、同じ目的を持った団体との協働やネットワーク化など、活動の幅のさらなる広がりが期待されています。

環境負荷の少ない循環型の地域社会

- ☑ 地域における分別収集への取組やフリーマーケットによる再利用への取組、また、グリーン購入など環境への負荷の低減に役立つ製品の利用促進への取組を積極的に進めます。

安全・安心で快適な生活環境

- ☑ 地域における水質を守るための活動や都市部における緑化活動、地域の街並みづくりや公共空間の美化活動を推進します。

生物多様性に富んだ自然共生型社会

- ☑ 県民共有の豊かな自然環境の保全や貴重な動植物の生態系を守るため、空き缶やゴミの回収運動などに取り組み、各種イベントや自然体験学習、プログラムなどを通じて適切な知識の普及を図ります。

地球環境の保全に貢献する地域社会

- ☑ アイドリングストップ[※]等エコドライブの促進やフロン回収に積極的に取り組み、地球環境への負荷の低減を図ります。
- ☑ 活動を通じて、事業者や県民、観光旅行者等の地球温暖化の防止に関する理解を深めます。

第3節 事業者の役割

事業者は、事業活動に伴って生じる公害を防止するとともに、土地の改変等に伴う自然環境への影響に十分配慮する責任があります。

また、製品等の生産、加工、販売、廃棄等、事業活動の各段階において環境への負荷を低減するとともに、環境マネジメントシステム[※]等の導入など、循環型社会の実現を目指し

て活動する企業市民としての重要な役割を担っています。

さらに、企業の社会的責任(CSR)[※]の考え方を踏まえて、他の主体との連携を図りながら、地域の環境保全活動等へ協力することが期待されています。

環境負荷の少ない循環型の地域社会

- ☑ リサイクルに関する諸法令に基づき、事業活動に伴って発生する廃棄物等の循環的な利用、適正処理を行い、ライフサイクルアセスメント(LCA)[※]を導入することによって製品等が環境に与える負荷の最小化を目指します。
- ☑ また、環境への負荷の少ない製品の開発、製造、流通、販売を進め、ISO14001[※]やエコアクション21[※]など環境マネジメントシステムの認証取得やグリーン購入を積極的に進めます。
- ☑ さらに、地域におけるリサイクル活動への協力や業界が一体となって環境への負荷の低減を図るための活動に取り組みます。

安全・安心で快適な生活環境

- ☑ 地域における水質を守るための活動や都市部における緑化活動、地域の街並みづくりや公共空間の美化活動を推進します。
- ☑ 工場や事業場の敷地内の緑化に努めるとともに、施設の建設や屋外広告物の設置等にあたっては、地域特性を考慮しながら周辺の景観に配慮します。
- ☑ また、工場や事業場からの騒音・振動・悪臭の防止に努めるとともに、大気汚染物質や水質汚濁物質の削減や地下水・土壌汚染の防止など、公害防止のための取組はもとより、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づき、対象となる化学物質の環境中への排出量と廃棄物として処理するために事業所外へ移動させた量を自ら把握します。
- ☑ さらに、環境に関する行動について環境報告書等により公表します。

生物多様性に富んだ自然共生型社会

- ☑ 動植物の保護や生態系の確保に配慮した森林の造成、維持、管理を行うことなどにより、自然環境の保全に貢献します。
- ☑ また、土地の改変等の開発を行う場合は、対象地域や周辺地域の自然環境へ配慮するとともに、地域における自然環境保全に関する活動に参加、協力します。
- ☑ さらに、自然と最も関わりが深い農林業においても、環境と調和した取組を進めます。

地球環境の保全に貢献する地域社会

- ☑ 事業活動に伴う温室効果ガス排出を抑制するため、事業用太陽光発電設備の設置や木質バイオマス^{*}の利活用によるクリーンエネルギーの導入や、県の温室効果ガス排出抑制計画制度に参加するなど、自主的、積極的な取組に努めます。
- ☑ 事務機器や製品材料等の調達に当たっては、環境負荷低減に資する製品を選択するよう努めます
- ☑ また、ハイブリッド車等の低公害車の導入を推進するとともに、自動車の使用に際しては、アイドリングストップ等エコドライブを実践します。
- ☑ さらに、地域の環境保全に向けた取組に積極的に参加するとともに、環境保全に向けた自主行動計画の策定や環境面からの事業の点検・評価を行う体制の整備、従業員の研修などにおける環境教育等に取り組めます。

第4節 市町村の役割

市町村は、環境の保全及び創造に関して、地域住民、民間団体、事業者、県などとの連携のもと、地域の自然的、社会的条件に応じた取組を実施するとともに、地域住民の環境意識の向上や環境活動への取組を促進するため、環境教育などをおした普及啓発を進めていくことが期待されています。

また、事業活動に伴う環境への負荷を低減するため、環境マネジメントシステム、グリーン購入、公共事業への環境配慮の導入など、環境の保全と創造への積極的な取組が期待されています。

環境負荷の少ない循環型の地域社会

- ☑ 一般廃棄物の分別収集の徹底、発生抑制(リデュース)、再利用(リユース)、再生利用(リサイクル)の推進、不法投棄の防止など、関係機関との連携のもと、地域住民への普及啓発を図るとともに、自らグリーン購入への取組や環境マネジメントシステムの導入を積極的に進めます。
- ☑ また、教育現場を通じて児童、生徒等への環境教育とともに、住民の環境意識の向上を図るため、環境講座や見学会等による地域住民への啓発を行います。

安全・安心で快適な生活環境

- ☑ 生活排水による水質汚濁を防止するため、下水道や浄化槽等の生活排水処理施設の導入を積極的に進めるとともに、地域の歴史的、文化的建造物などの保護を進め、これらを利用した特色ある街並みづくりを進めます。
- ☑ また、地域住民の憩いの場となる公園、緑地等を整備していきます。

生物多様性に富んだ自然共生型社会

- ☑ 地域特有の森林、動物、植物等、特色ある自然環境の保全に積極的に取り組み、また、地域の自然的、社会的特性に応じた自然環境保全活動を進めます。

地球環境の保全に貢献する地域社会

- ☑ 温室効果ガスの排出抑制等の措置に関する計画を策定し、自ら率先して温室効果ガスの排出削減に取り組みます。
- ☑ また、地域住民の地球環境保全意識の向上やライフスタイルの見直しの契機となるよう、学習会の開催等による普及啓発を図ります。

第5節 県の役割

県は、この計画の目標を達成するため、環境の保全と創造に関する施策を総合的、計画的に推進するとともに、県自らも事業者であり消費者であるという立場から、公共事業における資源の循環的な利用等による環境への負荷の低減や、庁舎や公共施設での環境配慮等、自ら率先して環境への負荷の少ない行動の実践に取り組みます。

また、県民、民間団体、事業者、市町村などと連携を図りながら施策を推進するとともに、各主体が環境活動を積極的に推進できるよう、人材の育成、情報の提供、学習機会の提供等をおした各主体への支援等を行うことにより、自主的な取組を促進します。

環境負荷の少ない循環型の地域社会

- ☑ ごみの不法投棄を防止するため、他の主体と連携を図りながら、監視活動を実施するとともに、環境への負荷の低減を図るため、廃棄物の発生抑制、資源の循環的な利用を促進する等、各種施策を総合的、計画的に推進します。

安全・安心で快適な生活環境

- ☑ 大気汚染物質や水質汚濁物質による環境汚染の実態を把握し、これらの環境汚染を防止するとともに、地域における緑化や環境と調和した景観の保全と創造を図るため、各種施策を総合的、計画的に推進します。

生物多様性に富んだ自然共生型社会

- ☑ 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存を図るため、自然環境の適正な保全のための規制、自然環境に関する調査・研究及び監視活動など、各種施策を総合的、計画的に推進します。

地球環境の保全に貢献する地域社会

- ☑ 市町村、事業者、県民等と連携して、総合的かつ計画的に地球温暖化対策を実施します。

重点的に取り組む施策

- ☑ 本県の自然的、地域的な特性を踏まえ、本県の環境に関する重要課題や国際社会の一員として取り組むべき課題などについて、重点的に取り組む施策として位置づけ、積極的に取り組みます。
 - 富士山及び周辺地域の良好な環境の保全
 - 健全な森林・豊かな緑の保全
 - 持続可能な水循環社会づくり
 - 環境にやさしく自然と調和した美しい県土づくり
 - 廃棄物等の発生抑制等の推進
 - 野生鳥獣の保護管理・鳥獣害防止対策の推進
 - クリーンエネルギーの導入促進等による地球温暖化対策の推進

第5章 環境の保全と創造のための施策の展開

第3章で示した計画の基本目標・目指すべき将来像を実現するため、本県では、「物質循環」、「生活環境」、「自然環境」、「地球環境」の4つの分野において、環境の保全と創造のための施策を展開していきます(第1節～第4節)。

また、それぞれの分野における施策を展開していくために必要となる共通的・基盤的な施策も併せて推進していきます(第5節～第6節)。

〈 分野別の施策の推進 〉

物質循環	生活環境	自然環境	地球環境
<p>1 環境負荷の少ない循環型の地域社会づくり</p> <p>(1)生活様式等の転換の促進 (2)資源の循環的な利用の促進 (3)廃棄物の適正処理の推進</p>	<p>2 安全・安心で快適な生活環境づくり</p> <p>(1)大気汚染の防止 (2)水質の保全 (3)化学物質による環境汚染の防止 (4)騒音・振動・悪臭・地盤沈下・土壌汚染等の防止 (5)放射性物質の監視 (6)魅力ある景観づくり</p>	<p>3 生物多様性に富んだ自然共生社会づくり</p> <p>(1)豊かな生物多様性を保全・再生する取組の推進 (2)野生動植物の保護と適正な管理の推進 (3)生物多様性に配慮した社会経済活動と持続可能な利活用の推進 (4)生物多様性の重要性への県民理解の増進と主体的な行動の促進</p>	<p>4 地球環境の保全に貢献する地域社会づくり</p> <p>(1)地球温暖化の防止 (2)クリーンエネルギーの導入促進 (3)オゾン層の保護対策の推進</p>

〈 共通的・基盤的な施策の推進 〉

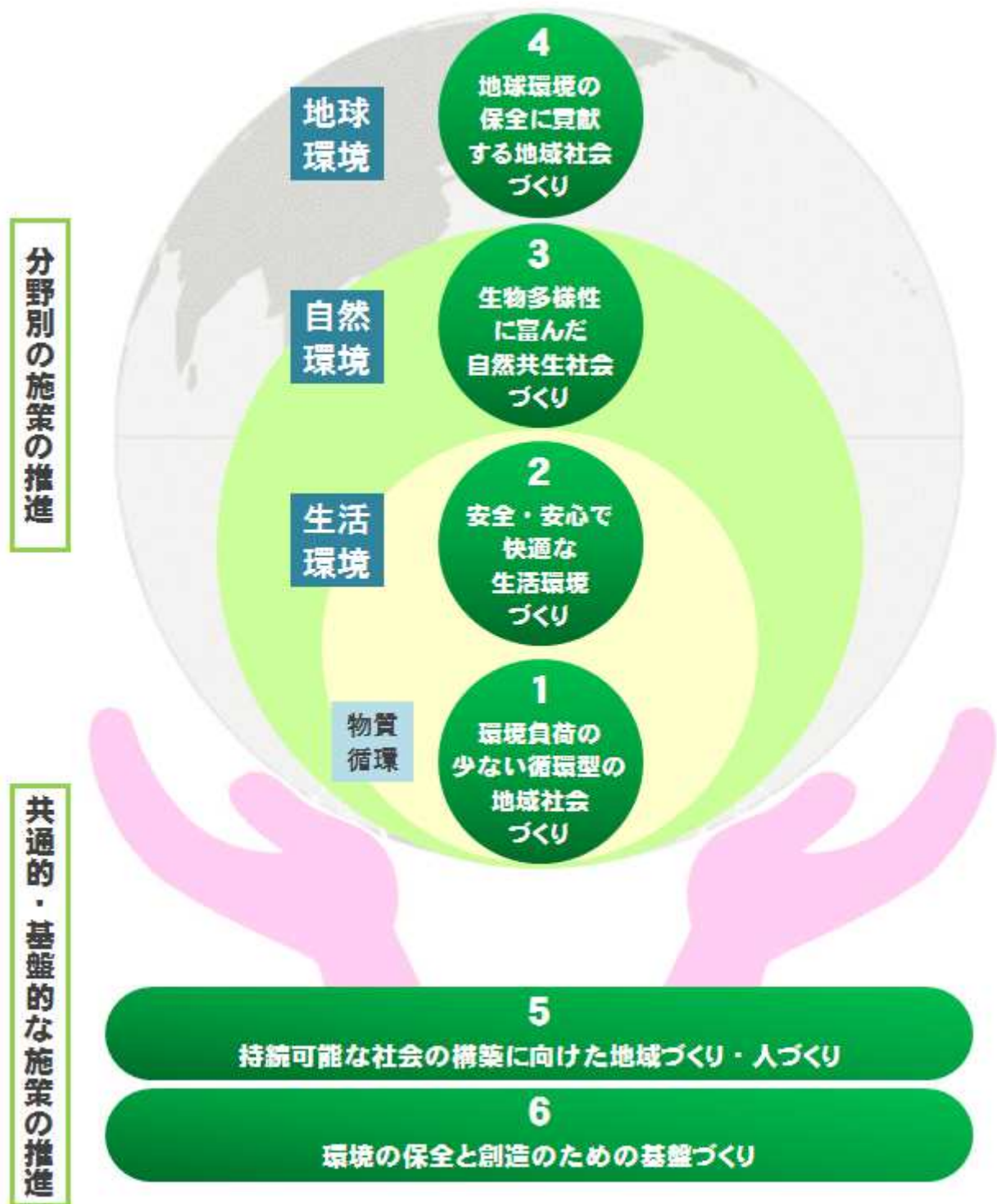
環境教育・学習、自発的な活動

- 5**
持続可能な社会の構築に向けた地域づくり・人づくり
- (1)多様な環境教育・環境学習・エネルギー教育の推進
(2)人材の育成・活用
(3)環境に関する活動の展開
(4)協働取組の促進

情報提供、調査・研究等

- 6**
環境の保全と創造のための基盤づくり
- (1)環境情報の総合的な収集・提供体制の確立
(2)環境モニタリング・環境科学研究の推進
(3)国際協力の推進
(4)ICTの活用

＜図5-1 環境の保全と創造のための施策の展開 施策体系イメージ図＞



第1節 環境負荷の少ない循環型の地域社会づくり

■ 現状と課題

今日、環境保全は、人類の生存基盤に関わる極めて重要な課題となっています。大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量消費型の社会を形成し、環境保全と健全な物質循環を阻害する側面を有しています。また、温室効果ガスの排出による地球温暖化の問題、天然資源の枯渇の懸念、大規模な資源採取による自然破壊など様々な環境問題にも密接に関係しています。

国では、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」を形成することを目指し、循環型社会形成推進基本法に基づき循環型社会形成推進基本計画を策定し、関連施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

これまで、3R^{*}(発生抑制(リデュース)、再利用(リユース)、再生利用(リサイクル))の取組の進展、個別リサイクル法等の法的基盤の整備とそれに基づく事業者や消費者等の努力、国民の意識の向上等により、最終処分量の大幅削減等が進んでいます。

他方で、東日本大震災で発生した大量の災害廃棄物の処理が大きな社会問題となり、大規模災害発生時においても円滑に廃棄物を処理できる体制を平素から築いておくことの重要性が改めて浮き彫りとなりました。

東京電力福島第一原子力発電所の事故により、これまで予想していなかった事態が生じ、環境保全と国民の安全・安心をしっかりと確保した上で循環資源の利用を行うことが今

まで以上に求められています。同時に、廃棄物の処理が大きくクローズアップされたことで、ものを大事に扱うことや、廃棄物の排出削減に向けた意識の高まりがみられました。

このように、東日本大震災・東京電力福島第一原子力発電所の事故は、これまで順調に推移してきた循環型社会形成の取組においても大きな政策課題を提示し、これをきっかけとして、政策の在り方を改めて検討することが強く求められるに至っています。

また、近年の資源価格の高騰に見られるように、今後、世界規模で資源制約が強まると予想されています。

さらに、海洋汚染の一因であるプラスチックごみ問題については、海岸漂着物の約8割が山間部や市街地のごみが河川を經由して海域に流入しているとも言われており、内陸県である本県においても無関係ではなく、隣県とも連携しながら発生抑制対策を推進していく必要があります。

これらのことを踏まえ、循環型社会の形成に関する政策課題は、循環を量の側面から捉えて廃棄物の減量化に重きをおいてリサイクル等を推進していくというステージから、循環を質の面からも捉え、環境保全と安心・安全を確保した上で、廃棄物等を貴重な資源やエネルギー源として一層有効活用して資源生産性を高め、枯渇が懸念される天然資源の消費を抑制するという新たなステージに進んでいると言えます。

■ 施策の方向

1 環境負荷の少ない 循環型の地域社会づくり

1-1 生活様式等の転換の促進

1-2 資源の循環的な利用の促進

1-3 廃棄物の適正処理の推進

1-1 生活様式等の転換の促進

- (1) マイバッグ運動によるレジ袋の削減など日々の生活の中で実践できるエコ活動を県民や事業者が連携して取り組むことにより、環境にやさしいライフスタイルへの転換を促進します。
- (2) 廃棄物の発生の少ない製品やリサイクル可能な製品など、環境への負荷の少ない製品を購入するグリーン購入や地産地消を推進するとともに、県民等への普及啓発を進めます。
- (3) 県民、民間団体、事業者、行政など全ての主体がごみ減量化へ取り組む運動を展開し、全県的なごみ減量化の機運を醸成します。
- (4) 産業廃棄物を一定量以上排出する事業者等に対して、産業廃棄物の減量化や再生利用など適正処理に関する内容を含む産業廃棄物処理計画の策定を促進し、その適切な運用を徹底します。
- (5) 一般廃棄物の減量化等を促進するため、一般廃棄物処理計画に基づき一般廃棄物の減量化等を推進する市町村に対して技術的な支援を行います。
- (6) 環境に配慮した事業活動を促進するため、環境管理に関する国際規格であるISO14001など環境マネジメントシステムを認証取得する事業者に対して一定要件のもと融資を行います。
- (7) 環境に配慮した事業活動を促進するための研究会の開催やISO14000シリーズの認証取得のためのアドバイザーを派遣します。
- (8) 「やまなしエネルギー環境マネジメントシステム[※]」に基づき、県自らが事業者として、省資源、省エネルギーの推進、廃棄物の減量化、リサイクルの推進を図るなど、環境への負荷の低減と地球温暖化の防止に取り組みます。
- (9) プラスチックごみ削減対策に関する計画を策定し、使い捨てプラスチック製品等の削減、プラスチックの代替品の利用促進、プラスチックごみの減量化等を推進します。

1-2 資源の循環的な利用の促進

- (1) 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)」及び「山梨県分別収集促進計画」に基づき、容器包装の適切なリサイクルが図られるよう、市町村が行う分別の徹底や資源の効率的な回収に対し技術的な支援を行うとともに、県民への普及啓発を行います。

- (2) 「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」の、適正・円滑な推進に向けた普及啓発を行い、冷蔵庫、テレビ等特定家庭用機器のリサイクルを促進します。
- (3) 「使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型家電リサイクル法)」による使用済み小型家電の適切なリサイクルが図られるよう普及啓発を行うとともに、分別等を行う市町村に対し情報提供等の支援を行います。
- (4) 使用済み自動車について、「使用済み自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)」の登録・許可を有する事業者に対して、法に則った適正処理の指導を行うとともに、関係団体等との連携を図りながら、使用済み自動車のリサイクルを促進します。
- (5) 「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)」の普及啓発により、食品循環資源の再生利用等を促進します。
- (6) 建設廃棄物について、廃棄物処理業者に対する適正なリサイクルの指導を行うとともに、「山梨県建設リサイクル推進計画2016」に基づき、県の発注する建設工事において発生する建設廃棄物の再資源化・縮減率の向上及び建設資材として利用可能な再生資材の活用や建設発生土の利用促進を図ります。
- (7) 環境への負荷の低減と資源の循環的利用を促進するため、農業用廃プラスチックのリサイクルや適正処理を促進します。
- (8) 家畜排せつ物のたい肥化施設やエネルギー化施設等の整備とともに、農家との連携による堆肥の安定的な流通体制の確立を図る等、家畜排せつ物の再生利用を推進します。
- (9) 事業者が行うリサイクル等に資する施設や設備の整備に対し、一定要件のもと、融資を行います。
- (10) 製造・流通・小売・消費の各段階で発生する食品ロスを削減するため、事業者・県民の意識啓発やフードチェーン全体での食品ロス削減の推進に取り組みます。
- (11) 県民や事業者の自主的な減量や食品ロス削減の推進を図ります。

1-3 廃棄物の適正処理の推進

- (1) 「山梨県ごみ処理広域化計画」等に基づき、市町村の広域的連携による一般廃棄物の適正な処理体制の整備を推進します。
- (2) ダイオキシン類の発生源である廃棄物焼却施設の設置者に対して構造基準、維持基準の徹底を図るとともに、ダイオキシン恒久基準への適合を継続的に監視します。
- (3) 産業廃棄物の排出事業者及び処理業者について監視、指導を行い、産業廃棄物の適正処理や産業廃棄物管理票(マニフェスト)制度^{*}の徹底を図ります。
- (4) 廃棄物の不法投棄や違法な野外焼却などの不適正処理について、県民、事業者、関係機関等との連携を図りながら、監視の一層の強化を図るとともに、適正処理に関する普及啓発に積極的に努めます。

- (5) 「山梨県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づき、適正処理の促進を図ります。
- (6) 災害時における廃棄物の処理を適正かつ迅速に実施するため、平常時、応急対応時、復旧・復興時における体制整備の充実を図ります。
- (7) 発生した災害の状況や規模に応じ、必要となる広域的処理体制を迅速に構築するため、県内外における自治体間等の連携強化に努めます。

■ 環境指標

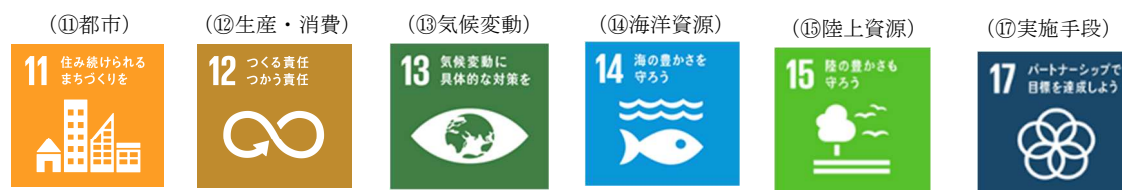
	指標の項目	基準値	目標値
1	一般廃棄物総排出量	310千t(H25)	277千t(R2)
2	1人1日当たりに家庭から排出するごみの量	589g/日(H25)	550g/日(R2)
3	一般廃棄物再生利用率	16.6%(H25)	23%(R2)
4	産業廃棄物総排出量	1,824千t(H25)	1,842千t(R2)
5	産業廃棄物再生利用率	55%(H25)	56%(R2)
6	産業廃棄物最終処分量	154千t(H25)	153千t(R2)

※ ()内は年度

※ 次の指標は、関連する計画等において目標が設定された項目であり、計画の改定や新計画策定により基準値・目標値が変更された場合は、本計画も連動して基準値・目標値を改めることとします。

- 指標1～6: 第3次山梨県廃棄物総合計画(H28～R2)

■ 関連するSDGs



第2節 安全・安心で快適な生活環境づくり

■ 現状と課題

良好な大気環境や清らかな水環境、静けさ、緑豊かな生活空間などは、私たちが健康で快適な生活を営むうえで大変重要な要素です。

本県では、これまで大気汚染や水質汚濁防止対策など、生活環境を保全するための取組を進めてきましたが、大気に関しては、窒素酸化物や浮遊粒子状物質等は近年環境基準を達成しているものの、光化学スモッグの原因となる光化学オキシダントについては、環境基準が非達成となっています。また、近年、微小粒子状物質(PM_{2.5})が新たな問題となっており、発生源や生成機構等の調査研究が進められています。水質については、下水道や浄化槽等の普及に伴い、長期的には改善傾向がみられるものの、一部の公共用水

域において環境基準を達成していない状況にあります。騒音と悪臭については、苦情件数が長期的には増加傾向となっています。

近年のダイオキシン類の常時監視の結果では、大気、公共用水域(水質・底質)、地下水質、土壌の調査地点の全てにおいて環境基準を達成していますが、こうした環境汚染の実態把握は、今後も継続して実施していく必要があります。

一方、豊かな緑や調和のとれた美しい景観は私たちに安らぎとうるおいを与えます。そのため、地域における緑づくりへの取組を促進するとともに、歴史的な建築物が織り成す街並みや歴史的、文化的資源の保護を図っていくことが重要です。

■ 施策の方向

2 安全・安心で快適な 生活環境づくり

2-1 大気汚染の防止

2-2 水質の保全

2-3 化学物質による環境汚染の防止

2-4 騒音・振動・悪臭・地盤沈下 ・土壌汚染等の防止

2-5 放射性物質の監視

2-6 魅力ある景観づくり

2-1 大気汚染の防止

- (1) 大気汚染の状況を広域的かつ的確に把握するため、大気汚染状況の常時監視を行います。
- (2) 「大気汚染防止法」等の関係法令に基づき、ばい煙[※]発生施設等を設置している工場や事業場の監視、指導を行い、大気汚染物質の排出基準の遵守を徹底します。
- (3) 自動車や家庭等の小規模燃焼施設から窒素酸化物、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質(PM_{2.5})の排出を削減するため、低NO_x燃焼機器の導入や、アイドリングストップ等エコドライブの普及促進を図ります。
- (4) 光化学オキシダント濃度に関する情報提供や、緊急時における光化学スモッグ注意報等の発令により、光化学オキシダントによる健康被害の発生の未然防止に努めます。また、大気環境の状況に関し、近隣都県との密接な情報交換に努めます。
- (5) 微小粒子状物質(PM_{2.5})に関する情報提供や、高濃度時における注意喚起情報について、速やかな情報提供に努めます。
- (6) 事業者が行う大気汚染防止のための施設の整備及びEV・FCV・「低排出ガス車」として国土交通省の認定を受けた自動車の購入等に対し、一定要件のもと、融資を行います。
- (7) 揮発性有機化合物(VOC)の排出を削減するため、工場や事業場におけるVOC排出削減対策を推進します。

2-2 水質の保全

- (1) 公共用水域及び地下水の水質汚濁の状況を定期的かつ的確に把握するために水質測定を行います。
- (2) 富士五湖の水質調査を行い、汚濁の原因を解明し、富栄養化[※]を防止する等、水質の保全に努めます。
- (3) 「水質汚濁防止法」等に基づき、工場や事業場に対し排水規制、地下水汚染の未然防止に係る規制を行うとともに、監視、指導を徹底します。
- (4) 「山梨県生活排水処理施設整備構想2017」に基づき、地域特性を踏まえ、流域下水道、公共下水道、農業集落排水施設[※]、コミュニティプラント[※]、浄化槽などの生活排水処理施設の効率的かつ適切な整備を推進するとともに、適正な維持管理の徹底を促進します。
- (5) 化学肥料及び化学合成農薬の使用の低減や農地等における硝酸性窒素等による環境への負荷の低減を図るとともに、家畜排せつ物の適正処理による水質汚濁物質の排出抑制を促進します。
- (6) 事業者が行う水質汚濁防止のための施設の整備に対し、一定要件のもと、融資を行います。

2-3 化学物質による環境汚染の防止

- (1) ダイオキシン類による環境汚染の状況を把握するため、大気、水質、土壌中の濃度を測定します。
- (2) 「ダイオキシン類対策特別措置法」等に基づき、ダイオキシン類の発生源となる廃棄物焼却炉等を設置する工場や事業場の監視、指導を徹底します。
- (3) 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づき、排出事業者へ化学物質の排出・移動量の把握と届出を指導し、環境汚染の未然防止を促進します。
- (4) 県民、事業者、県が環境中に排出される化学物質について正確な情報を共有化し、相互に意思疎通を図る化学物質の管理に関するリスクコミュニケーション^{*}の促進を図ります。
- (5) 「山梨県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づき、適正処理の促進を図ります。
- (6) 事業者が行う「ダイオキシン類対策特別措置法」に定める特定施設から発生又は排出されるダイオキシン類を処理するための施設の整備に対し、一定の要件のもと、融資を行います。

2-4 騒音・振動・悪臭・地盤沈下・土壌汚染等の防止

- (1) 主要道路の騒音の状況を継続的に把握し、各種の騒音対策の基礎資料とするため、自動車騒音の常時監視を行います。
- (2) 関係機関との連携を図りながら、「山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例」に基づき、富士五湖における静穏を保全します。
- (3) 地盤沈下量の状況を正確に把握するため、一級水準測量や地下水位観測を行います。
- (4) 土壌汚染の未然防止に向けて、工場や事業場等に対して施設の構造や有害物質の適正管理等について指導を行います。また、「土壌汚染防止法」に基づき、土壌汚染の把握及び土壌汚染による健康被害防止のため、適切な指導を行います。
- (5) 良好な照明環境を実現するため、広域に影響が及ぶサーチライトなどによる光害^{*}を防止します。
- (6) 事業者が行う騒音・振動・悪臭等を防止するための施設の整備に対し、一定要件のもと、融資を行います。

2-5 放射性物質^{*}の監視

- (1) 環境放射能^{*}モニタリング調査を継続的に実施し、その結果を公表します。

2-6 魅力ある景観づくり

- (1) 市町村における「景観計画」の策定や計画に基づく取組を支援し、地域の風土や歴史、産業などと密接に関わって形成されてきた県土固有の景観の保全と創造を促進します。
- (2) 電線類の地中化や街路樹等の植栽の整備による良好な道路景観の形成を図るとともに、地域住民による建築協定の締結や優れた建築物や屋外広告物等への表彰により優れた街並み景観の形成を図るなど、魅力ある街並みづくりを促進します。
- (3) 良好な都市環境を形成するため、都市公園の緑の保全や憩いの空間造りを推進します。
- (4) 「山梨県屋外広告物条例」に基づき、屋外広告物の設置、管理について必要な規制を行い、地域の良好な景観や美観の維持を図ります。
- (5) 森林景観形成・修景のための眺望伐採、森林整備等を行い、登山者、旅行者等に親しまれる美しい森林景観形成の推進に努めます。
- (6) 農業者や地域住民が参加した地域共同組織による保全活動を支援し、多面的機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図ることにより、個性ある良好な農山村景観の創造に努めます。
- (7) 歴史上又は芸術上価値の高い建造物などの有形文化財、史跡、名勝などの保護を図ります。
- (8) 多くの県民が利用する公用、公共用施設の緑化を推進するとともに、工場、事業所等における緑地の確保を促進します。
- (9) 緑豊かな生活環境をつくるため、地域において県民、民間団体、事業者の緑化活動への取組を促進します。

■ 環境指標

	指標の項目	基準値	目標値
1	大気汚染に係る環境基準達成率 (二酸化硫黄)	3/3(H24) (環境基準達成局数/ 有効測定局数)	3/3(R5) (環境基準達成局数/ 有効測定局数)
2	大気汚染に係る環境基準達成率 (一酸化炭素)	2/2(H24) (環境基準達成局数/ 有効測定局数)	2/2(R5) (環境基準達成局数/ 有効測定局数)
3	大気汚染に係る環境基準達成率 (浮遊粒子状物質)	12/12(H24) (環境基準達成局数/ 有効測定局数)	12/12(R5) (環境基準達成局数/ 有効測定局数)
4	大気汚染に係る環境基準達成率 (二酸化窒素)	11/11(H24) (環境基準達成局数/ 有効測定局数)	11/11(R5) (環境基準達成局数/ 有効測定局数)
5	大気汚染に係る環境基準達成率 (光化学オキシダント)	0/11(H24) (環境基準達成局数/ 有効測定局数)	達成率の向上 を図ります。
6	大気汚染に係る環境基準達成率 (微小粒子状物質)	5/5(H24) (環境基準達成局数/ 有効測定局数)	6/6(R5) (環境基準達成局数/ 有効測定局数)
7	エコドライブ宣言車両率	20.1%(H24)	22.5%(R2)
8	水質汚濁に係る環境基準達成率(河川)(BOD)	22地点中19地点 (H25)	22地点中22地点 (R5)
9	水質汚濁に係る環境基準達成率(湖沼)(COD)	5地点中3地点 (H25)	5地点中5地点 (R5)
10	生活排水クリーン処理率	80.7%(H27)	87.3%(R5)
11	ダイオキシン類の環境基準達成地点数 (大気、公共用水域、地下水質及び土壌)	すべての調査 地点で達成(H24)	すべての調査 地点で達成(R5)
12	自動車騒音に係る環境基準達成率	環境基準の 全国平均達成率 (H23全国平均91.8%)	全国平均を 上回る達成率を 維持します。
13	県内の国・県指定文化財の件数	701件(H29)	726件(R5)
14	「緑の教室」受講者数	980人(H24)	1,380人(R5)

※ ()内は年度

※ 次の指標は、関連する計画等において目標が設定された項目であり、計画の改定や新計画策定により基準値・目標値が変更された場合は、本計画も連動して基準値・目標値を改めることとします。

- 指標 7:山梨県地球温暖化対策実行計画(H29～R12)
- 指標10:山梨県生活排水処理施設整備構想2017(H28～R7)
- 指標13:山梨教育振興基本計画(R元～R5)
- 指標14:山梨県緑化計画(H26～R5)

■ 関連するSDGs



第3節 生物多様性に富んだ自然共生社会づくり

私たちの暮らしは、衣食住や水の供給、気候の調節など、生物多様性を基盤とする生態系から得られる恵みによって支えられています。現在、そのかけがえのない生物多様性が損なわれつつあります。

生物の多様性を保全しながら、持続可能な利用に向けた総合的な取り組みを進めるため、希少野生動植物の保護及び野生鳥獣の保護管理や外来種対策等を推進し、県民一人ひとりが自然や動植物とのふれあいを通じて、生物多様性

の重要性を理解し、主体的な行動を促進していくことが必要となります。

また、国際目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に繋げていくとともに、山梨県民の貴重な財産となっている豊かな自然の恵みを享受できる自然共生社会を構築し、将来の世代に継承するため、第2次山梨県環境基本計画の第5章第3節を生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略（山梨県生物多様性戦略）と位置づけます。

■ 現状と課題

本県は、日本列島のほぼ中央に位置し、県南部の標高80mから富士山頂の3,776mまで、全国でもまれな標高差があります。

また、国内最大級の断層である中央構造線と糸魚川―静岡構造線の交わる場所に位置し、大部分がフォッサマグナ上にあることから、甲府盆地を中心として、南アルプス、関東山地の古い地質、富士山、八ヶ岳などの新しい火山があるなど、特異な地形・地質となっています。

さらには、気候的にも、北部を中心とした寒暑の差が大きい内陸型から、南部の表日本型まで変化が見られます。

このような地形・地質や気候など変化に富んだ自然環境のもと、世界の生息南限である南アルプスのライチョウなど分布境界線となっている種や、キタダケソウなど氷河期の遺存種も多く、また、温暖な低地から寒冷な高山帯まで、自然環境の特性に応じた様々な動植物が生息・生育し、国内でも有数の生物多様性に富んだ豊かな生態系が形成されています。

県土面積の78%を占める森林は、本県の豊かな自然環境の基盤を成しており、二酸化炭素を吸収することにより、温暖化を防止し、また、木材の供給はもとより、森林によって育まれた水は、富士川、相模川、多摩川水系等により、流域の人々の暮らしや、産業を支えています。

これら豊かな自然環境が創り出す優れた自然風景を保全し、適正な利用を図るため、県内には国立・国定・県立合わせて6地域、12万1千ha（県土面積の27%）の自然公園が指定され、自然の保護及び適切な利用のための施設整備を行っているほか、森林の持つ水源涵養や県土保全等の機能を高度に発揮させるため、保安林の計画的な指定や維持管理を行っています。

また、我が国では、「自然環境保全法」（昭和47（1972）年制定）や「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（種の保存法）（平成4（1992）年制定）等に基づき、原生的な自然環境や希少な野生動植物の保全、保護に努めていますが、本県においても、豊かな自然

環境を保全し、生息・生育する野生動植物の保護を図るための取組を行っています。

具体的には、「山梨県自然環境保全条例」(昭和46(1971)年制定)等に基づき32地区16,725 haの自然環境保全地区、38か所の自然記念物の指定、また、39か所の鳥獣保護区の指定等を行っています。

さらに、「山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例」(平成19(2007)年制定)により、アツモリソウなどの絶滅のおそれのある種を、指定希少野生動植物種22種及び特定希少野生動植物種18種に指定し、採取や販売等を規制してきました。

また、絶滅のおそれのある野生動植物の生息・生育状況の調査を実施し、その結果を踏まえ、平成17(2005)年に、「山梨県レッドデータブック」を作成し、自然環境保全施策に反映してきました。

その後、希少野生動植物の状況に変化が見られたことから、平成30(2018)年3月にレッドデータブックを改訂し、また、その結果を踏まえ、平成31(2019)年1月、新たに植物6種、動物9種の計15種を指定希少野生動植物種に、その内の7種を特定希少野生動植物種に追加指定し、保護・保全対策を強化しました。

環境に影響を及ぼすおそれのある開発事業については、環境保全上の支障を未然に防止する

ため、予め、事業者が地域の環境を十分調査し、事業実施に伴う影響を予測、評価するとともに、その結果を公表する環境影響評価(環境アセスメント)制度が不可欠です。本県では、平成11(1999)年6月、大規模な開発事業の実施による環境への負荷をできる限り小さくするための手続き等を定めた「山梨県環境影響評価条例」を施行しました。

しかしながら、こうした取組を行っている本県においても、各種開発による生息・生育地への影響や希少植物の盗掘、里地里山の管理不足、外来種の侵入など人間活動による負の影響や地球温暖化など様々な要因により、森林や湖沼、河川などにおいて、生態系への影響や、多くの野生動植物に絶滅のおそれが生じており、豊かな自然の恵みを将来にわたり享受できる自然共生社会を構築するため、生物の多様性の保全及び持続可能な利用を推進するための取組が必要となっています。

このような中、県内では、生態系の保全と持続可能な利活用の調和を目的としたユネスコの事業であるユネスコエコパークに南アルプスに加え、令和元(2019)年6月、新たに秩父多摩甲斐国立公園を中心とした「甲武信」地域が登録されました。

■ 施策の方向

3 生物多様性に富んだ 自然共生社会づくり

3-1 豊かな生物多様性を保全・再生する 取組みの推進

3-2 野生動植物の保護と適正な管理の 推進

3-3 生物多様性に配慮した社会経済 活動と持続可能な利活用の推進

3-4 生物多様性の重要性への県民理解 の増進と主体的な行動の促進

3-1 豊かな生物多様性を保全・再生する取組みの推進

- (1) 富士山、南アルプス、八ヶ岳、奥秩父山塊などの原生の自然や景観を将来の世代に引き継いでいくため、県民、事業者、関係機関との連携を図りながら、環境保全に関する施策を進めます。
- (2) 県土面積の78%を占める森林の有する水源涵養^{かん}、県土の保全、地球温暖化防止、保健休養、生態系の確保などの公益的機能^{かん}※を発揮させるため、適切な森林の整備、保全、保護を図ります。
- (3) 原生的な自然や自然環境を保全するうえで重要な野生動植物の生息・生育地として、自然に委ねることを基本とし、必要に応じて、植生の復元など森林生態系を適切に保全、管理します。
- (4) 多様な生態系や潤いのある水辺環境を保全するため、生態系や自然環境等に配慮し、自然環境と調和した河川整備を推進します。
- (5) 環境に配慮した工法の導入等により、自然にやさしい治山・林道技術の向上を図ります。
- (6) 本県特有の農村景観や恵まれた生態系等を保全するため、自然環境に配慮しつつ農業生産基盤の整備を進めるとともに、地域住民による景観形成活動や生態系保全等の取り組みを推進します。
- (7) 荒廃した人工林を間伐し、針葉樹と広葉樹が混じり合った森林に誘導します。
- (8) 長期間放置され、草木の繁茂により荒廃した里山林における不要木や侵入竹の除去等を行い里山を再生します。
- (9) 優れた自然環境を保全していくため、自然公園、自然環境保全地区及び自然記念物の指定を行い、開発行為等の規制による保全に努めるとともに、自然の劣化が見られる場合は、適切な手法により本来の自然環境の再生に努めます。

- (10) 自然公園、自然環境保全地区及び自然記念物については、地元の協力を得ながら、巡視、清掃活動を推進します。
- (11) 自然環境保全地区及び自然記念物を自然監視員が巡回監視することで、自然環境保全を図るとともに、訪れる人々への自然環境保護意識の高揚を図ります。

3-2 野生動植物の保護と適正な管理の推進

- (1) 鳥獣保護区の指定や鳥獣の生息状況の把握、傷病鳥獣の保護など、人と野生鳥獣との共生及び生物多様性の確保に関する総合的な取組を推進します。
- (2) ニホンジカ、イノシシ等、個体数の管理が必要な鳥獣については、第二種特定鳥獣保護管理計画に基づき、個体数の適正な管理を行います。
- (3) 県内の希少な野生動植物の生息・生育状況をとりまとめた県レッドデータブックを活用するとともに、希少野生動植物種の保護に関する条例に基づき、希少野生動植物の捕獲・採取や取引を規制し保護に努めます。
- (4) 開発計画等において、希少野生動植物の適切な保全対策が講じられるよう、開発行為を行う事業者等に対し、当該地における希少野生動植物の生息・生育状況等の情報を提供します。
- (5) 学術上価値の高い動物、植物について、文化財(天然記念物)としてその保護を図ります。
- (6) 山岳レンジャーや自然監視員の巡回監視活動により、自然植生の分布地域の把握や高山植物、天然記念物、自然記念物等の保護に向けた取組を推進します。
- (7) アライグマなど、農業被害や人的被害を引き起こしたり、在来種の生息を脅かす特定外来生物の繁殖抑制や人為的な移入防止に努めます。
- (8) オオキンケイギクなど特定外来生物の調査結果等を積極的に提供し、民間団体等との連携により、地域の取り組みを促進します。

3-3 生物多様性に配慮した社会経済活動と持続可能な利活用の推進

- (1) 公共事業や大規模な開発行為等による環境への負荷の軽減を図ることにより、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保を図るため、「山梨県環境影響評価条例」等に基づく環境影響評価制度の適正な運用を行います。
- (2) 環境影響評価制度の実効性を高めるため、県民や事業者等への情報提供等を行います。
- (3) 生態系の保全や自然とのふれあいの場の確保、周辺の自然環境との調和を図るなど環境に配慮した整備を推進します。
- (4) 山梨県緑化計画にのっとり、県民、企業・団体などの多様な主体と協働・連携して緑化を推進します。

- (5) 県森林面積の46%を占める県有林では、環境への配慮など国際的な基準により認められた管理経営を進めます。
- (6) やまなしGAP(農業生産工程管理)手法導入基準書にもとづき、GAPの取組を適切に実施している個人、法人、生産団体等を認証し、「安全・安心な農産物の生産」や「環境に配慮した生産」などを推進します。
- (7) 都市住民と地域住民との交流・連携を促進するとともに、里山に関わるNPO等と協働で森林ボランティア等の支援や里山の新たな利活用を図りながら、県民参加の里山活動を推進します。
- (8) 山岳地域においては、自然環境の保全と自然景観の確保を目的に、登山道や山小屋のトイレの改善・設置を図るための取組を進めます。
- (9) 自然散策やフットパス、スポーツ体験、フルーツ狩りなど、本県の地域資源を生かした体験プログラムの開発を促進します。
- (10) 温泉や森林、高原気候などの地域資源を活用した健康プログラムを提供することにより、環境との共生を図りながら、観光振興や健康増進を目指すウェルネスツーリズムを推進します。
- (11) 温泉資源の保護を図るため、温泉資源調査などを実施するとともに、可燃性天然ガスによる事故の未然防止や適正な利活用に向けた取組を進めます。
- (12) 鳥獣害対策として捕獲したニホンジカのジビエや皮製品としての有効利用を推進します。
- (13) 生態系の保全と持続可能な利活用の調和を目的とするユネスコエコパークとして、南アルプスユネスコエコパークと協働し、甲武信ユネスコエコパークの利活用を図ります。

3-4 生物多様性の重要性への県民理解の増進と主体的な行動の促進

- (1) ハヶ岳自然ふれあいセンターなどの県有施設における体験学習をはじめとした、自然とのふれあいを目的とした各種講座の開催など、自然環境の保全、保護意識の向上を図るための普及啓発を進めます。
- (2) 森林内での体験活動や森林環境教育の場として「森林文化の森」等のフィールドの積極的な活用を図ります。
- (3) 県民の行う身近な緑化活動を支援するため、緑に関する学習機会を提供するとともに、樹木医による緑化相談や緑サポーターなど緑づくりの専門家の養成及び緑化活動に関する情報提供等を行います。
- (4) 森林や緑を大切に作る心を育てるため、小学生以下の児童を対象とした、緑を活用した環境教育プログラムを推進します。
- (5) 子供たちが、山梨の豊かな自然や多様な生物への理解を深め、それらに対する愛情をもつことができるように、郷土学習教材「ふるさと山梨」を活用した郷土学習の推進を図ります。

- (6) 様々な主体と連携を図るなかで、愛鳥週間など関連行事を活用したイベントを実施し鳥獣保護思想の普及啓発を図るとともに、これらの活動への県民、民間団体、事業者等の積極的な参加を促進します。
- (7) 県民の貴重な財産である豊かな自然環境の保全や貴重な動植物の生態系を守るため、自然保護大会等の各種イベントやレッドデータブック及び条例指定種パンフレット、ホームページなどを通じて適切な知識の普及を図ります。

■ 環境指標

	指標の項目	基準値	目標値
1	自然環境保全地区面積(世界遺産景観保全地区は除く。)	3,650ha(H24)	3,650ha(R5)
2	鳥獣保護区等指定面積	74,795.9ha(H29)	74,795.9ha(R3)
3	自然公園等利用者数	4,179万人(H24)	5,720万人(R5)
4	県内の山小屋トイレの整備率	89.9%(H30)	91.3%(R5)
5	ニホンジカの推定生息数	69,917頭(H24)	33,000頭(R5)
6	獣害防止柵の整備による被害防止面積	3,531ha(H26)	4,500ha(R元)
7	身近な自然環境や動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮した河川整備計画における河川整備率	50.6%(H26)	58.7%(R元)
8	森林整備の実施面積	4,685ha(H26)	6,000ha/年(R元) (H27～R元の年平均)
9	生物多様性の言葉の認知度	46%(H26)	75%以上(R5)

※ ()内は年度

※ 次の指標は、関連する計画等において目標が設定された項目であり、計画の改定や新計画策定により基準値・目標値が変更された場合は、本計画も連動して基準値・目標値を改めることとします。

- 指標2: 第12次鳥獣保護管理事業計画(H29～R3)
- 指標5: 第2期山梨県第二種特定鳥獣(ニホンジカ)保護管理計画(H29～R4)
- 指標6・7: 山梨県社会資本整備重点計画-第3次-(H27～R元)

■ 関連する SDGs



生物多様性について

(1) 生物多様性

「多様な生きものがそれぞれに個性やはたらきを持ち、支え合って生きていること」を生物多様性と言い、生物多様性条約では「すべての生物の間に違いがあること」と定義し、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとされています。

① 生態系の多様性

森林、草原、湿原、里地域、河川、海洋などの環境に応じて様々な生態系が存在すること。

② 種の多様性

それぞれの生態系に適応して、さまざまな種類の動植物が生息・生育していること。

③ 遺伝子の多様性

同じ種であっても、個体や個体群の間に遺伝子レベルでの違いがあること。

(2) 生物多様性の恵み(生態系サービス)

私たちの暮らしは食料や水の供給、気候の安定など、生物多様性を基盤とする生態系から得られる恵みによって支えられています。これらの生態系がもたらす恵みは「生態系サービス」と呼ばれ、4つに分類されすべての生命が存立する基盤を整えています。

基盤サービス	供給サービス	調整サービス	文化的サービス
光合成による酸素の供給、生息地、水、土壌の形成、栄養塩の循環など	食料、燃料、木材、繊維、薬品、水など、人間の生活に重要な資源の提供など	気候の調節、水の浄化作用、自然災害の防止など	精神的充足、美的な楽しみ、宗教・社会制度の基盤、レクリエーションの機会の提供など

(3) 生物多様性の4つの危機

<p>第1の危機(人間活動や開発による危機)</p> <p>森林伐採、開発行為等による生息・生育地の減少や環境の悪化、めずらしい生きものの乱獲や盗掘など人間が引き起こす負の要因による影響。</p>
<p>第2の危機(自然に対する働きかけの縮小による危機)</p> <p>・里地里山の管理不足など、人口減少や高齢化、農業形態や生活様式の変化などにより、自然に対する人間の働きかけが縮小撤退することによる影響。</p> <p>・ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルなどが分布を拡大したことによる農林業被害や生態系への影響。</p>
<p>第3の危機(人間により持ち込まれたものによる危機)</p> <p>人間が近代的な生活を送るようになったことで持ち込まれた外来生物や化学物質などによる生態系への影響。</p>
<p>第4の危機(地球環境の変化による危機)</p> <p>地球温暖化による生物多様性への深刻な影響。地球全体の平均気温が1.5～2.5℃以上上がると、約20～30%の動植物種の絶滅リスクが高まるだろうと予測されている。</p>

第4節 地球環境の保全に貢献する地域社会づくり

■ 現状と課題

地球環境問題は、気候変動やオゾン層の破壊など多岐にわたっていますが、気候変動の影響は、農業、森林・林業、水産業、水環境、水資源、自然生態系、自然災害、健康など様々な面で生じる可能性があり、将来の世代にも深刻な影響を及ぼすことが懸念されています。

地球温暖化対策について、国ではパリ協定を踏まえ、徹底した省エネルギーの推進や再生可能エネルギー[※]の導入、国民運動「COOL CHOICE[※]」の推進などを通じて、温室効果ガスの令和12(2030)年度26%削減(平成25(2013)年度比)を目指しています。

本県においても、国の方針を踏まえ、平成29(2017)年3月に改定した「山梨県地球温

暖化対策実行計画」に基づき、対策を着実に実施していく必要があります。

一方、オゾン層の保護については、国際的な「ウィーン条約」、国内の「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)」等により、特定フロン等の回収・破壊などの取組が図られ、オゾン層破壊物質の大気中への排出抑制が進んでいます。

これら地球環境問題は、私たちの日常生活や経済活動による環境への負荷が原因となって引き起こされていますが、環境への負荷の発生源のみならず、国境や地域を越えて地球規模で影響が及ぶことから、私たち一人ひとりが地域レベルでの取組を推進するとともに、国際的な協調のもと、対策を講じていく必要があります。

■ 施策の方向

4 地球環境の保全に 貢献する地域社会づくり

4-1 地球温暖化の防止

4-2 クリーンエネルギーの導入促進

4-3 オゾン層の保護対策の推進

4-1 地球温暖化の防止

- (1) 「山梨県地球温暖化対策実行計画」に基づき、県民、民間団体、事業者、市町村との連携を図りながら、「やまなしクールチョイス県民運動」など実効性のある取組を推進します。
- (2) 温室効果ガスを減らす「緩和策[※]」に加え、温暖化による悪影響に備える「適応策[※]」を「山梨県地球温暖化対策実行計画」において提示するとともに、本県の気候変動適応計画として位置づけ、農業・林業分野や健康分野など幅広い取組を推進します。
- (3) 市町村における計画の策定や取組を支援します。
- (4) 「山梨県地球温暖化防止活動推進センター[※]」と連携し、地球温暖化対策の重要性についての普及啓発、相談・助言などを行います。
- (5) 地域や家庭において地球温暖化対策に関する普及啓発や実践活動へのアドバイスを行う「地球温暖化防止活動推進員[※]」の活動を通じ、市町村、団体などを支援します。
- (6) 日常生活に伴う二酸化炭素排出量を削減するため、広報誌などによる情報提供や環境家計簿アプリ「えこメモ」の普及を通じて、家庭における二酸化炭素排出量削減の取組を促進します。
- (7) エネルギー効率に優れる次世代自動車の普及拡大を推進します。
- (8) アイドリングストップ等エコドライブの普及啓発を図ります。
- (9) 自家用車と鉄道、バスを組み合わせたパークアンドライド[※]の普及啓発やエコ通勤の推進等により、公共交通の利用を促進し、自動車の交通量の低減を図ります。
- (10) 「山梨県地球温暖化対策条例」に基づき、適切な森林整備を行うことで森林吸収量の目標の達成を図ります。
- (11) 森林による二酸化炭素の固定化を促進するため、公共施設や公共工事等における県産木材の利用や県産木材を使用した木造住宅の需要の拡大など、木材資源の循環利用を推進します。
- (12) 県有林内における適切な間伐[※]などによる二酸化炭素の吸収量をクレジット化し、カーボン・オフセット[※]に取り組む企業、団体等へ販売するとともに、その収益を県有林の森林整備に活用します。

4-2 クリーンエネルギーの導入促進

- (1) 地域資源を最大限活用して、景観・自然環境への影響や安定供給の課題を考慮しながら、適切に多様なクリーンエネルギーの導入を拡大します。
- (2) 県内の森林資源を有効活用するため、製材残材や未利用間伐材などの木質バイオマス[※]の利活用を推進します。

- (3) 「やまなし水素エネルギー社会実現ロードマップ」に基づき、家庭用燃料電池や燃料電池自動車等の普及啓発による水素エネルギーの利用拡大、CO2フリー水素サプライチェーンの構築、水素・燃料電池関連産業の振興を図ります。
- (4) 事業者が行うクリーンエネルギーに関する施設や設備の整備に対し、一定の要件のもと、融資を行います。
- (5) 既設水力発電所の安定的稼働によりクリーンエネルギーの安定供給に努めます。
- (6) 自立・分散型エネルギー社会の構築に向け、平成25(2013)年度から10年間で10地点程度の小水力発電[※]の開発を目指す「やまなし小水力ファスト10」を推進します。
- (7) 自立・分散型エネルギー社会の構築に向け、水力発電の有望地点について開発調査を行います。
- (8) 農村地域が有する豊かな資源を活用した再生可能エネルギーを積極的に導入し、農業関係施設の維持管理費等の低減を図るため、農業用水への小水力発電の施設整備等を推進します。また、市町村や土地改良区に対する研修会等を実施し、導入の取り組みを支援します。
- (9) 再生可能エネルギー[※]の普及促進を図るため、超電導等による電力貯蔵技術の実用化を推進します。
- (10) 米倉山太陽光発電所PR施設「ゆめソーラー館やまなし」及び「クリーンエネルギーセンター」を拠点に学習講座等を実施するとともに、再生可能エネルギー[※]等に関する情報発信を行います。

4-3 オゾン層の保護対策の推進

- (1) 県民、事業者に対して特定フロン類の適正回収・破壊処理等に関する普及啓発を行うとともに、「フロン排出抑制法」、「家電リサイクル法」及び「自動車リサイクル法」等に基づき、冷凍空調機器、カーエアコンなどからの特定フロン等の回収・破壊処理等を促進します。
- (2) 事業者が行う代替フロン[※]、脱フロンのための施設や設備の整備に対し、一定要件のもと、融資を行います。

■ 環境指標

	指標の項目	基準値	目標値
1	温室効果ガス総排出量	7,058千t-CO ₂ (H25)	基準年度(H25)比 18%削減 (森林吸収含む) (R2)
2	森林吸収源対策※による 森林の二酸化炭素吸収量	971千t-CO ₂ (H25)	808千t-CO ₂ (R2)
3	木質バイオマス利用施設数	23施設(H26)	29施設(R2)
4	クリーンエネルギー導入出力 (住宅用太陽光発電)(10kW未満)	8.9万kW(H26)	14万kW(R2)
5	クリーンエネルギー導入出力 (小水力発電)	1.0万kW(H26)	1.2万kW(R2)
6	エコドライブ宣言車両率(再掲)	20.1%(H24)	22.5%(R2)

※ ()内は年度

※ 次の指標は、関連する計画等において目標が設定された項目であり、計画の改定や新計画策定により基準値・目標値が変更された場合は、本計画も連動して基準値・目標値を改めることとします。

- 指標1,2: 山梨県地球温暖化対策実行計画(H29~R12)
- 指標3: やまなし森林・林業振興ビジョン(H27~R6)
- 指標4,5: やまなしエネルギービジョン
- 指標6: 山梨県地球温暖化対策実行計画(H29~R12)

■ 関連するSDGs



第5節 持続可能な社会の構築に向けた地域づくり・人づくり

■ 現状と課題

現在の環境問題は地球規模で発生しており、私たちの日々の生活や事業活動に起因する環境への負荷が、自分たちばかりでなく、地球規模の環境にまで大きな影響を及ぼしています。

こうした問題を解決し、持続可能な社会を構築していくためには、私たち一人ひとりがライフスタイルや事業活動のあり方を再考し、環境保全のために主体的に行動していくことが不可欠になっており、環境教育の果たす役割がますます重要になっています。

このため国では、平成23(2011)年に「環境教育等促進法」を制定し、環境と社会、経済及び文化のつながりや環境保全について理解を深めるための教育や学習を推進することとしています。

また、本県では、環境教育を推進する上での基本的な考え方や各主体の役割、県の環

境教育に関する施策の方向性を明らかにし、県民や学校、民間団体、事業者が様々な環境保全活動を活発に展開できるよう、様々な場における具体的な取組を体系的に分かりやすく整理した「環境教育等推進行動計画」を平成25(2013)年3月に策定しています。

今後は、法や計画に基づき、環境教育を担う人材の育成、体験を重視した環境学習の機会の提供、地球温暖化などの地球規模の環境問題の防止に向けた環境教育などを豊かな自然に恵まれた本県の特徴を生かしながら、一層進めていくことが求められています。

また、県内では、これまでも環境美化活動や緑化活動、地球温暖化防止に向けた取組などが積極的に行われてきているところですが、今後も、こうした取組の輪を広げていくことが必要です。

■ 施策の方向

5 持続可能な社会の構築に向けた地域づくり・人づくり

5-1 多様な環境教育・環境学習の推進

5-2 人材の育成・活用

5-3 環境に関する活動の展開

5-4 協働取組の促進

5-1 多様な環境教育・環境学習・エネルギー教育の推進

- (1) 「やまなし環境教育等推進行動計画」に基づき、環境教育や環境学習に係る施策の総合的、計画的な推進を図ります。
- (2) 学校教育や社会教育における、環境学習や自然体験活動、エネルギー教育等を通して、特色のある環境教育を推進するとともに、環境保全活動につなげる取組を進めます。
- (3) 学校、民間団体、地域との連携を図る中で、こどもエコクラブ[※]や緑の少年隊[※]などの活動の促進を図るとともに、高齢者に対しても緑について学ぶ機会を提供します。
- (4) 環境に関する職場研修や地域における環境学習を行うにあたり、やまなしエコティーチャーなどの積極的な活用を促進します。
- (5) 市町村の自主的な環境学習活動を支援するため、啓発資料等の提供を行います。
- (6) 県有施設を中心に、環境問題に関心を持ち、環境に対する人間の責任と役割を理解し、環境保全に参加する態度と環境問題解決のための能力を身につけるための学習の機会を提供します。
- (7) 自然体験等の場として環境教育に活用される土地や建物を環境教育等促進法の「体験の機会のある場」として認定します。
- (8) 水の大切さや様々な動植物を育む水辺環境の多様な価値などを伝える体験型の学習プログラムを実施するなど、身近な水辺環境を活用した環境教育、環境学習を推進します。

5-2 人材の育成・活用

- (1) 県民・事業者の環境教育や環境学習を支援するため指導者を派遣し人材の育成に努めるとともに、指導者同士のネットワーク化を図ります。
- (2) 森林総合研究所などにおいて、教職員等を対象とした環境教育等に関する指導者養成のためのプログラムを実施します。

5-3 環境に関する活動の展開

- (1) 県、民間団体、事業者、市町村が協働して行うやまなしクリーンキャンペーンなど、身近な環境保全活動へSNS等による周知による参加機会の提供により、環境に配慮した行動の定着を図ります。
- (2) 県民、事業者等が自らの手で道路、河川、公園等の清掃、植栽などの美化活動を行う土木施設環境ボランティアにより、身近な公共施設の環境美化を進めます。
- (3) 環境月間や河川愛護月間などにおける普及啓発活動を推進し、県民、事業者等の環境保全意識の醸成と自発的な環境保全活動を促進します。

- (4) 様々な主体と連携を図るなかで、愛鳥週間など関連行事を活用したイベントを実施し、鳥獣保護思想の普及啓発を図るとともに、これらの活動への県民、民間団体、事業者等の積極的な参加を促進します。
- (5) 市町村によるごみの減量化、リサイクル、省エネルギー、緑化活動など、地域の特性を踏まえた環境の保全と創造に関する活動の促進と、こうした実践活動に対する支援を行います。
- (6) 「やまなしエネルギー環境マネジメントシステム」に基づき、県自らが事業者として、省資源、省エネルギーの推進、廃棄物の減量化、リサイクルの推進を図るなど、環境への負荷の低減と地球温暖化の防止に取り組みます。
- (7) 県民の行う身近な緑化活動を支援するため、緑に関する学習機会を提供するとともに、樹木医による緑化相談や緑サポーターなど緑づくりの専門家の養成及び緑化活動に関する情報提供等を行います。
- (8) 県民や企業・団体など様々な主体の参加による森づくりを推進するとともに、多くの県民が森づくり活動の効果に関心をもつ契機とするため、企業・団体が県内で行う森づくり活動に対してそのCO₂吸収量を認証します。

5-4 協働取組の促進

- (1) 県民、事業者、民間団体等で組織する「環境パートナーシップやまなし」の一員として、環境教育事業を実施するとともに、環境保全を行っている団体などのネットワークづくりを進めます。
- (2) (公財)やまなし環境財団や(公財)山梨県緑化推進機構、やまなし森づくりコミッションを通じ、企業や民間団体による環境保全活動や森林ボランティア活動等への支援を図るとともに、民間団体間の交流を促進します。
- (3) 上流域と下流域との住民、市町村、企業等が一体となって、流域に与えている環境負荷やその改善のために果たすべき役割を認識し、クリーンキャンペーンや交流会など、水環境を保全するための取組を促進します。
- (4) 事業者、民間団体などで構成する「山梨県ノーレジ袋推進連絡協議会^{*}」と協働してマイバッグ等の持参促進によるレジ袋の削減に取り組みます。

■ 環境指標

	指標の項目	基準値	目標値
1	森林環境教育の実施教育機関数の割合	62%/年(H24)	70%/年(R5)
2	富士山科学カレッジ修了者数	14人/年(H30)	15人/年(R5)
3	環境学習指導者派遣事業参加者数	3,126人/年 (H23~29平均)	3,500人/年 (R5)
4	環境美化活動参加者数	496,512人/年 (H26~29平均)	500,000人/年 (R5)
5	土木施設環境ボランティア数	71団体(H20)	101団体(R5)
6	森林ボランティア団体数	73団体(H22)	100団体(R3)
7	企業・団体の森づくり活動箇所数	59箇所/年(H24)	90箇所/年(R5)
8	「緑の教室」受講者数(再掲)	980人(H24)	1,380人(R5)

※ ()内は年度

※ 次の指標は、関連する計画等において目標が設定された項目であり、計画の改定や新計画策定により基準値・目標値が変更された場合は、本計画も連動して基準値・目標値を改めることとします。

- 指標1,7,8: 山梨県緑化計画(H26~R5)

■ 関連する SDGs



第6節 環境の保全と創造のための基盤づくり

■ 現状と課題

県民、民間団体、事業者等に対して環境問題に関する理解や環境活動への自主的な取組を積極的に進めていくためには、環境情報の充実はもとより、正確な情報の迅速な提供が不可欠です。

県では、大気や水質の状況等を常時監視するなど、監視体制の整備を図るとともに、環境情報の収集及び提供に取り組んでいます。

環境に関する情報については、環境白書「やまなしの環境」の作成や、県のホームページ上の「やまなしの環境」への環境情報の集約などにより、多岐に渡る環境情報を総合的に収集するとともに、県民等の各主体が活用できるよう、情報発信に努めています。

一方、環境の保全を適切・効果的に進めていくためには、情報の収集だけでなく、関連する技術動向の把握や、様々な環境問題への対策に資する調査研究や積極的にICT技術を活用することも重要です。

本県では、衛生環境研究所等の県立試験研究機関において、環境モニタリングによる県内の環境の状態を把握するとともに、環境の保全や各種環境問題の原因究明及び対策に関する調査研究や技術開発を推進しています。

さらに、環境に関する情報発信や環境保全に関する国際シンポジウム、フォーラムの開催や、国内外の各種研究機関等との連携により、情報や人材、技術の交流を行っています。

今後も、本県の環境の現状を正確に把握するとともに、循環型社会の構築、自然との共生、地球環境保全等に資する調査研究やICT技術の活用推進していくことが求められています。

■ 施策の方向

6 環境の保全と創造のための基盤づくり

6-1 環境情報の総合的な収集・提供体制の確立

6-2 環境モニタリング・環境科学研究の推進

6-3 国際協力の推進

6-4 ICTの活用

6-1 環境情報の総合的な収集・提供体制の確立

- (1) 環境情報センター等における環境情報の充実を図り、様々な機会を捉えて提供します。
- (2) 「やまなしの環境」などの発行やホームページの情報充実など、様々な媒体を活用し、県民、民間団体、事業者等へ利便性の高い正確な情報を速やかに提供する体制の確立に努めます。
- (3) 環境に関するパネルや映像資料の貸し出し、各種パンフレットやチラシの配布など広く環境情報を発信します。
- (4) 県立試験研究機関の環境分野における研究成果が県民生活に普及し、実際に活用されるよう、積極的に情報提供を行います。

6-2 環境モニタリング・環境科学研究の推進

- (1) 大気汚染や水質汚濁、自動車騒音、ダイオキシン類等の化学物質の環境中の濃度など、定期的な監視、分析、測定を行います。
- (2) 環境分野に関する調査研究の実施とともに、県内外の研究機関や大学等との連携による、互いの技術力や研究成果を活用した調査研究の推進を図ります。

6-3 国際協力の推進

- (1) 国内外の研究機関等との連携により、環境に関するシンポジウムや学会、フォーラム等を開催し、本県の環境科学研究の推進を図ります。
- (2) 若手研究者の育成や研究機関の活性化等を図るため、国内外の研究機関・研究者との連携や交流、情報交換を進めます。

6-4 ICTの活用

- (1) ICT技術を活用した効率的な森林調査手法の確立や集材現場における作業の効率化の研究を進めるとともに、これらの新技術を活用できる人材の育成を進めます。
- (2) ドローンを利用した植物分布・生育状況の確認や、災害時の山間地における被災状況の確認など様々な分野でICT技術の活用を推進します。

■ 環境指標

	指標の項目	基準値	目標値
1	富士山科学研究所内の環境情報センター利用者数	4,640人/年(H30)	4,800人/年(R5)
2	やまなしの環境アクセス数	9,146件/年(H24)	20,000件/年(R5)
3	環境に関するフォーラム、国際シンポジウム参加者数	157人/年(H30)	165人/年(R5)

※ ()内は年度

■ 関連するSDGs

(③保険)



(⑨イノベーション)



(⑪都市)



(⑰実施手段)



第6章 重点的に取り組む施策

本計画の基本目標や目指すべき将来像を実現するため、本県の自然的、地域的な特性を踏まえ、環境に関する重要課題及び国際社会の一員として取り組むべき課題などについて、重点的に取り組む施策として位置づけ、それぞれの現状と課題を整理し、施策の方向を示します。

具体的には、重点的に取り組む分野を次のとおりとし、これらについて施策の方向性を示します。

- 富士山及び周辺地域の良好な環境の保全（第1節）
- 健全な森林・豊かな緑の保全（第2節）
- 持続可能な水循環社会づくり（第3節）
- 環境にやさしく自然と調和した美しい県土づくり（第4節）
- 廃棄物等の発生抑制等の推進（第5節）
- 野生鳥獣の保護管理・鳥獣害防止対策の推進（第6節）
- クリーンエネルギーの導入促進等による地球温暖化対策の推進（第7節）

〈 重点的に取り組む施策 〉

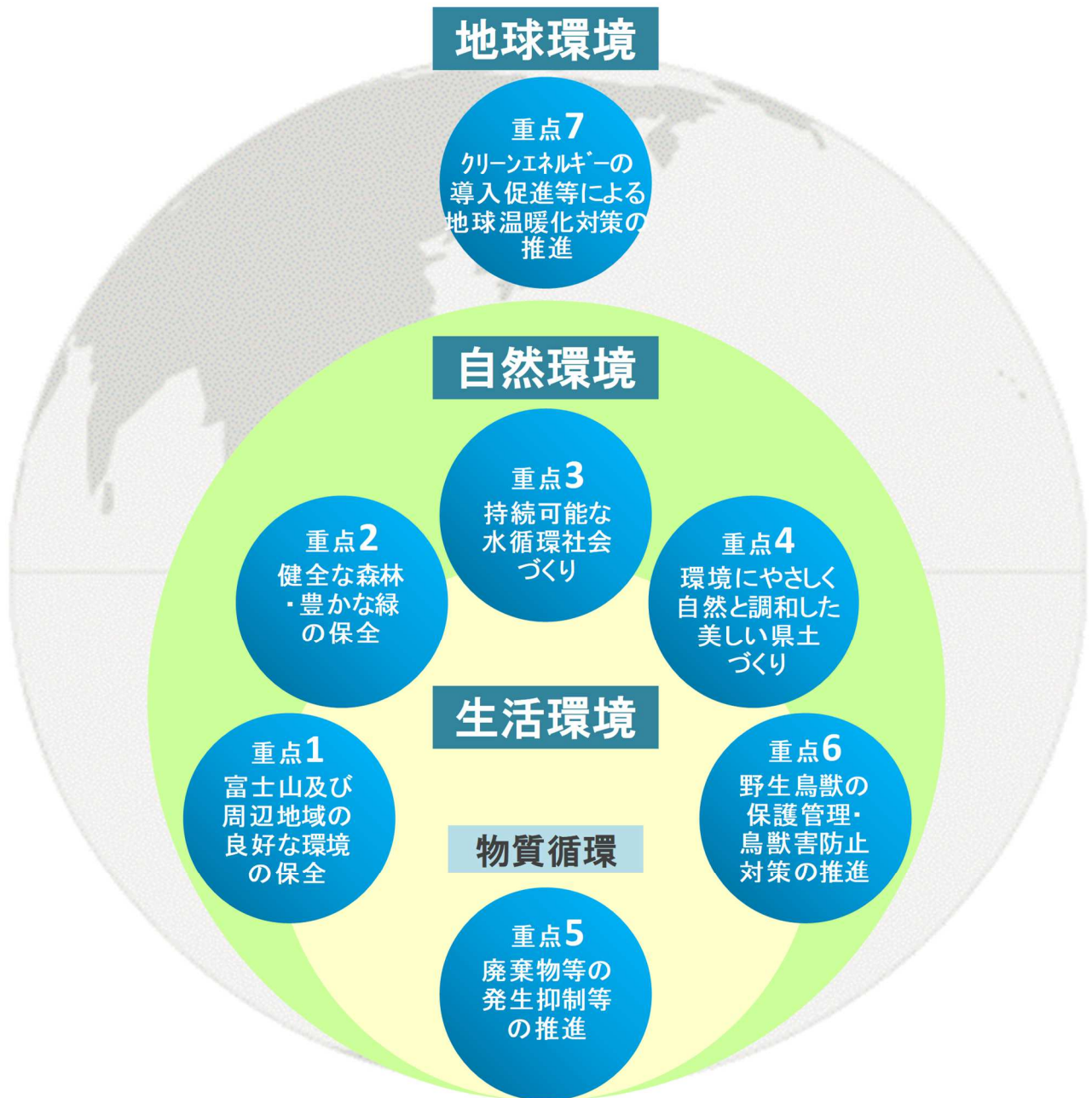
富士山の環境保全	森林・緑の保全等	水環境の保全等	景観保全・農業
<p>重点1 富士山及び周辺地域の良好な環境の保全</p> <p>(1)多様な自然環境の保全 (2)優れた景観の保全 (3)富士北麓の不法投棄対策の推進</p>	<p>重点2 健全な森林・豊かな緑の保全</p> <p>(1)森林の多面的機能の発揮の促進 (2)森林環境教育の推進 (3)緑化の推進 (4)ふれあいの機会の提供</p>	<p>重点3 持続可能な水循環社会づくり</p> <p>(1)健全な水循環の維持 (2)水環境の保全 (3)ふれあいの機会の提供 (4)水を生かした地域づくり</p>	<p>重点4 環境にやさしく自然と調和した美しい県土づくり</p> <p>(1)美しい景観の保全・整備の推進 (2)環境の保全に資する農業の促進</p>

廃棄物対策
<p>重点5 廃棄物等の発生抑制等の推進</p> <p>(1)発生抑制等に関する役割や取組の明確化 (2)不法投棄対策等の推進</p>

鳥獣害対策
<p>重点6 野生鳥獣の保護管理・鳥獣害防止対策の推進</p> <p>(1)野生鳥獣の保護管理の推進 (2)鳥獣害防止対策の強化</p>

地球温暖化対策
<p>重点7 クリーンエネルギーの導入促進等による地球温暖化対策の推進</p> <p>(1)クリーンエネルギーの導入促進 (2)省エネルギー対策</p>

<図6-1 環境の各分野と重点的に取り組む施策との関係 イメージ図>



第1節 富士山及び周辺地域の良好な環境の保全

■ 現状と課題

富士箱根伊豆国立公園に指定されている地域には、青木ヶ原樹海、ブナ林、アカマツ林、ハリモミ純林などの自然林や原生林が分布しているほか、富士五湖では、天然記念物のフジマリモの生育が確認され、また、ガン、カモ類の飛来が多く、溶岩洞窟には希少なコウモリ類も生息しているなど、多様な動植物が数多く見られます。

標高が日本一高い成層火山で、かつ独立峰であり、広い裾野を持つ円錐型の富士山は、見る人を魅了する日本一の美しさと迫力を持ち、四季折々でその姿を変える眺望も富士山の景観を特徴づけるものです。

また、富士山は、豊富な地下水などの恵みをもたらし、この恵みは、特色ある地域社会を形成し、潤いに満ちた文化を育んできました。

これら富士山及び周辺地域の豊かな自然と美しい景観を次の世代に継承していくため、本県では、富士箱根伊豆国立公園指定60周年を契機に、その歴史を踏まえつつ、新たな時代を展望した「富士山総合環境保全対

策基本方針」を平成10(1998)年に策定して、総合的な保全対策に取り組んできました。

同時に、富士山の環境保全に取り組むため、静岡県と連携するなかで平成10(1998)年に「富士山憲章」を、平成23(2011)年に2月23日を富士山の日とする「山梨県富士山の日条例」を制定し、全国に向け、その理念等の普及啓発に努めてきました。

しかしながら、オフロード車による自然破壊や、山麓部の不法投棄など富士山の自然環境や景観に影響を及ぼす問題も発生しています。

一方、富士山は、雄大さ、気高さ、美しさなどを基盤とし、信仰や芸術を生み出した山として、平成25(2013)年6月、世界文化遺産に登録されました。

私たちは、富士山とその周辺地域の自然環境や景観を守り、世界遺産としてふさわしい富士山の保全に取り組んでいく必要があります。

■ 施策の方向

重点1 富士山及び周辺地域の 良好な環境の保全

1-1 多様な自然環境の保全

1-2 優れた景観の保全

1-3 富士北麓の不法投棄対策の推進

1-1 多様な自然環境の保全

- (1) 「富士山憲章」及び「富士山の日」の理念にのっとり、富士山の環境保全と適正な利用を促進し、富士山を将来に引き継ぐよう、情報の発信を進めます。
- (2) 青木ヶ原樹海の原生的な自然を保全し、適正なエコツアーを確立するため、エコツアー主催者及び関係機関との合意のもと、策定、施行した「富士山青木ヶ原樹海等エコツアーガイドライン」の周知と遵守の徹底を図ります。
- (3) 富士山を訪れる多くの来訪者が、マイカー(乗用車)の利用からシャトルバス等の公共交通の利用に転換するための取組に努めます。
- (4) 富士五湖の水質調査を行い、汚濁の原因を解明し、富栄養化を防止するなど、水質の保全に努めます。
- (5) 関係機関との連携を図りながら、「山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例」に基づき、富士五湖における静穏を保全します。
- (6) 県立試験研究機関において、富士山周辺の自然特性に関する調査・研究を進めます。
- (7) 富士山の環境保全を推進するため、富士山世界遺産センターを拠点として、意識啓発を行うとともに、富士山レンジャー等による環境保全活動を進めます。

1-2 優れた景観の保全

- (1) 「富士山包括的保存管理計画」等に基づき、富士山の文化的な価値の啓発などを行い、世界文化遺産である富士山を世界に誇れる山として保全し、その美しい景観を将来に引き継いでいくための取組に努めます。
- (2) 森林景観形成・修景のための眺望伐採、森林整備等を行い、登山者、旅行者等に親しまれる美しい森林景観形成の推進に努めます。
- (3) 富士五湖など世界文化遺産構成資産周辺や幹線道路沿いの屋外広告物について県条例の規制を強化(景観保全型広告規制地区を指定)するなど、景観と調和した秩序ある地域づくりを進めます。
- (4) 世界文化遺産構成資産周辺などにおいて、富士山全体の景観の神聖さ・美しさを阻害する要因を改善するための修景事業を市町村と共に進めます。

1-3 富士北麓の不法投棄対策の推進

- (1) 多くの民間団体や関係機関の協力を得て設置した「富士山麓環境美化推進ネットワーク」の構成団体と連携し、富士山周辺地域における廃棄物不法投棄防止対策について、地域ぐるみの取組を進めます。

■ 環境指標

	指標の項目	基準値	目標値
1	富士山環境保全活動参加者数	34,988人/年(H27)	46,000人/年(R2)
2	富士山環境教育参加者数	27,855人(H27)	28,000人/年(R2)
3	富士山チップ制トイレ協力度	29%(H27)	100%(R2)
4	水質汚濁に係る環境基準達成率(湖沼)(COD)(再掲)	5地点中3地点(H25)	5地点中5地点(R5)
5	富士山科学カレッジ修了者数(再掲)	14人/年(H30)	15人/年(R5)
6	電線類の地中化延長(富士北麓地域)	17.3km(H26)	30.8km(R元)

※ ()内は年度

※ 次の指標は、関連する計画等において目標が設定された項目であり、計画の改定や新計画策定により基準値・目標値が変更された場合は、本計画も連動して基準値・目標値を改めることとします。

- 指標1～3:富士山を守る指標(H12～R2)

(山梨県・静岡県共同で策定した指標であり、基準値・目標値は両県の数値を合算したものです)

- 指標6:山梨県社会資本整備重点計画-第3次-(H27～R元)

■ 関連するSDGs



第2節 健全な森林・豊かな緑の保全

■ 現状と課題

本県は、県土面積の78%を森林が占めており、県の人口1人当たりの森林面積4,078m²は、国の人口1人当たりの森林面積1,967m²の約2倍と、豊富な森林資源を有しているといえます(人口は平成24(2012)年10月1日現在)。

森林は、木材の生産のみならず、水源涵養機能、二酸化炭素を吸収し貯蔵する機能、多様な生態系を維持する機能、自然学習や環境教育の場としての機能といった公益的機能を含む多面的な機能を有しています。

しかし、木材価格の長期的な低迷、人件費等の経営コストの上昇などにより林業の採算性は大幅に低下し、間伐等の保育や木材の利用が十分に行われない状況も見られ、こうした森林については、公益的機能を発揮させるため、公的関与による森林整備を行うことも必要です。

県では、平成27(2015)年度に策定した「やまなし森林・林業振興ビジョン」に基づき林業・木材産業等の成長産業化と地域の活性化につながる取組を展開しているところですが、国においては平成30(2018)年5月、森林経営管理法が成立し、平成31(2019)年4月から新たな森林経営管理制度の運用が開始されることとなりました。また、平成31(2019)年3月に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が公布されこのうち森林環境譲与税は令和元(2019)年度から各市町村及び都道府県に譲与されることになっております。

こうした新たな制度や財源を活用しつつ、森林の有する多面的機能を十分発揮させていくため、森林の適正な維持・管理を計画的に行っていく必要があります。

■ 施策の方向

重点2 健全な森林・ 豊かな緑の保全

2-1 森林の多面的機能の発揮の促進

2-2 森林環境教育の推進

2-3 緑化の推進

2-4 ふれあいの機会の提供

2-1 森林の多面的機能の発揮の促進

- (1) 「やまなし森林・林業振興ビジョン」に基づき、本県の森林・林業・木材産業の振興を図るため、健全な森林づくりを推進するとともに、充実しつつある森林資源の循環利用を推進します。
- (2) 健康づくりの場として森林空間の利用に対する期待が高まるなか、人々に「和み」と「癒し」をもたらす機能を有する森林を活用する森林セラピー[※]やツーリズムの視点を取り入れた森林活用を進めます。
- (3) 県土面積の78%を占める森林の有する水源涵養^{かん}、県土の保全、地球温暖化防止、保健休養、生態系の確保などの公益的機能を発揮させるため、適切な森林の整備、保全、保護を図ります。
- (4) 森林の公益的機能の持続的な発揮を図るため、管理不十分な森林について、森林環境税（県税）[※]等を活用して、適正な森林整備を進めます。
- (5) 本県の森林面積の58%を占める保安林のうち、82%を占める水源涵養保安林^{かん}の機能を高度に発揮させるため、適切な森林の整備、保全、保護を進めます。
- (6) 県森林面積の46%を占める県有林では、環境への配慮など国際的な基準により認められた管理経営を進めます。
- (7) 原生的な自然や自然環境を保全するうえで重要な野生動植物の生育・生息地として、自然の推移に委ねることを基本とし、必要に応じて、植生の復元など森林生態系を適切に保全、管理します。
- (8) 環境に配慮した工法の導入等により、自然にやさしい治山・林道技術の向上を図ります。
- (9) 森林総合研究所において、本県特有の自然環境や資源の保全、新技術の開発などにつながる研究に取り組みます。
- (10) 公共建築物等の木造化・木質化の促進や普及啓発など、県産材の利用拡大に向けた取組を進めます。
- (11) 災害に強い森づくりに向け、森林の立地条件等に応じて針広混交林の造成を行うなど、森林の公益的機能の強化を図ります。

2-2 森林環境教育の推進

- (1) 教育関係機関と連携し、森林の整備及び保全に関する必要な知識の普及を進め、また、学校林を活用した体験活動を通じて森林環境教育の充実を図ります。
- (2) 森林や緑を大切にすることを育てるための、緑を活用した教育プログラムを推進します。
- (3) 森林内での体験活動や森林環境教育の場として「森林文化の森」等のフィールドの積極的な活用を図ります。

2-3 緑化の推進

- (1) 山梨県緑化計画にのっとり、県民、企業・団体などの多様な主体と協働・連携して緑化を推進します。
- (2) 緑化活動に対する理解を深めるため、民間団体、市町村等関係機関との連携のもと、各種イベントを開催し、緑化の推進に関する普及啓発を進めます。
- (3) 多くの県民が利用する公用、公共用施設の緑化を推進するとともに、工場、事業所等における緑地の確保を促進します。
- (4) 植樹する場所の気象条件や土壌条件を十分考慮し、また、周辺環境の状況に応じた樹種や郷土種を中心に養成し、公共施設において質の高い緑化を進めます。
- (5) 緑豊かな生活環境をつくるため、地域において県民、民間団体、事業者の緑化活動への取組を促進します。
- (6) 県民の行う身近な緑化活動を支援するため、緑に関する学習機会を提供するとともに、樹木医による緑化相談や緑サポーターなど緑づくりの専門家の養成及び緑化活動に関する情報提供等を行います。

2-4 ふれあいの機会の提供

- (1) 県民が森林と親しみ、森林への理解が深められるよう森林公園や森林文化の森におけるプログラムの充実を図ります。
- (2) 山や森林に親しむことを通じて、さわやかな空気、清らかな水、緑豊かな美しい景観など山や森林から得られる恩恵や、それらによって育まれた文化、歴史を改めて認識してもらう契機とするため、「山の日宣言」の趣旨にのっとり、やまなしで過ごす「山の日」事業を実施します。

■ 環境指標

	指標の項目	基準値	目標値
1	荒廃した民有林の整備面積	-	770ha(R3) (H29~R3年平均)
2	森林整備の実施面積(再掲)	4,685ha (H26)	6,000ha/年(R元) (H27~R元の年平均)
3	森林環境教育の実施教育機関数の割合(再掲)	62%/年(H24)	70%/年(R5)

※ ()内は年度

※ 次の指標は、関連する計画等において目標が設定された項目であり、計画の改定や新計画策定により基準値・目標値が変更された場合は、本計画も連動して基準値・目標値を改めることとします。

- 指標1: 森林環境税保全基金事業第2期計画
- 指標2: 山梨県社会資本整備重点計画-第3次-(H27~R元)
- 指標3: 山梨県緑化計画(H26~R5)

■ 関連する SDGs



第3節 持続可能な水循環社会づくり

■ 現状と課題

本県は、富士山、南アルプス、八ヶ岳など雄大な山々に囲まれ、森林が県土面積の78%を占める森林県であり、豊かな森林によって育まれた水は、富士川、多摩川、相模川水系の上流のみならず下流にも多大な恵みをもたらしています。また、年間出荷額全国1位のミネラルウォーター、名水百選に選ばれた三分一湧水、忍野八海などに代表されるように、本県は良質な地下水及び湧水に恵まれており、生活用水の水源の約6割を地下水及び湧水に依存しています。

この水は、私たちの日常生活や事業活動に欠かせないものであり、工業用水、農業用水など様々な目的に利用され、また、河川、湖沼などの水辺は、野生の動植物、水生生物の生息、生育の場であるとともに、水や動植物とのふれあいの場として、人々の生活に潤いを与える空間となっています。

また、水は、雨となって地上に降りそそぎ、森林の土壌などに地下水として保水され、川を下り、海に注ぎ、蒸発して再び雨になるとい

うように自然のなかで循環しており、その過程で多くの汚濁物質が浄化され、水環境や生態系が守られていることから、健全な水循環を維持しつつ、水の利活用を図っていくことが重要となっています。

一方で、都市化の進展や山村地域の過疎化、産業構造やライフスタイルの変化などを背景とし、森林の荒廃、水源涵養機能^{かん}の低下、生態系への悪影響など、健全な水循環の確保に支障となる問題が表面化してきています。平成23(2011)年度から2箇年にわたって実施した水資源実態等調査では、本県の降水量、地下水賦存量が長期的に減少傾向にあることも明らかとなりました。

私たちの暮らしや産業などに欠かすことのできない貴重な水資源、多様な水生生物が生息、生育でき、人々が水とふれあえる豊かな水環境を将来にわたって保護、保全していくため、様々な分野における水政策を展開し、持続可能な水循環社会を目指して継続的に取り組んでいく必要があります。

■ 施策の方向

重点3 持続可能な 水循環社会づくり

3-1 健全な水循環の維持

3-2 水環境の保全

3-3 ふれあいの機会の提供

3-4 水を生かした地域づくり

3-1 健全な水循環の維持

- (1) 健全な水循環系の構築と水を生かした地域や産業の振興を図るため、「やまなし水政策ビジョン」及び「やまなし『水』ブランド戦略」に基づき、施策の展開を図ります。
- (2) 水資源の有限性や重要性について普及啓発を行うとともに、産業活動の進展や人口動態の変化による水需要の把握に取り組みます。
- (3) 「山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例」に基づき、地下水の適正採取や採取者に対する涵養^{かん}の指導など、地下水保全対策を推進します。
- (4) 「山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例」に基づき、地下水の保全と適正な利用を図るため、地下水位の状況を常時監視します。
- (5) 「山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例」に基づき、森林の土地売買等について事前に把握し、所有者等に助言をすることにより、水源地域内の適正な土地利用を図ります。
- (6) 県土面積の78%を占める森林の有する水源涵養^{かん}、県土の保全、地球温暖化防止、保健休養、生態系の確保などの公益的機能を発揮させるため、適切な森林の整備、保全、保護を図ります。
- (7) 本県の森林面積の58%を占める保安林のうち、82%を占める水源涵養保安林^{かん}の機能を高度に発揮させるため、適切な森林の整備、保全、保護を進めます。
- (8) 温泉資源の保護を図るため、温泉資源調査などを実施するとともに、可燃性天然ガスによる事故の未然防止や適正な利活用に向けた取組を進めます。
- (9) 上流域と下流域との住民、市町村、企業等が一体となって、流域に与えている環境負荷やその改善のために果たすべき役割を認識し、クリーンキャンペーンや交流会など、水環境を保全するための取組を促進します。

3-2 水環境の保全

- (1) 公共用水域及び地下水の水質汚濁の状況を定期的かつ的確に把握するために水質測定を行います。
- (2) 安全な水道水を安定的に供給するため、水道事業者等による適正な水質検査体制の整備を指導監督します。
- (3) 多様な生態系や潤いのある水辺環境を保全するため、生態系や自然環境等に配慮し、自然環境と調和した河川整備を推進します。
- (4) 河川等における生物の生息、生育、繁殖空間の維持・回復のための取組に努めます。
- (5) 汚濁が著しく進行している河川、湖沼については、流入対策とともに、底泥の除去や植生を活用した浄化対策を行います。

- (6) きれいでさわやかな水辺環境の保全に向けた普及啓発を行うとともに、県民、民間団体、事業者、市町村との連携のもと、水辺の美化活動を実施するなど、水辺環境の保護意識の向上と保全活動を促進します。

3-3 ふれあいの機会の提供

- (1) 水の大切さや様々な動植物を育む水辺環境の多様な価値などを伝える体験型の学習プログラムを実施するなど、身近な水辺環境を活用した環境教育、環境学習を推進します。

3-4 水を生かした地域づくり

- (1) 「水」を地域資源とした持続可能な地域づくりの実現を目指します。
 (2) 「水」の魅力を生かした県のイメージアップや地域・産業の活性化を推進します。

■ 環境指標

	指標の項目	基準値	目標値
1	森林整備の実施面積(再掲)	4,685ha (H26)	6,000ha/年(R元) (H27~R元の年平均)
2	水質汚濁に係る環境基準達成率(河川)(BOD) (再掲)	22地点中19地点 (H25)	22地点中22地点 (R5)
3	水質汚濁に係る環境基準達成率(湖沼)(COD) (再掲)	5地点中3地点 (H25)	5地点中5地点 (R5)
4	生活排水クリーン処理率(再掲)	80.7%(H27)	87.3%(R5)
5	身近な自然環境や動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮した河川整備計画における河川整備率 (再掲)	50.6%(H26)	58.7%(R元)

※ ()内は年度

※ 次の指標は、関連する計画等において目標が設定された項目であり、計画の改定や新計画策定により基準値・目標値が変更された場合は、本計画も連動して基準値・目標値を改めることとします。

- 指標1,5:山梨県社会資本整備重点計画-第3次-(H27~R元)
- 指標4:山梨県生活排水処理施設整備構想2017(H28~R元)

■ 関連するSDGs



第4節 環境にやさしく自然と調和した美しい県土づくり

■ 現状と課題

本県における多様で豊かな自然や貴重な歴史的文化的資産は、山梨を象徴する美しい景観をつくりだしています。こうした自然景観や歴史的文化的景観は、私たちに、山梨に住むことの誇りとふるさととしての愛着を感じさせるものであり、このかけがえのない県民共有の財産を大切に守り育て、後世に継承していかなければなりません。

また、沿道のまち並みや住まいの周辺においては、公共施設、屋外広告物、公園緑地などが景観を構成する重要な要素であるため、これらの建築物等自体の美しさの追求と周辺景観との調和に配慮した景観づくりを進めるとともに、人々が集い、触れ合うことのできる憩いの場としての雰囲気づくりや地域の活性化にも配慮し、人間性豊かで魅力ある景観を創造していくことが必要です。

さらに、山梨のふるさとの景観は、農林業や商業など、住民の営む暮らしや経済活動の中で持続的に形成されてきたものであり、人々の生活や社会秩序を反映したものでもあります。地域における良好な景観づくりを進めるためには、郷土の景観を見つめる感性を育むとともに、住民や事業者と行政が共通の認識を持ち、それぞれの役割に応じ、県土の景観形成に協働して取り組む必要があります。

一方、県土の一部を構成する農村地域は、食料供給の機能のほか、上に挙げた良好な景観の形成や、国土保全、水源の涵養等といった多面的な機能を有しており、このような

機能を将来にわたって発揮させていく必要があります。

農業の生産面では、環境保全型農業※直接支払制度の定着など環境保全型農業の広がりがあります。

また、消費面では、食品の安全・安心、健康に対する関心の高まりから、有機農産物や化学肥料、化学合成農薬の使用を低減した農産物への消費者ニーズが高まっています。

こうした状況に対応するため、家畜排せつ物などの有効利用によるたい肥を活用した土づくりと化学肥料、化学合成農薬の使用を減らした農業生産方式の普及、定着を図ることが重要です。また、消費者に対して、環境への負荷の低減を図るため、こうして地域で生産された農産物を積極的に購入するよう、普及啓発活動を行うことや資源の循環的な利用の観点から農業用廃プラスチックのリサイクルや適正処理を進めるなど、環境への負荷の低減を総合的に促進していく必要があります。

また、農業、農村の有する豊かな自然、景観は、地域全体の資源であり、これらを活かした環境と調和した農業、農村地域づくりを進めていくことが重要です。

■ 施策の方向

重点4 環境にやさしく自然と 調和した美しい県土づくり

4-1 美しい景観の保全・整備の推進

4-2 環境の保全に資する農業の促進

4-1 美しい景観の保全・整備の推進

- (1) 市町村における「景観計画」の策定や計画に基づく取組を支援し、地域の風土や歴史、産業などと密接に関わって形成されてきた県土固有の景観の保全と創造を促進します。
- (2) 電線類の地中化や街路樹等の植栽の整備による良好な道路景観の形成を図るとともに、地域住民による建築協定の締結や優れた建築物や屋外広告物等への表彰により優れた街並み景観の形成を図るなど、魅力ある街並みづくりを促進します。
- (3) 良好な都市環境を形成するため、都市公園の緑の保全や憩いの空間造りを推進します。
- (4) 「山梨県屋外広告物条例」に基づき、屋外広告物の設置、管理について必要な規制を行い、地域の良好な景観や美観の維持を図ります。
- (5) 森林景観形成・修景のための眺望伐採、森林整備等を行い、登山者、旅行者等に親しまれる美しい森林景観形成の推進に努めます。
- (6) 歴史上又は芸術上価値の高い建造物などの有形文化財、史跡、名勝などの保護を図ります。
- (7) 多くの県民が利用する公用、公共用施設の緑化を推進するとともに、工場、事業所等における緑地の確保を促進します。
- (8) 緑豊かな生活環境をつくるため、地域において県民、民間団体、事業者の緑化活動への取組を促進します。

4-2 環境の保全に資する農業の促進

- (1) やまなしGAP(農業生産工程管理)手法導入基準書にもとづき、GAPの取組を適切に実施している個人、法人、生産団体等を認証し、「安全・安心な農産物の生産」や「環境に配慮した生産」などを推進します。
- (2) 環境への負荷の低減と資源の循環的利用を促進するため、農業用廃プラスチックのリサイクルや適正処理を促進します。
- (3) 農業の持つ自然循環機能を生かし、家畜排せつ物や稲わらなどのたい肥化やその利用を促進します。

- (4) 畜産分野でのエコフィードを推進するためブドウのしぼりかすなど未利用資源の飼料化を進めます。
- (5) 農業者や地域住民が参加した地域共同組織による保全活動を支援し、多面的機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図ることにより、個性ある良好な農山村景観の創造に努めます。
- (6) 本県特有の農村景観や恵まれた生態系等を保全するため、自然環境に配慮しつつ農業生産基盤の整備を進めるとともに、地域住民による景観形成活動や生態系保全等の取り組みを推進します。
- (7) 生活排水による河川・湖沼の水質汚濁を防止し、清流を守るため、農業集落排水施設の計画的な整備を推進します。
- (8) 担い手への農地の集積・集約化や耕作放棄地の解消を加速するため、農地中間管理機構が行う事業を支援するとともに、県、市町村、JA等の関係機関が連携して事業の推進に取り組みます。
- (9) 耕作放棄地を再生し、企業を含めた多様な担い手に農地を集積するため、区画整理や農業水利施設、農道等の農業生産基盤の整備を推進します。

■ 環境指標

	指標の項目	基準値	目標値
1	電線類の地中化延長(富士北麓地域)(再掲)	17.3km(H26)	30.8km(R元)
2	県内の国・県指定文化財の件数(再掲)	701件(H29)	726件(R5)
3	「緑の教室」受講者数(再掲)	980人(H24)	1,380人(R5)
4	やまなしGAPの認証者数	31者(H29)	100者(R元)
5	有機農業に取り組む面積	115ha(H26)	200ha(R元)
6	多面的機能支払交付金による農地保全面積	6.814ha(H26)	8,000ha(R元)

※ ()内は年度

※ 次の指標は、関連する計画等において目標が設定された項目であり、計画の改定や新計画策定により基準値・目標値が変更された場合は、本計画も連動して基準値・目標値を改めることとします。

- 指標1:山梨県社会資本整備重点計画-第3次-(H27～R元)
- 指標2:山梨県教育振興基本計画(R元～R5)
- 指標3:山梨県緑化計画(H26～R5)
- 指標4,5,6:新・やまなし農業大綱(H27～R元)

■ 関連する SDGs



第5節 廃棄物等の発生抑制等の推進

■ 現状と課題

事業活動や日常生活から絶え間なく発生する廃棄物について、県民、事業者の環境に対する意識の向上や各主体のリサイクルの推進などの取組により、ごみ排出量や最終処分量などは減少傾向にあります。

しかしながら家庭やオフィスから出る一般廃棄物については、本県は、リサイクルの取組を示す再生利用率の伸びや事業系一般廃棄物の削減が全国に比べ進んでいない状況です。

また、産業廃棄物については、各種リサイクル法に基づく排出事業者及び処理業者のリサイクル等の取組が進んでいますが、経済動向により左右される面が大きいと、引き続き、発生抑制と適正処理を推進していく必要があります。

なお、近年、全国的な産業廃棄物最終処分場のひっ迫が緩和していることなどを踏まえ、本県では、当面、公共関与による新たな最終処分場の設置を凍結しており、さらに、平成25(2013)年11月には、本県初の公共関与

による管理型処分場である山梨県環境整備センターを閉鎖せざるを得ないこととなりました。今後は、産業廃棄物を取り巻く将来的な状況の変化に対応し、新たな設置の必要性や整備手法等を検討するため、県内の最終処分量や全国的な産業廃棄物最終処分場の動向などを注視していく必要があります。

さらに、廃棄物の不法投棄については、全国的に不法投棄事案が発生しており、県内においても依然として後を絶たない状況です。こうした不法投棄は、近年、広域化、悪質化が進んでいることから、警察や市町村連携して監視体制を強化し早期発見、未然防止を図る必要があります。

このような本県における廃棄物に関する課題に対応するため、廃棄物の発生抑制や再生利用、適正処理等のための取組を一層強化することが重要であり、事業者、県民、行政がそれぞれの役割を認識し、相互に連携していく必要があります。

■ 施策の方向

重点5 廃棄物等の発生抑制等の 推進

5-1 発生抑制等に関する役割や
取組の明確化

5-2 不法投棄対策等の推進

5-1 発生抑制等に関する役割や取組の明確化

- (1) 廃棄物等の発生抑制等を推進し、循環型社会の実現を図るため、本県の廃棄物に関する現状や課題を踏まえて策定した「第3次山梨県廃棄物総合計画」に基づき、施策の総合的、計画的な推進を図ります。
- (2) 県民、民間団体、事業者、行政など全ての主体がごみ減量化へ取り組む運動を展開し、全県的なごみ減量化の機運を醸成します。
- (3) 県内の産業廃棄物最終処分量の一層の削減に向け、産業廃棄物適正処理推進ビジョンに基づき産業廃棄物の一層の排出抑制と再生利用を推進します。
- (4) 県内及び全国の産業廃棄物処理状況やリサイクル技術を含む廃棄物処理技術の進展等の動向把握に努め、必要に応じて、産業界、廃棄物処理業界及び市町村等の意見を踏まえ、廃棄物最終処分場の設置の必要性や整備手法等について検討します。
- (5) 一般廃棄物の減量化等を促進するため、一般廃棄物処理計画に基づき一般廃棄物の減量化等を推進する市町村に対して技術的な支援を行います。

5-2 不法投棄対策等の推進

- (1) 廃棄物の不法投棄や違法な野外焼却などの不適正処理を防止するため、県民、事業者、関係機関等との連携を図りながら、廃棄物監視員などによる不法投棄監視パトロールを行うなど、監視の一層の強化を図ります。
- (2) 多くの民間団体や関係機関の協力を得て設置した「富士山麓環境美化推進ネットワーク」の構成団体と連携し、富士山周辺地域における廃棄物不法投棄防止対策について、地域ぐるみの取組を進めます。
- (3) 不法投棄などの事案に対しては、警察などと連携を図るなかで、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、厳正に対処します。
- (4) プラスチックごみ削減対策に関する計画を策定し、使い捨てプラスチック製品等の削減、プラスチックの代替品の利用促進、プラスチックごみの減量化等を推進します。

■ 環境指標

	指標の項目	基準値	目標値
1	一般廃棄物総排出量(再掲)	310千t(H25)	277千t(R2)
2	1人1日当たりに家庭から排出するごみの量(再掲)	589g/日(H25)	550g/日(R2)
3	一般廃棄物再生利用率(再掲)	16.6%(H25)	23%(R2)
4	産業廃棄物総排出量(再掲)	1,824千t(H25)	1,842千t(R2)
5	産業廃棄物再生利用率(再掲)	55%(H25)	56%(R2)
6	産業廃棄物最終処分量(再掲)	154千t(H25)	153千t(R2)

※ ()内は年度

※ 次の指標は、関連する計画等において目標が設定された項目であり、計画の改定や新計画策定により基準値・目標値が変更された場合は、本計画も連動して基準値・目標値を改めることとします。

- 指標1～6:第3次山梨県廃棄物総合計画(H28～R2)

■ 関連するSDGs



第6節 野生鳥獣の保護管理・鳥獣害防止対策の推進

■ 現状と課題

近年、ニホンジカ、イノシシなど特定の鳥獣や外来生物の生息数増加や生息域拡大等により、農林業や生態系等への被害が深刻化しています。

人と野生鳥獣とが共生するためには、科学的なデータに基づく野生鳥獣の保護管理を計画的に実施する必要があります。

県では、長期的な観点からこれらの野生鳥獣を管理することを目的として、ニホンジカ、ニホンザル、イノシシについて第二種特定鳥獣管理計画を策定しました。

第二種特定鳥獣管理計画では、専門家や地域の幅広い関係者の合意形成を図りながら、科学的で計画的な管理目標を設定し、こ

れに基づき、鳥獣の適切な個体数管理の実施、鳥獣の生息環境の整備、鳥獣による被害の防除等を推進しています。

一方、野生鳥獣による農作物の被害は、農業者の生産意欲を減退させ、耕作放棄地が増加する一因となっています。また、耕作放棄地は野生鳥獣の隠れ場所にもなることから、被害の拡大に拍車をかけています。

このため、関係団体等で構成する野生鳥獣被害対策連絡協議会で被害防止対策の総合的な検討を進めるとともに、被害防止施設の効果的な導入促進と関係団体及び地域が一体となった被害防止対策の取組を推進しています。

■ 施策の方向

重点6 野生鳥獣の保護管理・ 鳥獣害防止対策の推進

6-1 野生鳥獣の保護管理の推進

6-2 鳥獣害防止対策の強化

6-1 野生鳥獣の保護管理の推進

- (1) ニホンジカ、イノシシ等、個体数の管理が必要な鳥獣については、第二種特定鳥獣管理計画に基づき、個体数の適正な管理を行います。
- (2) 管理捕獲従事者の確保・育成を推進します。

6-2 鳥獣害防止対策の強化

- (1) 鳥獣害防止技術指導員や集落リーダーの育成・活動支援等により、地域ぐるみの被害防止対策を推進します。
- (2) 野生鳥獣による農作物への被害を防止するため、市町村に設置されている鳥獣害防止協議会や関係機関と連携し、侵入防止施設の整備を推進します。
- (3) 市町村の被害防止計画に基づいて、地域協議会等が実施する被害防止対策を支援します。
- (4) 森林整備事業での被害防止対策により、森林の保護に努めます。

■ 環境指標

	指標の項目	基準値	目標値
1	ニホンジカの推定生息数(再掲)	69,917頭(H24)	33,000頭(R5)
2	獣害防止柵の整備による被害防止面積	3,531ha(H26)	4,500ha(R元)

※ ()内は年度

※ 次の指標は、関連する計画等において目標が設定された項目であり、計画の改定や新計画策定により基準値・目標値が変更された場合は、本計画も連動して基準値・目標値を改めることとします。

- 指標1: 第2期山梨県第二種特定鳥獣(ニホンジカ)保護管理計画(H29~R4)
- 指標2: 新・やまなし農業大綱(H27~R元)

■ 関連するSDGs

(15)陸上資源



(17)実施手段



第7節 クリーンエネルギーの導入促進等による地球温暖化対策の推進

■ 現状と課題

本県の恵まれた自然環境を生かし、太陽光、小水力、バイオマスといった再生可能エネルギーなどのクリーンエネルギーの導入を促進するとともに、東日本大震災後の電力需給の逼迫などを受け、県民運動として省エネに取り組んできました。

平成28(2016)年3月には、令和12(2030)年を目標年度とする「やまなしエネルギービジョン」を策定し、電力自給率(電力消費量に対するクリーンエネルギー等による電力供給量の割

合)を70%とするなどの目標を掲げ、「強い経済・しなやかな暮らしを支えるエネルギー社会の実現」を目指しています。

このため、太陽光発電による電力で製造したCO₂フリー水素などの新たなクリーンエネルギーの導入や、環境に優しく災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの導入によるエネルギー供給力の充実を図るとともにスマートな省エネ対策の推進によるエネルギーの効率的な利用を積極的に進めていく必要があります。

■ 施策の方向

重点7

クリーンエネルギーの導入促進等による地球温暖化対策の推進

7-1 クリーンエネルギーの導入促進

7-2 省エネルギー対策

7-1 クリーンエネルギーの導入促進

- (1) 地域資源を最大限活用して、景観・自然環境への影響や安定供給の課題を考慮しながら、適切に多様なクリーンエネルギーの導入を拡大します。
- (2) 地球温暖化を防止するため、化石燃料※によらないエネルギーとして、製材残材や未利用間伐材などの木質系バイオマスの有効利用を促進します。
- (3) 「やまなし水素エネルギー社会実現ロードマップ」に基づき、家庭用燃料電池や燃料電池自動車等の普及啓発による水素エネルギーの利用拡大、CO₂フリー水素サプライチェーンの構築、水素・燃料電池関連産業の振興を図ります。
- (4) 事業者が行うクリーンエネルギーに関する施設や設備の整備に対し、一定の要件のもと、融資を行います。
- (5) 既設水力発電所の安定的稼働によりクリーンエネルギーの安定供給に努めます。

- (6) 自立・分散型エネルギー社会の構築に向け、平成25(2013)年度から10年間で10地点程度の小水力発電の開発を目指す「やまなし小水力ファスト10」を推進します。
- (7) 自立・分散型エネルギー社会の構築に向け、水力発電の有望地点について開発調査を行います。
- (8) 農村地域が有する豊かな資源を活用した再生可能エネルギーを積極的に導入し、農業関係施設の維持管理費等の低減を図るため、農業用水への小水力発電の施設整備等を推進します。また、市町村や土地改良区に対する研修会等を実施し、導入の取り組みを支援します。
- (9) 再生可能エネルギーの普及促進を図るため、超電導等による電力貯蔵技術の実用化を推進します。
- (10) 米倉山太陽光発電所PR施設「ゆめソーラー館やまなし」及び「クリーンエネルギーセンター」を拠点に学習講座等を実施するとともに、再生可能エネルギー等に関する情報発信を行います。
- (11) 太陽光発電施設の適正導入ガイドラインに基づき、地域と調和した太陽光発電施設の適正な導入を図ります。

7-2 省エネルギー対策

- (1) 「やまなしエネルギー環境マネジメントシステム」に基づき、県自らが事業者として、省資源、省エネルギーの推進、廃棄物の減量化、リサイクルの推進を図るなど、環境への負荷の低減と地球温暖化の防止に取り組めます。
- (2) 地球環境保全や省エネルギーなどに関する情報提供や普及啓発等を通じ、環境に配慮したライフスタイルの定着を促進します。

■ 環境指標

	指標の項目	基準値	目標値
1	木質バイオマス利用施設数(再掲)	23施設(H26)	29施設(R2)
2	クリーンエネルギー導入出力 (住宅用太陽光発電)(10kw未満)(再掲)	8.9万kW(H26)	14万kW(R2)
3	クリーンエネルギー導入出力 (小水力発電)(再掲)	1.0万kW(H26)	1.2万kW(R2)

※ ()内は年度

※ 次の指標は、関連する計画等において目標が設定された項目であり、計画の改定や新計画策定により基準値・目標値が変更された場合は、本計画も連動して基準値・目標値を改めることとします。

- 指標1: やまなし森林・林業振興ビジョン(H27～R6)
- 指標2,3: やまなしエネルギービジョン(H28～R12)

■ 関連する SDGs

(7)エネルギー



(11)都市



(12)生産・消費



(13)気候変動



(15)陸上資源



(17)実施手段



第7章 計画の推進

第1節 推進体制

1 庁内における推進体制

本計画の推進にあたっては、庁内に設置した「健やか・快適環境創造本部」において、部

局間の相互の連携を図りながら、計画に基づく施策及び事業を総合的に推進していきます。

<図7-1 健やか・快適環境創造本部の概要>

健 や か ・ 快 適 環 境 創 造 本 部

本部長 **知 事**

本部長代理 **副 知 事**

副本部長 **森林環境部長**

<分掌事務>

- ① 環境の保全及び創造に係る基本的かつ総合的な施策の推進に関すること。
- ② 環境の保全及び創造に係る施策の総合調整に関すること。
- ③ その他必要と認められる事項に関すること。

本部会議構成員

副知事 公営企業管理者 教育長 警察本部長 知事政策補佐官 総合政策部長 オリンピック・パラリンピック推進局長 県民生活部長 リニア交通局長 総務部長 防災局長 福祉保健部長 子育て支援局長 森林環境部長 エネルギー局長 産業労働部長 観光部長 農政部長 県土整備部長 会計管理者 林務長

幹事会構成員

総合政策部次長 オリンピック・パラリンピック推進局理事 県民生活部次長 リニア交通局長次長 総務部次長 防災局長次長 福祉保健部次長 子育て支援局長次長 森林環境部次長 エネルギー政策推進監 産業労働部次長 観光部次長 農政部次長 県土整備部次長 出納局長次長 企業局長次長 教育次長 警察本部警務部参事官

(平成31(2019)年4月現在)

2 各主体との連携

本計画の推進には、県民、民間団体、事業者、市町村といった各主体の取組も不可欠です。そのため、情報提供等をおして各主体の意識の共有化を図りながら、相互の連携・協働のもと、計画を推進していきます。

3 国等との協力

本計画の推進にあたり、広域的な環境問題などへの対応については、国や関係機関、周辺自治体等との緊密な連携を図りながら、効果的な施策及び事業の実施に努めます。

第2節 計画の進行管理

1 PDCAサイクルによる進行管理

本計画を着実に推進し、計画の基本目標や目指すべき将来像の実現を図るためには、施策及び事業の成果について定期的に点検・評価し、適切な見直しを継続的に行っていくことが重要です。

このため、本計画の進行管理は、PDCAサイクル^{*}の考え方に基づき、P(Plan:計画)、D(Do:実施)、C(Check:点検・評価)、A(Act:見直し・改善)という継続的な改善を可能とするマネジメントの仕組みに沿って実施することとし、具体的には、環境指標(数値目標)の点検・評価をととした進行管理を行います。

なお、本計画に関連する県計画等(山梨県廃棄物総合計画、山梨県緑化計画、山梨県鳥獣保護事業計画、山梨県地球温暖化対策実行計画 等)に係る施策及び事業の成果については、各計画において掲げた数値目標等による進行管理を行っているため、本計

画の進行管理においては、各計画における代表的な指標を取りまとめることで、本県の環境全般に関する状況を把握することとします。

本計画の各施策が目標に向けて総合的に進められるよう、庁内に設置した「健やか・快適環境創造本部」において部局間の相互の連携を図りながら推進していきます。

また、本計画は県政運営の基本方針である県総合計画の環境分野の基本計画として位置付けられており、総合計画では、政策ごとに成果指標を設け、計画の進捗状況について総合的に評価を行っています。

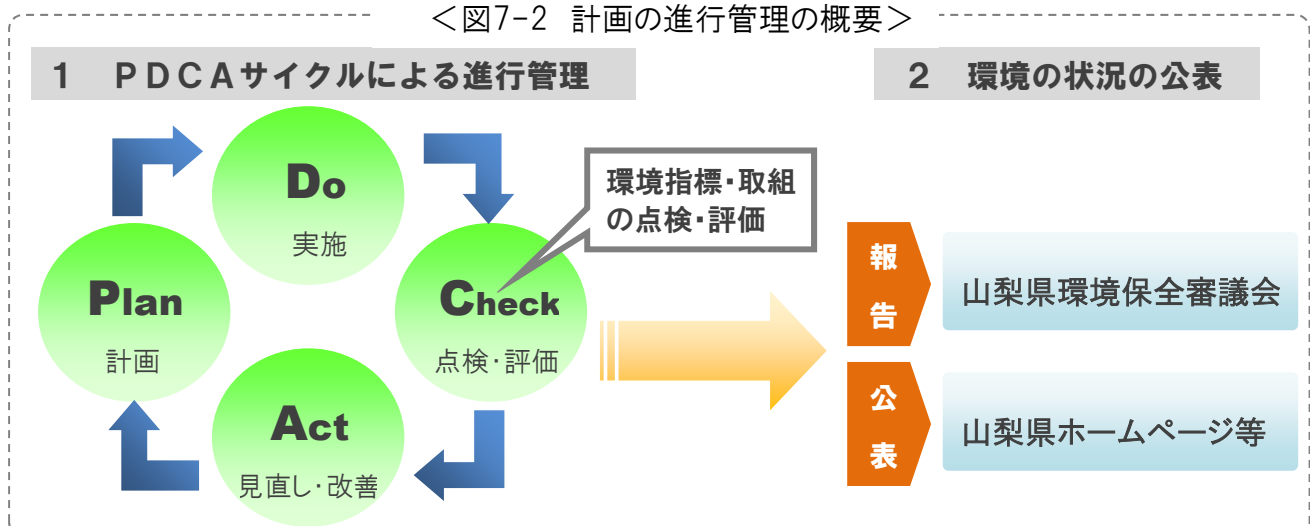
こうした点検・評価の結果を受けて施策及び事業の内容や規模の見直しを検討するほか、環境問題を巡る状況や社会的動向の変化などに対応するため、必要に応じて本計画そのものの見直しについても検討します。

2 環境の状況の公表

山梨県環境基本条例第9条の規定に基づき、毎年度の点検評価の結果を、山梨県環境保全審議会^{*}へ報告するとともに、広く県民、

事業者等に速やかに公表し、環境の状況についての共通理解を図ります。

<図7-2 計画の進行管理の概要>



資料編

資料編1 第2次山梨県環境基本計画 策定の経緯

平成25（2013）年

- 4月24日 第1回環境基本計画改定庁内検討会議の開催
・「山梨県環境基本計画改定の概要等について」
- 5月9日 第1回環境基本計画改定庁内検討会議
ワーキンググループ会議の開催
・「山梨県環境基本計画改定の概要等について」
- 5月22日～6月5日 県政モニターアンケート調査の実施
・「山梨県の環境に関するアンケート調査」
- 7月31日 第36回山梨県環境保全審議会における意見聴取
・「第2次山梨県環境基本計画(仮称)の策定について」
- 11月12日 第37回山梨県環境保全審議会における意見聴取
・「第2次山梨県環境基本計画(仮称)の骨子(案)について」
- 12月18日～平成26(2014)年1月16日 県民意見提出制度に基づく県民意見の募集

平成26（2014）年

- 2月5日 第37回山梨県環境保全審議会における意見聴取
・「第2次山梨県環境基本計画(案)について」
- 3月25日 さわやか・やまなし環境創造本部
・「第2次山梨県環境基本計画の策定について(協議)」

平成30（2018）年

- 8月1日 第52回山梨県環境保全審議会における意見聴取
・「第2次山梨県環境基本計画の中間見直しについて」
- 12月19日 第53回山梨県環境保全審議会における意見聴取
・「第2次山梨県環境基本計画 中間見直し素案の概要について」

令和元（2019）年

- 7月24日 第55回山梨県環境保全審議会における意見聴取
・「第2次山梨県環境基本計画の中間見直し素案について」
- 8月20日 健やか・快適環境創造本部
・「第2次山梨県環境基本計画」中間見直し(素案)の決定について
- 8月21日～9月19日 県民意見提出制度に基づく県民意見の募集
- 11月6日 健やか・快適環境創造本部
・「第2次山梨県環境基本計画」の中間見直しについて(協議)

資料編2 山梨県環境保全審議会 委員名簿

令和元(2019)年11月現在

職	氏名	所 属 等
会 長	風間 ふたば	山梨大学教授
副会長	湯本 光子	山梨県淡水生物研究会 委員長
委 員	青木 進	山梨県猛禽類研究会 会長
委 員	足達 郁也	山梨県農業協同組合中央会 専務理事
委 員	石井 信行	山梨大学大学院准教授
委 員	江口 英雄	山梨県市長会 副会長（上野原市長）
委 員	岸 いず美	幼児緑育研究会代表
委 員	輿水 達司	山梨県立大学特任教授
委 員	後藤 聡	山梨大学准教授
委 員	小林 拓	山梨大学大学院准教授
委 員	小宮山 稔	山梨県山岳連盟 会長
委 員	佐藤 繁則	山梨県恩賜林保護組合連合会 理事長
委 員	島崎 洋一	山梨大学准教授
委 員	鈴木 孝子	山梨県女性団体協議会 副会長
委 員	竹内 時男	(公募委員)
委 員	武田 哲明	山梨大学大学院教授
委 員	塚田 豊	山梨県猟友会 会長
委 員	永井 寛子	NPO 法人スペースふう 理事長
委 員	萩原 雄二	日本労働組合総連合会山梨県連合会 会長
委 員	平塚 明美	山梨県商工会連合会 女性部連合会長
委 員	平山 公明	放送大学山梨学習センター所長
委 員	藤田 義治	山梨県商工会議所連合会(甲府商工会議所環境問題委員会 委員長)
委 員	望月 一二	山梨県植物研究会 会長
委 員	望月 幹也	山梨県町村会 副会長（身延町長）
委 員	山縣 然太郎	山梨大学教授
委 員	山本 紘治	山梨県環境保全審議会鳥獣部会 部会長
委 員	横内 幸枝	やまなし野鳥の会 理事
委 員	若林 祐斗	(公募委員)
委 員	渡部 美由紀	弁護士
委 員	渡邊 雄司	山梨県森林組合連合会 代表理事会長

(会長・副会長除く50音順, 敬称略)

資料編3 第2次山梨県環境基本計画 環境指標一覧

環境の保全と創造のための施策の展開

1 環境負荷の少ない循環型の地域社会づくり

No.	指標の項目	基準値	目標値	備考
1	一般廃棄物総排出量	310千t (H25)	277千t (R2)	第3次山梨県廃棄物総合計画(H28～R2)において設定
2	1人1日当たりに家庭から排出するごみの量	589g/日 (H25)	550g/日 (R2)	第3次山梨県廃棄物総合計画(H28～R2)において設定
3	一般廃棄物再生利用率	16.6% (H25)	23% (R2)	第3次山梨県廃棄物総合計画(H28～R2)において設定
4	産業廃棄物総排出量	1,824千t (H25)	1,842千t (R2)	第3次山梨県廃棄物総合計画(H28～R2)において設定
5	産業廃棄物再生利用率	55% (H25)	56% (R2)	第3次山梨県廃棄物総合計画(H28～R2)において設定
6	産業廃棄物最終処分量	154千t (H25)	153千t (R2)	第3次山梨県廃棄物総合計画(H28～R2)において設定

2 安全・安心で快適な生活環境づくり

No.	指標の項目	基準値	目標値	備考
1	大気汚染に係る環境基準達成率(二酸化硫黄)	3/3 (H24)	3/3 (R5)	環境基本法に基づく環境基準の達成率 (環境基準達成局数/有効測定局数)
2	大気汚染に係る環境基準達成率(一酸化炭素)	2/2 (H24)	2/2 (R5)	環境基本法に基づく環境基準の達成率 (環境基準達成局数/有効測定局数)
3	大気汚染に係る環境基準達成率(浮遊粒子状物質)	12/12 (H24)	12/12 (R5)	環境基本法に基づく環境基準の達成率 (環境基準達成局数/有効測定局数)
4	大気汚染に係る環境基準達成率(二酸化窒素)	11/11 (H24)	11/11 (R5)	環境基本法に基づく環境基準の達成率 (環境基準達成局数/有効測定局数)
5	大気汚染に係る環境基準達成率(光化学オキシダント)	0/11 (H24)	達成率の向上を図ります。	環境基本法に基づく環境基準の達成率 (環境基準達成局数/有効測定局数)
6	大気汚染に係る環境基準達成率(微小粒子状物質)	5/5 (H24)	6/6 (R5)	環境基本法に基づく環境基準の達成率 (環境基準達成局数/有効測定局数)
7	エコドライブ宣言車両率	20.1% (H24)	22.5% (R2)	県内の自動車保有台数に占めるエコドライブ宣言車両の割合
8	水質汚濁に係る環境基準達成率(河川)(BOD)	22地点中19地点 (H25)	22地点中22地点 (R5)	環境基本法に基づく環境基準の達成率
9	水質汚濁に係る環境基準達成率(湖沼)(COD)	5地点中3地点 (H25)	5地点中5地点 (R5)	環境基本法に基づく環境基準の達成率
10	生活排水クリーン処理率	80.7% (H27)	87.3% (R5)	山梨県生活排水処理施設整備構想2017(H28～R7)において設定
11	ダイオキシン類の環境基準達成地点数(大気、公共用水域、地下水質及び土壌)	すべての調査地点で達成(H24)	すべての調査地点で達成(R5)	環境基本法に基づく環境基準の達成率
12	自動車騒音に係る環境基準達成率	環境基準達成率(全国平均)	全国平均を上回る達成率を維持します。	環境基本法に基づく環境基準の達成率
13	県内の国・県指定文化財の件数	701件 (H29)	726件 (R5)	山梨県教育振興基本計画(R元～R5)において設定
14	「緑の教室」受講者数	980人 (H24)	1,380人 (R5)	山梨県緑化計画(H26～R5)において設定

3 生物多様性に富んだ自然共生社会づくり

No.	指標の項目	基準値	目標値	備考
1	自然環境保全地区面積 (世界遺産景観保全地区は除く。)	3,650ha (H24)	3,650ha (R5)	山梨県自然環境保全条例に基づく指定面積
2	鳥獣保護区等指定面積	74,795.9ha (H29)	74,795.9ha (R3)	第12次鳥獣保護管理事業計画(H29～R3)において設定
3	自然公園等利用者数	4,179万人 (H24)	5,720万人 (R5)	県内の国立公園、国定公園、県立自然公園の利用者数
4	県内の山小屋トイレの整備率	89.9% (H30)	91.3% (R5)	県内の山小屋のトイレの内、環境配慮型に整備されたものの割合
5	ニホンジカの推定生息数	69,917頭 (H24)	33,000頭 (R5)	第2期山梨県第二種特定鳥獣(ニホンジカ)保護管理計画において設定
6	獣害防止柵の整備による被害防止面積	3,531ha (H26)	4,500ha (R元)	新・やまなし農業大綱(H27～R元)において設定
7	身近な自然環境や動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮した河川整備計画における河川整備率	50.6% (H26)	58.7% (R元)	山梨県社会資本整備重点計画-第3次-(H27～R元)において設定
8	森林整備の実施面積	4,685ha (H26)	6,000ha/年(R元) (H27～R元の年平均)	山梨県社会資本整備重点計画-第3次-(H27～R元)において設定
9	生物多様性の言葉の認知度	46%(H26)	75%以上(R5)	H26年度世論調査(内閣府)、生物多様性国家戦略2012-2020 R元年度目標を参考に設定

4 地球環境の保全に貢献する地域社会づくり

No.	指標の項目	基準値	目標値	備考
1	温室効果ガス総排出量	7,058千t-CO ₂ (H25)	基準年度(H25)比 △18%削減(R2)	山梨県地球温暖化対策実行計画(H29～R2)
2	森林吸収源対策による森林の二酸化炭素吸収量	971千t-CO ₂ (H25)	808千t-CO ₂ (R2)	山梨県地球温暖化対策実行計画(H29～R2)
3	木質バイオマス利用施設数	23施設 (H26)	29施設 (R2)	やまなし森林・林業振興ビジョン(H27～R6)において設定
4	クリーンエネルギー導入出力(住宅用太陽光発電)(10kw未満)	8.9万kW (H26)	14万kW (R2)	やまなしエネルギービジョンにおいて設定
5	クリーンエネルギー導入出力(小水力発電)	1.0万kW (H26)	1.2万kW (R2)	やまなしエネルギービジョンにおいて設定
6	エコドライブ宣言車両率(再掲)	20.1% (H24)	22.5% (R2)	県内の自動車保有台数に占めるエコドライブ宣言車両の割合

5 持続可能な社会の構築に向けた地域づくり・人づくり

No.	指標の項目	基準値	目標値	備考
1	森林環境教育の実施教育機関数の割合	62%/年 (H24)	70%/年 (R5)	山梨県緑化計画(H26～R5)において設定
2	富士山科学カレッジ修了者数	14人/年 (H30)	15人/年 (R5)	富士山科学研究所で開催する富士山科学カレッジの年間修了者数
3	環境学習指導者派遣事業参加者数	3,126人/年 (H23～29平均)	3,500人/年 (R5)	やまなしエコティーチャーを派遣した研修会等の年間参加人数
4	環境美化活動参加者数	496,512人/年 (H26～29平均)	500,000人/年 (R5)	やまなしクリーンキャンペーン年間参加者数
5	土木施設環境ボランティア数	71団体 (H20)	101団体 (R5)	行政評価による取組
6	森林ボランティア団体数	73団体 (H22)	100団体 (R3)	やまなし森林・林業再生ビジョン(H24～R3)において設定
7	企業・団体の森づくり活動箇所数	59箇所/年 (H24)	90箇所/年 (R5)	山梨県緑化計画(H26～R5)において設定
8	「緑の教室」受講者数(再掲)	980人 (H24)	1,380人 (R5)	山梨県緑化計画(H26～R5)において設定

6 環境の保全と創造のための基盤づくり

No.	指標の項目	基準値	目標値	備考
1	富士山科学研究所内の環境情報センター利用者数	4,640人/年 (H30)	4,800人/年 (R5)	富士山科学研究所内の環境情報センターの年間利用者数
2	やまなしの環境アクセス数	9,146件/年 (H24)	20,000件/年 (R5)	県HP掲載の本県の環境情報をまとめた「やまなしの環境」への年間アクセス数
3	環境に関するフォーラム、国際シンポジウム参加者数	157人/年 (H30)	165人/年 (R5)	富士山科学研究所におけるシンポジウム等の年間参加者数

重点的に取り組む施策

重点1 富士山及び周辺地域の良好な環境の保全

No.	指標の項目	基準値	目標値	備考
1	富士山環境保全活動参加者数	34,988人/年 (H27)	46,000人/年 (R2)	富士山を守る指標(山梨県・静岡県共同で策定。H12～R2)において設定(山梨・静岡県の合算数値)
2	富士山環境教育参加者数	27,855人/年 (H27)	28,000人/年 (R2)	富士山を守る指標(山梨県・静岡県共同で策定。H12～R2)において設定(山梨・静岡県の合算数値)
3	富士山チップ制トイレ協力度	29% (H27)	100% (R2)	富士山を守る指標(山梨県・静岡県共同で策定。H12～R2)において設定(山梨・静岡県の合算数値)
4	水質汚濁に係る環境基準達成率(湖沼)(COD)(再掲)	5地点中3地点 (H25)	5地点中5地点 (R5)	環境基本法に基づく環境基準の達成率
5	富士山科学カレッジ修了者数(再掲)	14人/年 (H30)	15人/年 (R5)	富士山科学研究所で開催する富士山科学カレッジの年間修了者数
6	電線類の地中化延長(富士北麓地域)	17.3km(H26)	30.8km(R元)	山梨県社会資本整備重点計画-第3次-(H27～R元)において設定

重点2 健全な森林・豊かな緑の保全

No.	指標の項目	基準値	目標値	備考
1	荒廃した民有林の整備面積	-	770ha(R3) (H29～R3の年平均)	森林環境保全基金事業第2期計画において設定
2	森林整備の実施面積(再掲)	4,685ha (H26)	6,000ha/年(R元) (H27～R元の年平均)	山梨県社会資本整備重点計画-第3次-(H27～R元)において設定
3	森林環境教育の実施教育機関数の割合(再掲)	62%/年 (H24)	70%/年 (R5)	山梨県緑化計画(H26～R5)において設定

重点3 持続可能な水循環社会づくり

No.	指標の項目	基準値	目標値	備考
1	森林整備の実施面積(再掲)	4,685ha (H26)	6,000ha/年(R元) (H27～31の年平均)	山梨県社会資本整備重点計画-第3次-(H27～R元)において設定
2	水質汚濁に係る環境基準達成率(河川)(BOD)(再掲)	22地点中19地点 (H25)	22地点中22地点 (R5)	環境基本法に基づく環境基準の達成率
3	水質汚濁に係る環境基準達成率(湖沼)(COD)(再掲)	5地点中3地点 (H25)	5地点中5地点 (R5)	環境基本法に基づく環境基準の達成率
4	生活排水クリーン処理率(再掲)	80.7% (H27)	87.3% (R5)	山梨県生活排水処理施設整備構想2017(H28～R7)において設定
5	身近な自然環境や動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮した河川整備計画における河川整備率(再掲)	50.6% (H26)	58.7% (R元)	山梨県社会資本整備重点計画-第3次-(H27～R元)において設定

重点4 環境にやさしく自然と調和した美しい県土づくり

No.	指標の項目	基準値	目標値	備考
1	電線類の地中化延長 (富士北麓地域)(再掲)	17.3km (H26)	30.8km (R元)	山梨県社会資本整備重点計画-第3次(H27～R元)において設定
2	県内の国・県指定文化財の 件数	701件 (H29)	726件 (R5)	山梨県教育振興基本計画(R元～R5)において設定
3	「緑の教室」受講者数(再掲)	980人 (H24)	1,380人 (R5)	山梨県緑化計画(H26～R5)において設定
4	やまなしGAPの認証者数	31者 (H29)	100者 (R元)	やまなしGAP認証制度の認証者数
5	有機農業に取り組む面積	115ha (H26)	200ha (R元)	新・やまなし農業大綱(H27～R元)において設定
6	多面的機能支払交付金による農地保全面積	6,814ha (H26)	8,000ha (R元)	新・やまなし農業大綱(H27～R元)において設定

重点5 廃棄物等の発生抑制等の推進

No.	指標の項目	基準値	目標値	備考
1	一般廃棄物総排出量 (再掲)	310千t (H25)	277千t (R2)	第3次山梨県廃棄物総合計画(H28～R2)において設定
2	1人1日当たり家庭から 排出するごみの量(再掲)	589g/日 (H25)	550g/日 (R2)	第3次山梨県廃棄物総合計画(H28～R2)において設定
3	一般廃棄物再生利用率 (再掲)	16.6% (H25)	23% (R2)	第3次山梨県廃棄物総合計画(H28～R2)において設定
4	産業廃棄物総排出量 (再掲)	1,824千t (H25)	1,842千t (R2)	第3次山梨県廃棄物総合計画(H28～R2)において設定
5	産業廃棄物再生利用率 (再掲)	55% (H25)	56% (R2)	第3次山梨県廃棄物総合計画(H28～R2)において設定
6	産業廃棄物最終処分量 (再掲)	154千t (H25)	153千t (R2)	第3次山梨県廃棄物総合計画(H28～R2)において設定

重点6 野生鳥獣の保護管理・鳥獣害防止対策の推進

No.	指標の項目	基準値	目標値	備考
1	ニホンジカの推定生息数 (再掲)	69,917頭 (H24)	33,000頭 (R5)	第2期山梨県第二種特定鳥獣(ニホンジカ)保護管理計画において設定
2	獣害防止柵の整備による 被害防止面積	3,531ha (H26)	4,500ha (R元)	新・やまなし農業大綱(H27～R元)において設定

重点7 クリーンエネルギーの導入促進等による地球温暖化対策の推進

No.	指標の項目	基準値	目標値	備考
1	木質バイオマス利用施設数 (再掲)	23施設 (H26)	29施設 (R2)	やまなし森林・林業振興ビジョン(H27～R6)において設定
2	クリーンエネルギー導入出力 (住宅用太陽光発電)(10kw 未満)(再掲)	8.9万kW (H26)	14万kW (R2)	やまなしエネルギービジョンにおいて設定
3	クリーンエネルギー導入出力 (小水力発電)(再掲)	1.0万kW (H26)	1.2万kW (R2)	やまなしエネルギービジョンにおいて設定

資料編 4 山梨県環境基本条例

平成十六年三月三十日
山梨県条例第二号

山梨県環境基本条例をここに公布する。

山梨県環境基本条例

目次

前文

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第一節 施策の策定等に係る指針(第七条)

第二節 環境基本計画等(第八条・第九条)

第三節 環境の保全及び創造を推進するための施策(第十条—第二十条)

第四節 環境の保全及び創造に関する重点施策(第二十一条—第二十四条)

第五節 地球環境保全に関する施策(第二十五条)

第六節 推進体制の整備等(第二十六条—第三十条)

附則

私たちは、富士山、八ヶ岳、南アルプスなどの山々、緑あふれる森林、清らかな水など豊かな自然環境に支えられて良好で快適な生活を営んできた。

しかしながら、県民生活や事業活動から生ずる環境への負荷が増大することにより、将来にわたって良好な環境を維持することが、この山梨においても、次第に難しくなっており、さらに、地球温暖化、オゾン層の破壊など人類の存続基盤である地球環境にも影響を及ぼしてきている。

もとより、私たちは、良好で快適な環境の下に健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、健全で恵み豊かな環境を将来の世代に引き継いでいく責務を有している。

私たちは、これまで、山梨県環境首都憲章を規範とし、豊かな自然の維持を図り、健康で文化的な生活の確保に努めてきた。今後、その理念や取組を一層推進するとともに、循環型社会を構築することにより、人と自然とが共生することができる山梨を実現するため、一人ひとりがこれまでの日常生活や事業活動を自ら問い直し、環境の保全と創造に取り組んでいかなければならない。

このような認識の下に、私たち山梨県民は、ここに、人と自然とが共生することができるふるさと山梨を実現することを決意し、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに県民、事業者及び県の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- 二 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第三条 環境の保全及び創造は、県民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、その環境を将来の世代へ継承していくよう適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全及び創造に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨とし、科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨とし、並びに地域の特性に応じた環境の保全及び創造に関する行動により人と自然とが共生する潤いのある環境が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 3 地球環境保全は、すべての日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。

(県民の責務)

第四条 県民は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、県民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、県が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。
- 3 前二項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、県が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(県の責務)

第六条 県は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び計画的に実施する責務を有する。

- 2 県は、県民、事業者及び市町村と連携し前項の施策を実施するものとする。

第二章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第一節 施策の策定等に係る指針

第七条 この章に定める環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

- 一 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- 二 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、水辺地、農地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- 三 人と自然との豊かな触れ合いが保たれる等快適な生活環境が創造されること。

第二節 環境基本計画等

(環境基本計画)

第八条 知事は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

- 二 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、山梨県環境保全審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境の状況等の公表)

第九条 知事は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関し講じた施策及び講じようとする施策を取りまとめ、これらを公表しなければならない。

第三節 環境の保全及び創造を推進するための施策

(資源の循環的な利用の促進等)

第十条 県は、廃棄物及び一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品(現に使用されているものを除く。)又は製品の製造その他の人の活動に伴い副次的に得られた物品(以下この条において「廃棄物等」という。)の発生が抑制され、廃棄物等のうち資源となるものの再使用、再生利用等の循環的な利用が適正に行われることが促進され、並びに廃棄物等のうち資源とならないものの適正な処分が確保されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(自主的な環境管理の促進等)

第十一条 県は、自ら環境管理(事業活動の実施に当たって、環境の保全及び創造に関する方針及び目標を定め、その方針及び目標を達成するための計画を策定して実施し、並びにその実施状況を点検して必要な是正の措置を講ずる一連の取組をいう。以下この条において同じ。)を実施するとともに、事業者及び市町村が自主的に行う環境管理の実施の促進に努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する教育、学習等)

第十二条 県は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全及び創造に関する広報活動の充実により県民及び事業者が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(県民等の自発的な活動の促進)

第十三条 県は、県民、事業者及びこれらの者が組織する民間の団体(以下「県民等」という。)が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第十四条 県は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる規制の措置を講じなければならない。

- 一 事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気汚染、水質汚濁、騒音等公害の原因となる行為に関し、公害を防止するために必要な規制の措置
 - 二 自然環境を保全することが特に必要な区域における自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれのある行為に関し、その支障を防止するために必要な規制の措置
- 2 前項に定めるもののほか、県は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(環境影響評価の推進)

第十五条 県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための経済的措置)

第十六条 県は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動(以下この条において「負荷活動」という。)を行う者がその負荷活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることを助長することにより環境の保全上の支障を防止するため、その負荷活動を行う者にその者の経済的な状況を勘案しつつ必要な経済的措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全に資する施設の整備等の推進)

- 第十七条 県は、生活排水の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備その他の事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 県は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 県は、前二項に定める公共的施設の適切な利用を促進するための措置その他のこれらの施設に係る環境の保全上の効果が増進されるために必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第十八条 県は、第十二条の環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに第十三条の県民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査及び研究の実施)

第十九条 県は、環境の状況の把握、環境の変化の予測又は環境の変化による影響の予測に関する調査その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査及び研究を実施するものとする。

(監視等の体制の整備)

第二十条 県は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、観測、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

第四節 環境の保全及び創造に関する重点施策

(富士山及びその周辺地域の環境の保全に関する施策)

第二十一条 県は、富士山及びその周辺地域(富士箱根伊豆国立公園の区域のうち県内の区域をいう。)の多様な自然及び優れた景観を良好な状態に保全するため、必要な措置を講ずるものとする。

(森林の保全等)

第二十二条 県は、森林の保全及び整備並びに緑化の推進を図ることにより森林等の有する地球温暖化の防止、水源のかん養、人と自然との豊かな触れ合いの機会の提供等の機能を発揮させるため、必要な措置を講ずるものとする。

(水環境の保全等)

第二十三条 県は、水環境(河川、湖沼等及びこれらの周辺において水、水生生物等が一体的かつ有機的に構成された環境をいう。以下この条において同じ。)を良好な状態に保全するため、及び水環境における人と自然との豊かな触れ合いの機会を提供する機能を発揮させるため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全に資する農業の促進)

第二十四条 県は、農業の有する水源のかん養、自然環境の保全等の機能を発揮させ、及び肥料の適正な使用等により環境への負荷の低減を図るため、環境の保全に資する農業の促進に関し必要な措置を講ずるものとする。

第五節 地球環境保全に関する施策

第二十五条 県は、地球環境保全を図るため、二酸化炭素の排出抑制、フロンの回収等必要な施策を推進するものとする。

第六節 推進体制の整備等

(推進体制の整備)

第二十六条 県は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第二十七条 県は、環境の保全及び創造に関する施策を講ずるに当たっては、国及び他の地方公共団体と相互に協力するものとする。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第二十八条 県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

(県民からの意見の聴取)

第二十九条 県は、環境の保全及び創造に関する施策に県民の意見を反映できるように、県民から意見を聴くための措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第三十条 県は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する

資料編5 用語解説

数字・アルファベット		
	用 語	説 明
3	3R	ごみの発生、排出を抑制するという廃棄物等の発生抑制(Reduce)、使えるものは繰り返し使うという製品や部品の再使用(Reuse)、再び資源として利用するという再生利用(Recycle)の3つの頭文字をとったもの。
4	4-t-オクチルフェノール	界面活性剤の原料、プラスチックの酸化防止剤、塩化ビニールの安定剤原料に使用されている。平成14(2002)年に魚類への環境ホルモン作用が明らかになり、魚類への予測無影響濃度※(0.992 $\mu\text{g}/\text{kg}$)が示された。 ※予測無影響濃度: 化学物質の水生生物への影響を評価する場合に用いられ、水生生物に影響を及ぼさない濃度に安全係数(通常10分の1~100分の1)をかけて求められる。
B	BOD (Biochemical Oxygen Demand)	生物化学的酸素要求量(Biochemical Oxygen Demand)の略称。有機物による河川水などの汚濁の程度を示すもので、水中に含まれている有機物質が一定時間、一定温度のもとで微生物によって酸化分解されるときに消費される酸素の量をいい、数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示している。
C	COD (Chemical Oxygen Demand)	化学的酸素要求量(Chemical Oxygen Demand)の略称。有機物による湖沼などの汚濁の程度を示すもので、水中の汚濁物質を酸化剤によって酸化するときに消費される酸素の量をいう。数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示している。
C	COOL CHICE (クール チャイス)	2030年度の温室効果ガスの排出量を2013年度比で26%削減するという目標達成のために、政府だけでなく、事業者や国民が一致団結して、日本が世界に誇る省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動のこと。
C	COP10	条約における締約国会議(Conference of the Parties)の10回目の会議の通称で、ここでは平成22(2010)年名古屋で開催された生物の多様性に関する条約の締約国会議のこと。
F	FSC森林管理認証	世界各国の環境団体、社会・経済団体などで構成するNGO(非政府組織)であるFSC(Forest Stewardship Council®、森林管理協議会)が、環境に配慮した適切な森林管理に関する10原則70規準を定め、これへの適合を審査・認証するもの。認証した森林から生産された木材にはFSCマークを付けることができる。
I	ISO14001	国際標準化機構(International Standardization for Organization)が制定した環境管理と改善の手法を標準化・体系化した国際規格。計画(Plan)をたて、実行(Do)し、点検評価(Check)し、見直し(Act)というPDCAサイクルを構築し、継続的に実施することで、環境への負荷の低減を図る。
N	NPO	民間非営利組織(Non-Profit Organization)の略で、「特定非営利活動促進法」の規定に基づき法人格を与えられた特定非営利法人(NPO法人)等。ボランティア活動を始めとする社会貢献活動を行うことを目的としている。
P	PDCAサイクル	業務プロセスの管理手法の一つで、計画(Plan)→実行(Do)→評価(Check)→改善(Act)という4段階の活動を繰り返し行なうことで、継続的にプロセスを改善していく手法。
P	PRTR (Pollutant Release and Transfer Register)制度	化学物質排出移動量届出制度(Pollutant Release and Transfer Register)の略称。事業者が対象となる有害化学物質の種類ごとに工場・事業場から環境中への排出量や廃棄物に含まれて場外へ移動する量を自ら把握し、その結果を報告することを義務付け、行政機関はこれらの報告結果を集計して公表する制度。

50音順		
	用 語	説 明
【あ】		
あ	アイドリングストップ	自動車の駐停車時にエンジンを切ること。不必要な燃料の消費を抑え、二酸化炭素や窒素酸化物の排出を抑制することがねらい。
い	育成複層林	森林を構成する樹木を部分的に伐採し、そのあとに植林を行うこと等により、年齢や高さの異なる樹木から構成される森林(複層林)。
い	一酸化炭素(CO)	一般には、燃料の不完全燃焼によって発生し、都市では自動車の排出ガスが最大の発生源になる。血液中のヘモグロビンと容易に結合し、多量に吸入すると呼吸困難を引き起こすとされる。
い	一般廃棄物	廃棄物処理法の対象となる廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもののこと。一般家庭から排出される家庭ごみ(生活系廃棄物)のほか、事業所などから排出される産業廃棄物以外の不要物(オフィスごみなど)も事業系一般廃棄物として含まれる。一般廃棄物の処理は市町村が処理計画を定めて実施する。
う	ウィーン条約	オゾン層の保護のために昭和60(1985)年3月に採択、昭和63(1988)年9月発効された条約。日本は昭和63(1988)年加入。この条約に基づき、より具体的な規制を盛り込んだ「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」が昭和62(1987)年に採択されている。
え	エコアクション21	環境省が定めたエコアクション21ガイドラインに基づいた取り組みを認証・登録する環境経営システム
え	エコドライブ	自動車からの排出ガスを抑制し、燃費を向上させるため、自動車の運転時に、加速・減速をゆるやかに行うこと、エアコンを控えめにすること、不要な荷物を積まないことなどをいう。警察庁、経済産業省、国土交通省、環境省からなるエコドライブ普及連絡会を発足させ、アクションプランやエコドライブ10のすすめの策定などを行っている。
え	エコファーマー	「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」の第4条に基づき、堆肥等の土づくりを基本として化学肥料、化学農薬の使用量を低減するための生産方式(持続性の高い農業生産方式)を導入する計画を立て、県知事に申請し、認定された農業者のこと。
お	オゾン層	地上から20～25km離れた成層圏に存在する、オゾン濃度が高い大気圏。オゾンは、地上の生物にとって有害な太陽からの紫外線を吸収する。このオゾン層が破壊されると地上に到達する紫外線の量が増加し、皮膚ガンや白内障が増えるといった人の健康に悪影響を生じると指摘されている。
お	温室効果ガス	地表から宇宙への赤外放射エネルギーを大気中で吸収して熱に変え、地球の気温を上昇(地球温暖化)させる効果を有する気体の総称。地球温暖化対策計画では、二酸化炭素(CO ₂)、メタン(CH ₄)、一酸化二窒素(N ₂ O)、ハイドロフルオロカーボン(HFCs)、パーフルオロカーボン(PFCs)、六ふっ化硫黄(SF ₆)、三ふっ化硫黄(NF ₃)の7物質が温室効果ガスとして排出削減対象となっている。
【か】		
か	カーボン・オフセット	日常生活や経済活動において避けることができないCO ₂ 等の温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方。
か	外来種(外来生物)	国外や国内の他地域からある地域に人為的に導入されることにより、本来の自然分布を越えて生息又は生育することとなる生物種。
か	化石燃料	石炭・石油・天然ガスなど過去の植物や動物の遺骸が変化して生成した燃料。

	用 語	説 明
か	家電リサイクル法	家庭で不要となったテレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫・冷凍庫の家電4品目のリサイクルに向けて、平成10(1998)年6月に制定された法律で、家電メーカーに回収リサイクルを、消費者にその費用負担を義務付けている。
か	環境影響評価 (環境アセスメント)	大規模な開発事業などを実施する際に、あらかじめ環境に与える影響を事業者自らが調査・予測・評価し、その内容について住民や関係自治体などの意見を聴くことにより、環境に配慮した事業にしていくための制度。環境アセスメントともいう。
か	環境基準	大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件で、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、環境基本法第16条に基づき定められている基準。政府は、公害の防止に関する施策を総合的かつ有効適切に講ずることにより、環境基準の確保に務めなければならないとされている。なお、ダイオキシン類に関しては、ダイオキシン類対策特別措置法を根拠として、大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染の環境基準が定められている。
か	環境教育・環境学習	環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習。山梨県では、平成25(2013)年3月、「やまなし環境教育等推進行動計画」を策定し、取組を推進している。
か	環境の保全と創造	「環境の保全」とは、公害の防止や自然保護など環境を人にとって良好な状態に保持することをいうが、山梨県環境基本条例では、「環境の保全」に加え、良好な生活空間の形成、地域の個性をいかした快適な環境の創造など、環境をより程度の高いものとして「創造」することまで含めて「環境の保全と創造」としている。
か	環境保全型農業	家畜排せつ物等の有効利用によるたい肥等を活用した土づくりと化学肥料・農薬の使用の低減を行う農業生産方式のこと。
か	環境マネジメントシステム	企業等の組織が環境保全対策を自主的に進めるためのシステム。①経営者自ら環境に関する方針を定め、②事業活動に伴う環境への負荷を把握した上で、その方針に沿った目標と計画を策定し、③実行のために組織やマニュアルの整備を行い、④目標の達成状況や計画の実施状況を点検し、全体のシステムの見直しを行うという一連の手続きを実施し、環境管理システムを構築しようとするもの。ISOでは、環境マネジメントシステムに関する規格としてISO14001を発行している。
か	環境リスク	人の活動によって環境に加えらるる負荷が環境中の経路を通じ、環境の保全上の支障を生じさせる可能性を示す概念。人の健康や生態系への影響を未然に防止していくにあたっては、環境リスクの要因が持つ便益と環境リスクの大きさを比較、分析することにより、環境リスクを管理していくことが重要である。
か	間伐	育てようとする樹木同士の競争を軽減するため、混み具合に応じて一部の樹木を伐採すること。
か	緩和策	温室効果ガスの排出削減対策を指す。地球温暖化対策推進法に法的な位置づけがされている。関連：適応策(気候変動の影響による被害の回避・軽減対策)
き	企業の社会的責任 (CSR: Corporate Social Responsibility)	企業は社会を構成する一員として、自社の利益、経済合理性を追求するだけでなく、ステークホルダー(利害関係者)全体の利益を考えて行動するべきであるとの考え方の中で、具体的には行動法令の遵守、環境保護、人権擁護、消費者保護などの社会的側面にも責任を有するという考え方。
き	希少野生動物種	「種の保存法」に基づき指定された国内希少野生動物種(捕獲・殺傷等禁止)、国際希少野生動物種(国際取引の規制)その他、分布が局限される固有種などを指す。
く	グリーンインフラ	社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能(生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等)を活用し、持続可能で魅力ある地域づくり等を進めるもの。

用 語		説 明
く	クリーンエネルギー	再生可能エネルギーに加え、発電時や熱利用時に、二酸化炭素(CO ₂)、窒素酸化物などの有害物質の排出が少ないエネルギー。 具体的には、太陽光、水力、バイオマス、太陽光発電による電力で製造した水素など。
く	グリーン購入	企業や国・地方公共団体が商品の調達や工事発注などに際し、できるだけ環境負荷の少ない商品や方法を積極的に選択するやり方。グリーン購入を率先して実施する企業や自治体などで構成する「グリーン購入ネットワーク」で基準などを取り決めている。
く	クロム及び三価クロム化合物	クロムはステンレス鋼の成分であるなど合金材料として重要な金属である。また、メッキや顔料などにも利用されている。無機のクロムは三価や六価など幾つかの酸化数を取りうるが、通常は三価が最も安定である。
こ	光害	照明に関して、安全性や効率性の確保が不適切であったり、景観や周辺環境への配慮が十分でない状況又はそれによる悪影響のこと。国では「光害対策ガイドライン」等を策定している。
こ	光化学オキシダント(Ox)	大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線によって光化学反応を起こし、二次的に発生するオゾン、PAN(パーオキシアセチルナイトレート)等の酸化性の強い物質の総称で、その発生は気象条件に大きく左右される。これらの物質が高濃度となった大気汚染現象は、光化学スモッグと呼ばれ、夏季に多く、目やのど等の粘膜刺激や手足のしびれ等を引き起こす。
こ	公共用水域	水質汚濁防止法で規定した、河川、湖沼、港湾など公共の用に供される水域や水路のこと。
こ	こどもエコクラブ	次世代を担う子どもたちが、人と環境との関わりについての体験を積み重ねながら、環境を大切にすることを目的として、環境省が地方公共団体との連携のもとに実施している。こどもエコクラブの参加募集は、全国の市区町村又は都道府県の環境担当課が窓口となっており、幼児から高校生なら誰でも参加可能。
こ	コミュニティプラント	下水道が整備されていない集落や団地などから排出されるし尿、生活雑排水を集め、浄化処理する施設のこと。
【さ】		
さ	再生可能エネルギー	資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となるCO ₂ をほとんど排出しないエネルギー。 具体的には、太陽光、水力、バイオマス、風力、地熱、地中熱など。
さ	酸性雨	大気中の硫黄酸化物や窒素酸化物等が溶け込んだ強い酸性を示す雨をいい、原因物質の発生源としては、工場や自動車からの排出ガスがあげられる。蒸留水に大気中の二酸化炭素が溶け込むとpHは5.6となることから、一般にはpH5.6以下の雨水が酸性雨とされている。
さ	産業廃棄物	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら・汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ・廃プラスチックなど20種類の廃棄物をさす。産業廃棄物については、事業者自らの責任で、環境汚染が生じないように適正に処理することが義務づけられている。

	用 語	説 明
さ	産業廃棄物管理票 (マニフェスト)制度	排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、産業廃棄物の名称・数量・性状・運搬業者名・処分業者名・取扱上の注意事項などを記載し、産業廃棄物の流れを自ら把握・管理する帳票。産業廃棄物が処理されたことを最後までチェックできるとともに、取扱上の注意事項を処理業者に確実に伝えることができ、不法投棄を未然に防止することができる。
し	ジクロロメタン	金属等の脱脂・洗浄剤や有機溶剤として用いられている。肝臓・中枢神経に影響を与え、IARC(国際がん研究機関)では、「人に対して発がん性が有るかもしれない」物質としている。
し	自然公園	優れた自然の風景地に、その保護と利用を図るため区域を画して設けられる公園をいい、国が指定する国立公園・国定公園と、県が指定する県立自然公園の3種類がある。
し	持続的発展	将来の世代のニーズを満たす能力を損なうことなく現代の世代のニーズを満たすこと、を表す環境の価値観の考え方。「環境と開発に関する世界委員会」(ブルントラント委員会)の報告書“ <i>Our Common Future</i> ”(邦題『地球の未来を守るために』)における中心的な概念として取り上げられ、現在では広く国際社会に定着し、地球サミットのリオ宣言に反映されているほか、わが国の「環境基本法」の理念にもなっている。
し	自動車リサイクル法	使用済み自動車から出る部品などを回収してリサイクルしたり適正に処分することを目的に、平成14(2002)年7月に制定された法律(正式名称「使用済自動車の再資源化等に関する法律」)。エアコンに使われるフロン、シュレッダーダスト(車体を粉砕した後に残る破砕くず)、エアバッグの3種類を対象に、自動車メーカーや輸入業者に回収・リサイクル、所有者には費用負担を義務付けている。
し	循環型社会	製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」に代わり、今後目指すべき社会像として、平成12(2000)年に制定された「循環型社会形成推進基本法」で定義された。同法は循環型社会を構築する方法として、(1)ごみを出さない、(2)出たごみはできるだけ利用する、(3)どうしても利用できないごみはきちんと処分する の3つを提示している。
し	浄化槽	生活排水を微生物の働きなどを利用して浄化する設備のこと。
し	小水力発電	再生可能エネルギーのひとつで、河川や水路に設置した水車などを用いてタービンを回し発電する。自然破壊を伴うダム式の水力発電とは区別されるのが一般的。二酸化炭素を排出せず、またエネルギーの再利用が可能な発電方法として、地球温暖化防止という観点からも見直されている発電方法である。「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(新エネ法)」の対象である出力1,000kW未満の比較的小規模な発電設備を総称して「小水力発電」と呼ぶことが多い。
し	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	窒素化合物のうち硝酸性塩のこと。窒素肥料や工場排水などに含まれる窒素が環境中で微生物に分解されて生成する硝酸性窒素と、中間生成物の亜硝酸性窒素がある。なお、河川や地下水などの公共水域に環境基準が設けられている。
し	人工林	人工造林(苗木の植付け、種子の播付け等の人為的な方法により森林を造成すること)によって成立した森林。

	用 語	説 明
し	森林環境税(県税)	災害の防止、水源のかん養等の多くの公益的機能を持つ森林を健全な姿で次の世代に引き継いでいくための財源として、山梨県で平成24(2012)年4月1日から導入された税。
し	森林吸収源対策	森林のもつ二酸化炭素吸収機能を維持・向上させるためのさまざまな対策のこと。森林は、その成長とともに大気中の二酸化炭素を吸収・固定するため、地球温暖化防止の視点から重要な役割を果たしている。
し	森林セラピー	森林浴で得られる森林の癒しの効果を、医療やリハビリテーション、カウンセリングなどに利用する健康づくりの取組。
し	森林の公益的機能	森林は、土砂災害等の防止、水源の涵養、木材など林産物の供給、保健休養の場や生き物の生息・生育する場の提供、地球温暖化防止等、様々な働きを持つ。この様々なたらき(森林の多面的機能)のうち、木材等の林産物を供給する機能を除いたもの。
す	水源涵養機能	森林の土壌がもつ機能のこと。森林土壌は、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量をコントロールして洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させるとともに、雨水が森林土壌を通過することにより、水質が浄化される。
せ	生態系	ある地域に住む生物(生物群集)と、その生活に影響を与える無機質な環境(土壌・水・空気等)とを総合した系。野生生物及び人類の生存を支える基盤。普通無機質な環境をもとにして、海洋、湖沼、森林、草原、砂漠などの生態系に分ける。しかし、どの大きさを一つの生態系と捉えるかはまちまちで、一つの池や森といったレベルから地球全体に至るまでさまざまな捉え方ができる。生態系を構成する生物部分には、緑色植物からなる生産者、おもに動物からなる消費者、有機物を分解する分解者の別がある。
せ	生物多様性	あらゆる生物種の多さと、それらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態をいい、さらに、生物が過去から未来へと伝える遺伝子の多様さまでを含めた幅広い概念。
せ	世界文化遺産	「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」に基づいて作成される「世界遺産一覧表」に記載された物件のうち、歴史、美術、伝統的文化、科学の面で顕著な普遍的価値を有する記念工作物、建造物、遺跡など。
【た】		
た	ダイオキシン類	廃棄物等の焼却の過程で非意図的に生成される有機塩素化合物。ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)及びコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)を総称してダイオキシン類と定義している。分解しにくい性質をもつことから、環境中に微量であるが広く存在し、生物の体内に蓄積しやすく、発ガン性、催奇形性、免疫機能の低下などの毒性があるとされている。
た	代替フロン	オゾン層破壊力の大きい特定フロン(CFC類)に替わり生産されているフロン類。当初はCFCに替わりオゾン層破壊力が弱い代替フロンHCFC類が広く使用されてきたが、HCFCは漸次生産中止の方向にあり、現在はオゾン層を破壊しない第二世代の代替フロンHFC類が使用されるようになった。しかし、代替フロン類はいずれも温室効果が極めて高く、HFC類は京都議定書で削減の対象ガスに加えられた。 なお、京都議定書の対象ガスの内、HFC、PFC、SF6を代替フロン等3ガスという。
ち	地球温暖化	大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める効果があるが、近年、化石燃料の燃焼等の人間活動の拡大に伴い、大気中の温室効果ガスが増加することにより、将来地球の気温が上昇し、生活環境や生態系に大きな影響を及ぼすことが懸念されている。

	用 語	説 明
ち	地球温暖化防止活動推進員	「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、市民などによる地球温暖化防止の活動を支援し助言するため、都道府県知事が委嘱する運動員。山梨県では、平成15(2003)年から委嘱を開始。任期は2年間。
ち	地球温暖化防止活動推進センター	「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき設置が定められた地球温暖化防止に向けた普及啓発のための組織。全国に一箇所及び都道府県又は指定都市等に各一箇所を指定することが決められており、山梨県では、平成27(2015)年に公益財団法人キープ協会を指定。
ち	鳥獣保護区	「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、野生鳥獣の保護・繁殖のために必要があると認めるとき、環境大臣または知事が指定するエリアのこと。狩猟による捕獲が禁止され、鳥獣の成育及び繁殖のために必要な施設などが設置される。鳥獣保護区のうち、特に鳥獣の繁殖に重要な箇所は特別保護地区として指定され、森林の伐採や工作物の設置など鳥獣の保護・繁殖に影響を及ぼすおそれのある行為が規制される。
て	低公害車	既存のガソリン自動車やディーゼル自動車に比べ、窒素酸化物や二酸化炭素などの排出量の少ない自動車。地球温暖化、地域大気汚染の防止の観点から、世界各国で技術開発、普及が進められている。日本では、電気自動車、圧縮天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車等が実用化されている。
て	低炭素(社会)	地球温暖化の原因である二酸化炭素(CO ₂)などの温室効果ガスの排出を、自然が吸収できる量以内に削減するため、低炭素エネルギーの導入などの環境配慮を徹底する社会システム。低炭素社会では、すべての人がCO ₂ を減らすための行動や選択をとり、政府や自治体はその仕組みづくりを行う。
て	適応策	気候変動の影響による被害の回避・軽減対策を指す。平成30(2018)年6月気候変動適応法の制定により、法的な位置づけがされ、地球温暖化対策は緩和策と適応策の両輪で推進される。関連：緩和策(温室効果ガスの排出抑制対策)
て	テトラクロロエチレン	金属等の脱脂・洗浄剤、ドライクリーニング等に用いられている。肝・腎臓障害や中枢神経への影響があり、IARC(国際がん研究機関)では、「人に対して恐らく発がん性がある」物質としている。
と	特定フロン等	大気中に放出されたフロンが太陽光の紫外線により分解され、その際に発生する塩素が成層圏にあるオゾン層を破壊する。昭和60(1985)年にウィーン条約、その2年後にモントリオール議定書が採択され、国際的なオゾン層保護対策が進んでいる。フロンには様々な種類があり、特にオゾン層破壊と関係が深いと考えられていたCFC-11(フロン11)、CFC-12(フロン12)、CFC-113(フロン113)、CFC-114(フロン114)、CFC-115(フロン115)の5種類を特定フロンと呼ぶ。
と	トリクロロエチレン	→「テトラクロロエチレン」に同じ。
【な】		
な	内分泌攪乱化学物質	肥料、家畜のふん尿、生活排水に含まれるアンモニウムが酸化されたもので、肥料として土壤にまかれた場合、作物に吸収されずに土壤に溶け出し、富栄養化の原因となる。河川や地下水などの公共水域に環境基準が設けられている。
に	二酸化硫黄(SO ₂)	石炭や石油等の化石燃料の燃焼時に発生し、呼吸器を刺激してぜんそく等を引き起こす。また、酸性雨の原因物質でもある。
に	二酸化炭素(CO ₂)	炭酸ガスともいう。無色、無臭の安定な気体で水に溶け、溶液は微酸性を示す。二酸化炭素は自然界にも存在しているが、特に化石燃料等の消費拡大に伴い、大気中に排出される量が増加している。代表的な温室効果ガスであり、我が国の温室効果ガス総排出量の9割以上を占めている。

	用 語	説 明
に	二酸化窒素(NO ₂)	燃焼過程や硝酸製造等の工程から発生するが、燃焼過程からほとんどが一酸化窒素として排出され、大気中で二酸化窒素に酸化される。二酸化窒素は、呼吸器疾患の有症率との関連があるとされており、また、光化学オキシダントの原因物質でもある。
ね	燃料電池	水素と酸素の化学的な結合反応によって生じるエネルギーにより電力を発生させる装置のこと。この反応により生じる物質は水(水蒸気)だけであり、クリーンで、高い発電効率であるため、地球温暖化問題の解決策として期待されている。
の	農業集落排水施設	農村地域における農業用排水の水質保全、農村生活環境の改善、公共用水域の水質保全のため、集落から排出されるし尿や生活雑排水の汚水を浄化処理する施設のこと。
の	ノニルフェノール	界面活性剤であり、工業用の洗浄剤などに使用されている。平成13(2001)年に魚類への環境ホルモン作用が明らかになり、魚類への予測無影響濃度※(0.608 μg/リットル)が示された。
【は】		
は	パークアンドライド	最寄りの駅や停留所、目的地の手前まで自家用車で行って駐車し、そこから鉄道やバスに乗り継ぐ移動方式。交通渋滞対策および環境汚染対策の一環として推進されている。
は	ばい煙	大気汚染防止法では、燃料その他の物の燃焼、又は熱源としての電気の使用に伴って発生する硫黄酸化物及びばいじんや、物の燃焼、合成、分解その他の処理に伴って発生する物質のうち、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある物質を政令で定めるもの(有害物質)をいう。
は	バイオマス	エネルギー源として活用が可能な木製品廃材やし尿などの有機物のこと。再生可能エネルギーの一つ。発酵させ発生するメタンガスを燃料として利用することもある。
は	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)	廃棄物の排出を抑制し、その適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をすることを目的とした法律で、廃棄物処理施設の設置規制、廃棄物処理業者に対する規制、廃棄物処理基準の策定等を内容とする。
ひ	微小粒子状物質 (PM2.5: Particulate Matter 2.5)	浮遊粒子状物質(SPM)の中でも、粒径2.5 μm以下の小さなものこと。粒径が小さくなる事から肺の奥まで入りやすく健康への影響も大きくなり、発がん性も懸念されている。
ひ	ビスフェノールA	ポリカーボネイト樹脂やエポキシ樹脂を製造する原料として使用されている。平成16(2004)年に魚類への環境ホルモン作用が明らかになり、魚類への予測無影響濃度※(24.7 μg/リットル)が示された。
ふ	富栄養化	湖沼などの閉鎖性水域で、栄養塩(窒素、リン)の濃度が増加することで、藻類の異常増殖をもたらす、アオコ、赤潮等の発生原因となる。生活排水等が原因で、富栄養化が進むと魚類のへい死や飲用水の異臭味が発生する。
ふ	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	代表的な可塑剤として、壁紙、床材、各種フィルム、電線被膜等様々な形で使用されている。
ふ	フタル酸ジ-n-ブチル	主に塗料、顔料や接着剤の可塑剤であり、加工性や可塑化効率の向上のために使用されている。
ふ	浮遊粒子状物質 (SPM:Suspended Particulate Matter)	浮遊粒子状物質。大気中に漂う粒径10 μm(1 =0.001mm)以下の代表的な大気汚染物質。物の破砕や選別、土砂の巻き上げ、燃料の燃焼過程などで発生し、粒径により呼吸器系の各部位へ沈着し人体に影響を及ぼす。

	用 語	説 明
ふ	ブルントラント委員会	昭和59(1984)年国連に設置された「環境と開発に関する世界委員会」(WCED=World Commission on Environment and Development)のことで、一般に、委員長の名前をとってブルントラント委員会と呼ばれる。昭和62(1987)年までの約4年間で合計8回の会合が開かれ、その後にもまとめられた報告書“Our Common Future”(邦題『地球の未来を守るために』)では、環境保全と開発の関係について「将来世代のニーズを損なうことなく現在の世代のニーズを満たすこと」という「持続可能な開発」の概念を打ち出した。
ふ	フロン類	フッ素を含むハロゲン化炭化水素の総称。人工的に作られた蒸発しやすい液体、あるいは気体状の化学物質である。毒性が低い、燃えない、油を溶かす等の性質を持っているため、半導体など精密部品の洗浄剤、クーラーの冷媒などに広く使われているが、オゾン層を破壊することで問題になっている。特に、一部のフロンは特定物質に指定され、製造などが規制されている。また、最近では温室効果ガスとしても問題になっている。
へ	ベンゼン	合成樹脂等の原料として幅広く用いられており、また、ガソリン中にも含まれ、自動車排出ガスからも検出される。IARC(国際がん研究機関)では、「人に対して発がん性が有る」物質としている。
ほ	保安林	水源の涵養、土砂の流出その他の災害や干害の防備、レクリエーションの場の提供など特定の公共目的を達成するため、森林法に基づいて一定の制限(立木林の伐採、土地の形質の変更などの制限、植林の義務)が課せられている特定の森林。その指定の目的により17種類ある。
ほ	放射性物質	放射能を持つ物質の総称で、ウラン、プルトニウム、トリウムのような核燃料物質、放射性元素もしくは放射性同位体、中性子を吸収又は核反応を起こして生成された放射化物質を指す。
ほ	放射能	原子核が崩壊して放射線を出す能力のこと。放射能の単位はベクレル(記号Bq)であり、1Bqは1秒間に1個の原子核が崩壊すること。
ほ	ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物	ポリ塩化ビフェニル(PolyChlorinated Biphenyl)は、昭和4(1929)年に初めて工業製品化されて以来、その安全性、耐熱性、絶縁性を利用して電気絶縁油、感圧紙等、様々な用途に用いられてきたが、環境中で難分解性であり、生物に蓄積しやすくかつ慢性毒性がある物質であることが明らかになり、生産・使用の中止等の行政指導を経て、昭和49(1974)年に化学物質審査規制法に基づき製造及び輸入が原則禁止された。また、PCB廃棄物については、処理施設の整備が進まなかったことなどから事業者が長期保管し続けてきたが、平成13(2001)年にPCB廃棄物処理特別措置法が施行され、処理体制の整備を図ったうえで平成28(2016)年度までに処理を終えることとしている。
【ま】		
み	緑の少年隊	青少年が主体となって緑化に係る広範な活動を展開する団体。緑化を通じて次代を担う青少年の育成を図るため、林野庁が主導し、都道府県、市町村等が活動を援助している。活動分野は、(1)森林・林業や自然への理解を深める学習活動、(2)緑の募金活動への協力など地域社会等への奉仕活動、(3)心身の健全な発育を図るレクリエーション活動と多岐にわたる。

	用 語	説 明
も	木質バイオマス	木材からなる生物資源量。樹木の伐採や造材時に発生した枝、葉などの林地残材、製材工場などから発生する樹皮やのこ屑などのほか、住宅の解体材や街路樹の剪定枝など。植物は温室効果ガスである二酸化炭素を吸収し成長するため、それを石炭、石油などの化石燃料の代替エネルギー源として用いれば、飛躍的に二酸化炭素発生量を減らすことができる。最近では、木質バイオマスのエネルギー源としての利用を促進するため、燃焼技術の開発、燃焼方法、ガス化などの研究が進められている。
も	モニタリング調査	監視・追跡のために行う観測や調査のこと。継続監視とも言われる。大気質や水質の継続観測や植生の経年的調査などが代表例。気候変動などによる生物構成種の推移、人間活動による生物への影響などを長期間にわたり調査することや、環境変化を受けやすい代表的な生物など特定の生物種(指標種)を、毎回同じ調査手法で、長期にわたり調査して、その変化を把握するのもモニタリングの一つである。
【や】		
や	やまなしエネルギー環境マネジメントシステム	山梨県が一事業者として更なる削減に取り組むため構築した、環境負荷の低減、地球温暖化の防止、エネルギーの合理的使用その他の環境保全に関する職員の環境活動を推進することを目的として、独自の環境管理システム。
や	山梨県環境保全審議会	環境の保全、鳥獣の保護及び狩猟、温泉に関する事項について調査審議を行う審議会。専門的な事項を審議するための部会として鳥獣部会、温泉部会、廃棄物部会、地球温暖化対策部会を設置している(令和元(2019)年11月現在)。
や	山梨県ノーレジ袋推進連絡協議会	レジ袋を削減するための方策やレジ袋削減についての意識啓発等を行うため、事業者、消費者団体、行政等を構成メンバーとして平成19(2007)年8月31日設立。「平成20(2008)年度容器包装3R推進環境大臣賞」の「地域の連携・協働部門 奨励賞」を受賞。 平成20(2008)年以降は、レジ袋削減を推進するために、「山梨県におけるマイバッグ等の持参促進及びレジ袋削減に関する協定」を締結している。
よ	容器包装リサイクル法	容器包装ごみのリサイクルの促進を目的に、平成7(1995)年6月に制定された法律(正式名称「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」)。消費者に容器包装ごみの分別排出、市町村に分別収集、製造者に容器包装ごみのリサイクルを義務付けている。平成12(2000)年度に全面改正されている。
【ら】		
ら	ライフサイクルアセスメント(LCA: Life Cycle Assessment)	製品やサービスの原材料採取から製造、流通、使用、廃棄に至るまでの製品の一生(ライフサイクル)で、環境に与える影響を分析し総合評価する手法のこと。
り	リスクコミュニケーション	行政、事業者、国民、NGO等の関係する全ての者が、化学物質による環境リスクの程度、環境リスクに対する感じ方・考え方、化学物質対策などについて、情報を共有しつつ、意見の交換を図り、相互の信頼を築くため、対話を進めていくこと。環境リスクの削減を円滑に推進すると期待される。
り	リターナブル容器	再使用(リユース)のために、返却・回収ができる容器。
れ	レッドデータブック	絶滅に類している動植物の種を記した資料集。IUCN(国際自然保護連合)がリストアップし、昭和41(1966)年から発行している。日本に関しては平成元(1989)年に出版された。本県でも平成16(2004)年度、県内の野生動植物に関するレッドデータブックを作成した。平成30(2018)年3月改訂。

第2次山梨県環境基本計画

平成26(2014)年3月策定
令和元(2019)年11月中間見直し

発行 山梨県

甲府市丸の内1-6-1

<http://www.pref.yamanashi.jp/>

編集 山梨県 森林環境部 森林環境総務課

電話 055-223-1634(直通)